

平成 30 年 1 月 31 日

『民進党 2018 年度定期大会』開催要項

実行委員長 徳永エリ
同事務局長 大野元裕

- 1 開催日
2018 年 2 月 4 日（日）
- 2 会場
都市センターホテル コスモスホール（3 階）
東京都千代田区平河町 2-4-1 TEL03-3265-8211（代）
- 3 大会構成
 - 代議員
 - 党所属衆参国会議員 衆議院議員 12 名、参議院議員 42 名（1 月 31 日現在）
 - 都道府県連代議員 各 2 名（登録締切 1 月 22 日）
 - ご来賓
 - 労働界
 - 言論界
 - ご招待
 - 会派所属議員等
 - 無所属惜敗候補者
 - 友誼団体・各界
 - 国会議員 OBOG 会
 - 地方自治体議員フォーラム世話人、政令指定都市政策協議会三役、女性議員ネットワーク会議ブロック世話人、全国青年委員会役員
 - オブザーバー
 - 都道府県連が推薦する党员・サポーター等
 - 報道関係
 - 事前登録とするが、制限は設けない
- 4 議案
 - 活動方針案（付属資料：活動報告）
 - 予算・決算（財政小委員会に事前付託）
 - その他
- 5 議案に係る会議
 - 財政小委員会 9：00～10：15
 - 本部出席者 財務局長・他
 - 地方出席者 都道府県連代議員 各 1 名
 - 傍聴等 なし
 - 報道対応 非公開（頭撮り・ブリーフともなし）
 - 担当事務局 財務・組織

- 全代議員会議 10：30～12：00
 - 本部出席者 執行役員会メンバー及び党務委員長・局長
 - 出席者 所属国会議員、地方代議員
 - 傍聴等 あり
 - 報道対応 部分公開（頭撮りのみ・ブリーフあり）
 - 担当事務局 総務・関係各部署

- 大会本会議 13：00～15：00（終了予定）
 - 出席者 大会全構成員
 - 傍聴等 あり
 - 報道対応 全面公開

6 その他

- 運営 大会実行委員会が行う
- 議長 大会実行委員会が選考・推薦（2名を予定）
- 予算 大会実行委員長から財務局長に要請（大会設営、地方代議員等への交通費支給等）

以上

2018年度 活動方針

大切なものは地域にこそある。

国民生活向上のための政党—地域主義の徹底へ

今後1年間は、私たち自身の自己改革を不断に進めるとともに、昨年の総選挙を契機に誕生した友党との連携によって大きな塊をつくることに粘り強く取り組み、来年の統一地方自治体選挙、参議院議員選挙での党勢挽回の基盤を築き上げるための重要な期間です。

全ての取り組みは、安倍政権打倒を目指して全力で巨大与党と対峙し、国民生活向上に資する政治と政策制度を実現するために、私たちに課せられた責務です。私たち自身が本来の活動に全力を傾注すること、及び、大きな塊をつくること、その責務を果たすうえで重要な鍵となることを十分に認識し、活動していきます。

憲法には国民が主権者と定められています。主権者としての重要な権能は、総選挙での政権を選択することです。大きな塊を目指して今後1年間の活動を行い、次期総選挙での政権選択の可能性を高めることは、主権者の権能を国民の皆さんに保障することにほかならず、私たちの重要な責務です。

今後1年間、そのことの認識を共有し、地域を大切にしながら、全力で活動していきます。

全体としての活動方針

昨年12月26日に開催された両院議員総会と全国幹事会、さらに自治体議員団等の役員の商品会議で、党の戦略・組織・運営に関する基本方針として、以下の内容が確認されました。

- ① 国民生活の向上が何よりも重要な目標であるという党の原点に立ち返る
- ② 党のガバナンスの改善・強化
- ③ できる限り早期に新しい党として「生まれ変わる」
- ④ 地方組織を維持強化しながらの党財政再建
- ⑤ 友党との連携および議員や候補者の支援の枠組み作りを目指す

以上の確認事項を着実に実行していくことが活動の軸となります。

◇ 党の原点は国民生活の向上

前頁①の党の原点の再確認を踏まえ、昨年大みそかから、わが党の基本スタンスを再確認する議論を積み重ねてきました。全国青年委員会委員長と女性議員ネットワーク会議世話人代表を共同座長とした基本政策検討本部検討会で、綱領や基本政策について有意義かつ濃密な議論が行われ、その内容は検討本部の承認を経て、党執行部に対する答申としてまとめられました。

この答申を踏まえ、来年の統一地方自治体選挙、参議院議員選挙で、わが党が「国民生活の向上」を目指す政党であることがより明確に伝わるよう、綱領や基本政策についてさらに議論を深めていきます。

もちろん、わが党のこれまでの綱領や政策的蓄積等は大切な資産であり、この上に現在のわが党があります。より分かりやすく、伝わりやすくするための工夫も含め、民進党が育ててきた理念を大切に、継承しつつも、さらに進化させる観点から綱領や基本政策等の見直しについて、今後は国会議員も参加した全党的議論を進めていきます。

◇ ガバナンスを改善し、信頼される党へ

従来の党運営は、ともすれば国会議員主導の傾向がありましたが、先の総選挙方針決定の際の「判断の誤り」に至った過程の反省も踏まえ、これからの党運営、そして改革への取り組みは、地方組織、地方自治体議員の参画の中で進めていきます。

党の運営・ガバナンス、意思決定システム、党内議論の集約方法などについては、昨年11月以降の2カ月余りにわたり開催した各種会議の議論を踏まえ、具体的に以下の課題について規約や規則の改正、党組織、事務局機構の改革を進めます。その方向性の概要は下記のとおりです（規約・規則等の改正条文案等は別紙参照）。

1. 常任幹事会等への地方自治体議員の参画・女性議員の参画

- 都道府県連の地方幹事の中からブロックごとに互選されたブロック代表者の参加。
- 地方自治体議員フォーラム・政令指定都市政策協議会、女性議員ネットワーク会議、全国青年委員会の代表者の参加。
- 常任幹事選出にあたっての男女共同参画推進の観点からの配慮。
- 党全体に関わる課題、地域や地方組織に関わる議題についての、全国幹事会等の地方代表者会議と両院議員総会の合同開催。
- ブロック内での情報共有、意思疎通、意向集約機能の強化。
- 地方自治体議員及び地方組織の意見尊重義務の規約明文化。

2. 党員・サポーター制度の改革

- サポーター費は、党本部納付を廃止し、都道府県連と総支部に配分する。
- 党員・サポーターには党ウェブサイト内の党内向けページへのアクセス権を付与し、党本部各部局から党内向け情報（政策・日程・国会等に関する情報、及びニュース等）の提供を行うとともに、政策や党運営に関する意見や提言を党執行部・役員に伝えるシステムを新設する。
- 代表選挙での「党員・サポーター枠」は全国を一本化する（都道府県連単位とはしない）。

3. 地域事情を踏まえた組織の活性化

- 地方自治体議員の総支部長選任の規約等明文化
- 行政区支部の設立要件緩和
- 都道府県連・総支部への財政支援の維持（予算化）

4. 党本部機能・事務局体制を再編強化

- 党本部機構を、現在の議員数・職員数の実情を踏まえた体制にするため、段階的に組織再編、人事異動を行う。
- 党本部機構を、①官房、②広報・発信、③組織対策、④国会対応、の4つの機能を軸に再編成する。
- 事務局の概要、位置づけ、基本的考え方等を規約上に明記する。

5. 地域での地域政党・友党との連携

- 地域政治団体（俗称・地域政党）等を規約上に明記し、連携・支援を行う枠組みを構築する。
- 友党所属の民進党出身議員・候補者等との連携に留意した地方組織運営を行い得る枠組みを構築する。
- 友党所属の民進党出身議員・候補者との連携に留意した候補者選定を行い得る枠組みを構築する。

いずれの項目も、今年の総選挙の経緯と結果に伴って生じている現在の状況に対応するための工夫です。

とくに上記「2」項に記した、地方自治体議員、党員・サポーターが常時必要な情報を入手し、そして意見・提言を執行部や関係党役員に伝えられるシステムの活用によって、全党が党運営や政策づくりに日常的に関わる政党文化の成熟に取り組みます。

全国幹事会等の会議やブロック毎の協議・意見交換等を、ウェブ会議システムを活用して対応できるようにします（党本部のウェブ会議システムを地方組織間の会議でも使えるようにする等）。

◇ 改革し、新しい党へ

昨年 12 月 26 日の確認事項を踏まえ、上述のガバナンス課題をはじめとする構造的・体質的問題の改善、解決に努め、本気で「生まれ変わる」努力を行うと同時に、できる限り早期に新しい党に「生まれ変わる」ことを模索します。

執行部のみならず、国会議員・地方自治体議員も友党議員との連携強化・信頼関係維持のためにそれぞれが努力し、その結果として「新しい党」に移行することを視野に入れます。

国民生活の向上に積極的に取り組むことを党是とする政党として、党改革を可及的速やかに行いつつ、志を共有できる仲間を糾合し、「新しい党」への移行を目指します。

そして、その先には、さらなる大同団結も視野に入れ、友党等と積極的に協調・連携・合流を模索していくことが望ましいと判断します。

もちろん、理念・政策の合致が大前提であることは言うまでもありません。また、所要の機関協議、機関決定が必要なことも言うまでもありません。

幅広い中間層の支持を集めることを目指した民進党は、「中道」という価値観を大切にすべきではないでしょうか。「中道」とは単純に真ん中という意味ではなく、本来、「異なる意見にも耳を傾けて、熟議を尽くして結論に至る」という議論や思考の作法も含むものと考えます。そのような党内文化を有した中道的な政党としての「新しい党」を目指します。

「保守」と「リベラル」が原義的には対立概念ではないことは、昨年 11 月 21 日の代表質問で大塚代表が言及しました。民主主義を軽視する安倍政権に対し、大同団結して民主主義を重んじる勢力の結集を目指し、幅広い中間層に訴えかけることが、民進党にとっての重要な戦略です。

◇ 党財政の再建

党財政は経常経費・政治活動費のより一層の見直しを図りながら、一方で、統一地方自治体選挙、参議院議員選挙を見据え、地域組織への財政支援も行います。

都道府県連への支援の維持を図り、また、新設される地方自治体議員総支部への支援を行います。

◇ 選挙での友党等との連携

友党との連携、再結集については、引き続き「働き方改革」をはじめとした政策課題、国会対応についての連携を進める中で、相互理解と信頼醸成を積み重ね、結束への道筋を拓きます。

同時に、候補者調整等のプラットフォームを立ち上げるべく、最大の支援団体である連合との協議も踏まえながら、友党との話し合いを進めていきます。

各党務部門の活動方針

◇政策活動◇ 党の原点は国民生活の向上

昨年の総選挙時点の政策議論の到達点をまとめた「民進党政権公約原案」などの政策的蓄積を基礎としながら、「党の原点は国民生活の向上」との立場に立って、さらに政策を磨き上げて行きます。

衆参両院の3分の2以上の議席を有する与党勢力を背景にして、立憲主義を否定し、強引な国会運営を行い、疑惑隠ぺいといった不誠実な姿勢を押し通す安倍政権と厳しく対峙します。友党を含む野党との連携・協力を推進し、予算案、法律案、経済政策、外交安保政策等に対応します。

提案型政党として、政策立案や議員立法、政府提出法案への対案作成を積極的に行います。通常国会の最大の焦点である「働き方改革」関連法案に対する「対案パッケージ」をはじめとして、安倍政権が十分に対応し切れていない社会保障の拡充、地域経済の再生、人口減少への対応、行政監視等の分野を中心に、全力を尽くします。

北朝鮮問題をはじめとする厳しい安全保障環境を踏まえ、「専守防衛に徹し、近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」との原則に基づき、国民の安全確保と日本の平和外交力の発揮に資する議論と対応を進めます。

立憲主義を守るとともに憲法の3大原則(国民主権・基本的人権の尊重・平和主義)を堅持しつつ、「新しい人権」や「統治機構改革」等、時代の変化に対応した未来志向の憲法を国民とともに構想します。

東日本大震災・原発事故を決して風化させることなく、引き続き国政の最重要課題の一つとして取り組んでいきます。また、異常気象等の影響から被害が拡大しつつある自然災害等の復興にも全力を尽くします。

党内議論にあたっては、政務調整会議を構成する4部会での議論を積み上げるとともに、ウェブ会議システムを活用して都道府県連等の地方組織の意見を反映させる等、丁寧な合意形成に努めます。

また、最大の支援団体である連合をはじめ、経済団体、NPO等、各界との政策協議、連携強化を進めます。

◇国会活動◇ 友党をはじめ野党連携を最優先

昨年の総選挙以降、衆参で野党第1党が異なるという政治状況が続いています。数を背景とした安倍政権の強引な国会運営と厳しく対峙していくため、野党陣営内で民進党がリーダーシップを発揮し、大きな塊をつくる努力を続けます。

来年の統一地方自治体選挙・参議院議員選挙を視野に、友党の再結集を強く意識しながら、野党各党との連携をより強固なものとする国会運営を行っていきます。

通常国会では「働き方改革」をはじめとする重要政策課題について徹底した審議を求めるとともに、「森友・加計問題」に代表される疑惑・不祥事等に関して厳しく追及していきます。

与党による国会審議の形骸化を許さず、野党質疑時間や総理出席質疑の拡充、党首討論の定期開催など、真の「国会改革」を進めます。

◇選挙対策◇ 統一地方自治体選挙と参議院議員選挙の土台づくり

本年は、来年の統一地方自治体選挙と参議院議員選挙の準備、及び次期総選挙に向けた土台づくりの年です。

「民進党の最大の財産は地方自治体議員と地方組織」との認識を共有し、それを維持・充実させることこそが党勢回復に向けた必須の要件です。そのため、各都道府県連と党本部が協力して、統一地方自治体選挙で勝利するための戦略を遂行します。

統一地方自治体選挙やそれまでの間に執行される地方自治体選挙において、民進党系議員がいない自治体での連携可能な現職議員への働きかけ、新人候補の発掘等を行います。とくに、新人候補の発掘に関しては、女性議員ネットワーク会議、全国青年委員会の協力を仰ぎます。

参議院議員選挙の準備も本格化させなければいけません。1人区等での他の野党との協力の必要性を念頭に置きつつも、党の存在感を高めるために、公募等による候補者の擁立を着実に進めていきます。

また、参議院議員選挙で勝利するためには、次期総選挙に向けた候補者の内定も重要であり、そうした観点から先の総選挙での惜敗者への対応も進めます。いずれも民進党出身議員、候補者との連携に留意して取り組みます。

友党との候補者調整のプラットフォームの設営を行います。

◇組織活動◇ 党の足腰を固めることから

来年の統一地方自治体選挙、参議院議員選挙に勝利するための党組織の基盤強化を図ります。

衆議院議員不在の小選挙区では、地方自治体議員を支部長とする総支部を創設し、その運営等に対する支援を行い、党の礎である地域組織の構築と活性化を進めます。

「地方自治体議員フォーラム」「政令指定都市政策協議会」等と連携し、政策理念や政治意識を共有する多くの地方自治体議員（民進党籍以外の地方自治体議員を含む）の結集をはかるとともに、地域の真剣な声を党運営に反映させます。

また、おのおのの地域での地域政党や政治団体との連携・協力を進め、地域から安倍一強政治に対抗する結集の軸を形成していくことに努めます。

◇男女共同参画◇ 女性候補者の発掘と育成へ

「政治分野における男女共同参画推進法案」の成立を各党に働きかけます。法案の基本原則にのっとり、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して、女性候補の発掘・育成に努めます。

社会での性別による固定的な役割分担等を反映した制度や慣行が、選挙への女性の立候補に及ぼす影響に着目し、改善策を追求します。性別に関わりなく個性と能力を発揮できるよう、クオータ制の導入など政治分野の男女共同参画を実現する施策に取り組みます。

男性も女性も、性暴力被害に遭われた方が、ワンストップで必要十分な支援を受けられるよう「性暴力被害者支援法案」の成立に取り組みます。

◇青年活動◇ 全国青年委員会を友党とのプラットフォームに

統一地方自治体選挙に備え、全国青年大会・選挙研修会等を積極的に開催します。若い力を党運営・党改革の推進力とするために、全国青年委員会の活動を活発化します。全国青年委員会で培ってきた全国ネットワークの維持・発展を図るとともに、ブロック青年委員会を友党の仲間をつなげるプラットフォームにするための整備を行います。理念を共有できる人材の深耕、候補者発掘等を目的として、若手社会人や学生等とのネットワークづくりを全国で展開します。党本部に学生部を創設します。

さらに、これまで党の青年活動に携わってきた方々と連携するOB・OGネットワークの構築を図ります。マニフェスト大賞最優秀政策提言賞を受賞した「日比プラン」（骨髄ドナー登録推進活動）については今年も継続して全国各地で活動を行っていきます。

また、地域組織や全国青年委員会などの連携のもとで、サポーターが参加できる地域会合の開催などにも取り組みます。

◇各界交流◇ 連合をはじめ対話と連携を強化

「働き方改革」について、最大の支援団体であり、働くことを軸とする安心社会実現を掲げる連合と十二分に連携し、真に働く者の立場からの改革実現の活動に国会内外で取り組みます。

年金・子育て等の社会保障制度の問題、消費税軽減税率等の税制の問題等、「国民生活の向上」に関わる諸課題を中心に関係団体と双方向の議論・交流を活発化し、党の政策や活動に反映していきます。

また、経済界・産業界・宗教界をはじめ各分野の団体、NPO、市民団体などと積極的な対話を進め、新たな連携・協力関係を構築するべく取り組みを強化します。

特に昨年の総選挙の経緯と結果を受けて、各種議員連盟や議員懇談会が消失した分野もあるため、早期に現状を把握し、計画的に再生を図り、関係団体との連携を再構築します。

「団体交流レポート」や「NPOレポート」を定期発信し、党内の情報交流や各団体との連携活動の活発化に取り組みます。

◇国民運動◇ 全国キャンペーンも展開

地方の活性化等を含む「国民生活の向上」を目指した諸課題への取り組み、「過労死ゼロ社会」の実現を目指した真の「働き方改革」の実現、「森友・加計問題」をはじめとした疑惑解明に向け、全国的なキャンペーンを行います。

特に統一地方自治体選挙、参議院議員選挙を踏まえたタウンミーティング、街頭宣伝活動等を展開します。

◇広報活動◇ 地域の声を意思決定過程に届けるシステムづくり

党員・サポーター制度の抜本的見直しにあわせて機関紙の在り方を見直します。従来の業務を全般的に見直し、党の現在の財政状況に応じて経費の節減に務めながら、効果的・効率的な情報発信等を行います。

党ウェブサイト上に地方自治体議員、党員・サポーターのみがアクセスできるページを6月を目途に構築し、常時必要な情報を入手し、そして意見・提言を執行部や関係党役員に伝えられるシステムを整備します。

SNSの活用や、ネガティブキャンペーンに対する措置等も強化します。

◇国際交流◇ 政党外交と国際的な発信を継続

党の財政状況を勘案しつつ、戦略的かつ継続的な政党外交を推進し、駐日外交使節、メディア等との連携・交流を図ります。とくに米国、中国、韓国、ベトナムはじめ成長著しいアジア太平洋地域諸国や欧州諸国との政党レベルでの信頼醸成に引き続き努めると共に、北朝鮮問題の解決に向け国際社会の一致結束した行動の重要性を関係国に訴えます。

国際広報では民進党の理念を正確に発信することで、民進党の国際的なプレゼンスの向上に引き続き努めます。月1回の英文ニュースレター、中文ニュースレターのリリースを検討します。

◇財務活動◇ 聖域なき支出見直しで選挙に集中

厳しい財政状況を踏まえつつ、聖域なき抜本的支出の見直しを行います。他方、来年に予定されている統一地方自治体選挙、参議院議員選挙を見据え、都道府県連に対する支援の維持を図り、新設される地方自治体議員総支部への支援を行ってまいります。また、来たるべき衆議院総選挙と党勢の回復に向けた党の活動に対しては、適切な計画に基づいたメリハリのある拠出を行ってまいります。

2017年度 活動報告

「判断の誤り」を謝罪し、検証することから生まれ変わる

2017年9月28日の両院議員総会において、第48回衆議院総選挙に臨むにあたり、民進党の基本的な考え方を政策に盛り込ませるような取り組み及び予定候補者全員が受け入れられることを前提に、前代表の提案を受け入れ、「一、今回の総選挙における民進党の公認内定は取り消す。二、民進党の立候補予定者は『希望の党』に公認を申請することとし、『希望の党』との交渉及び当分の間の党務については代表に一任する。三、民進党は今回の総選挙に候補者を擁立せず、『希望の党』を全力で支援する」という判断を行いました。しかし、その後の希望の党との交渉の結果は、とても受け入れられる内容ではなく、新党から立候補しなければならない人、あるいは無所属で立候補しなければならない人等、3分裂して戦う状況となりました。また、予定候補者の中には選挙区の変更や、立候補できない人もいました。

選挙結果は、与党が3分の2の議席を確保することとなり、前代表は辞任することとなりました。当初は総選挙後、参議院議員や地方自治体議員も希望の党に合流することも想定されましたが、それは白紙となり、民進党は存続することとなりました。とはいえ、総選挙に候補者を擁立しなかった政党が支払う代償は大きく、低い支持率で低迷しています。

しかしながら、大半が元民進党の議員で構成される2つの新党が立ち上がったなかで、両党の中間地点に位置し、幅広い有権者層の受け皿になる政党が必要であることは言うまでもありません。私たちは判断の過ちに至った過程を検証し、改革すべきところを着実に改革しながら、巨大与党に立ち向かい、国民本位の政治を取り戻すために、党の再生と、再結集の道筋を切り拓くことが求められています。

第48回衆議院総選挙の総括

□両院議員総会における党所属国会議員の判断は誤り

民進党は第48回衆議院総選挙に公認候補者を擁立した戦いを行いませんでした。したがって、民進党の選挙総括は、候補者を立てて戦わなかったことの総括、という極めて異例なものとなります。

* * * * *

民進党が7月の東京都議会議員選挙で惨敗し、その後は党内混乱が続き支持率低迷が続いていたことに加え、国政進出を企図した希望の党の総選挙準備が整わない中で、安倍政権が機先を制するかたちで党利党略による解散・総選挙に踏み切りました。そうした状況下、民進党としては希望の党との全面合流という戦略で応戦しようとしたが、両党執行部間の合流に関する詰め甘さや認識の齟齬が露呈し、分裂選挙に至る結果となりました。

詰め甘さ等については申し開きの余地はなく、結果的に両院議員総会での党所属国会議員の判断は誤りであったと結論付けざるを得ません。合流を決断しなかった場合はどうであったかという「仮定の話」を総括の材料とすることは適切ではなく、その後の混乱、分裂、結果の事実をもって、「判断は誤りであった」という総括をすべきです。

民進党は国民、有権者、支持者の皆様へ深く謝罪致します。

さらに、「23万人の党员・サポーター、1600人の地方自治体議員、200人近い衆院選内定候補者が集う政党の存亡に関わる重大事項を140人に満たない国会議員のみで、それも極めて短時間で決めたことと、決められた仕組みこそが問題」、「判断の誤りが明らかになった段階で方針を転換すべきであった」との指摘も重く受け止めなければなりません。

加えて、分裂選挙の状況下で、都道府県連をはじめとした地方組織には、民進党出身の無所属候補、希望の党候補、立憲民主党候補の選挙実務を重複して担うという、物理的にも、心情的にも過重の負担を強いることとなったことに関し、特に党本部は重く受け止めなければなりません。

民進党本部は、党员・サポーター、地方自治体議員、地方組織、分裂選挙を戦った、あるいは戦いを断念せざるを得なかった民進党出身候補者すべての方々に、あらためておわびし、誤りを繰り返さないために、自らを改める決意を表明します。

また、民進党の基本的な考え方を政策に盛り込ませるような取り組み及び予定候補者全員が受け入れられることを前代表により確認した上であったとしても、誤った判断に至った前提として、次の2点を確認しておくことも、その後の改革のためには必要です。

第1点は、支持率低迷下で東京都議選が迫る中、党所属の現職都議会議員や党公認候補が相次いで離党するとともに、相前後して現職国会議員にも離党の動きが広がっていたこと。こうした足元の乱れが、衆議院が解散され、総選挙が確定した局面で、

「判断の誤り」に至る党所属国会議員の心理に影響したことは否めません。さらに、そうした動きは、党勢の長期的低迷と関係していることは言うまでもありません。

第2点は、党勢の長期的低迷です。その要因は、さかのぼれば政権時代の党内混乱と分裂、下野後の党運営のあり方、所属国会議員個々人の対応、他の野党との選挙協力に関する意見の違い等々、党のガバナンス全体に多岐にわたり、かつ輻輳しているのが現実です。そうした複雑な要因を単純化して整理することは必ずしも適切とは言えません。総合的に考えて、安定的かつ前向きな党運営ができない状況が深刻化し続けていたと見るべきです。

以上を踏まえて、民進党が誤りを克服し、責任を果たしていくために、自らを徹底的に検証し、根本的、抜本的な改革の上に立った党再生の道筋を早急に追求することが不可欠の状況にあります。

大塚新体制のもとで改革に着手

—— 地方自治体議員の参加で改革を進める ——

前代表の辞任を受けて、10月31日に開催された両院議員総会は大塚耕平参議院議員を新たな代表に選出しました。大塚代表は11月8日に「党の戦略・組織・運営に関する改革本部」を設置し、精力的に党再生に向けた議論を進め、全国幹事会、両院議員総会、国会議員の期別懇談会等での累次にわたる意見交換、国会議員や党本部職員からの意見書・提言書提出、また全国11ブロックに代表・幹事長が出向いて都道府県連と議論を行うなど、全党的な議論を重ねました。

そして12月26日には両院議員総会と全国幹事会、さらに自治体議員団等の役員との合同会議を開催し、党の戦略・組織・運営に関する「基本的考え方」を示し、国民生活の向上が何よりも重要な目標であるという党の原点を再確認するとともに、党のガバナンスの改善・強化や、できる限り早期に新しい党として「生まれ変わる」こと、地方組織を維持強化しながらの党財政再建、友党との連携および議員や候補者の支援の枠組み作りを目指すことを確認しました。

同時に、基本政策検討本部を立ち上げて、全国青年委員会委員長と女性議員ネットワーク会議世話人代表を共同座長として、民進党が育ててきた理念を大切にし、継承しつつも、さらに進化させる観点から綱領等の見直しに取り組む検討会は12月31日から議論を開始しました。

併せて、総選挙における誤りを二度と繰り返さないために、党としての意思決定方法の改革など、規約や規則の改正のほか、党組織、事務局改革の検討にも着手しました。

また、通常国会までに民進党、立憲民主党、希望の党による統一会派の結成を目指し、幹事長、国会対策委員長を中心に取り組みを進めましたが、開会に間に合わせることはできませんでした。引き続き、国会対応や政策課題ごとの連携を進めながら、友党結束の道筋を模索し続けていきます。

各委員会・部局の活動報告

◆政策活動◆ 安倍内閣に厳しく対峙し、提案型の論議を展開

活発な政策議論を繰り広げ、「尊厳ある生活保障総合調査会中間報告」、「民進党のエネルギー政策（当面の論点メモ）」、「就学前の保育・教育の完全保障を目指す提言」などの骨太で重要な政策指針を決定しました。

共謀罪をはじめ、安倍内閣が提出した法案の問題点を質すとともに、生活と雇用を守り、働き方改革を進めること、人への投資を加速すること、公正・公平な社会をつくること等を目的として、介護崩壊防止法案、長時間労働規制法案、格差是正・給付付き税額控除法案、教育の無償化法案、福島第二原発廃炉法案など、議員立法を積極的に提出しました。改正文化振興基本法、改正ホームレス自立支援特措法、地方議会選挙のビラ解禁等の改正公選法などについては、法案の成立に民進党が主体的に貢献しました。

天皇陛下の退位等について「皇位検討委員会」の下で党内の意見を取りまとめ、「衆参正副議長によるとりまとめ」や「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の成立に民進党として重要な役割を果たしました。

全国政策担当者ウェブ会議を開催し、地方組織との政策議論を重ねました。震災復興、災害対策、拉致対策、憲法等に係る対策本部等とも連携し、政策づくりに取り組みました。

衆議院総選挙に向けた政権公約を作成するための作業を行い、民進党の政策の到達点を取りまとめました。「2017 民進党国会レポート」を作成し、党ウェブサイトに掲載しました。

特別国会では、衆院選後の政治情勢に対応し、政務調整会議及び4つの部会を軸とした政策活動を展開しました。野党連携のもと、公文書管理法改正案、情報公開法改正案、ギャンブル依存症対策基本法案、共謀罪廃止法案を共同提出しました。

◆国会活動◆ 疑惑調査チームを設置し質疑で徹底的に追及

第 193 通常国会では、文部科学省の天下りあっせん問題、南スーダンPKO日報問題、森友学園国有地売却問題、加計学園獣医学部新設問題など、相次いで明らかになった政府部内の組織ぐるみの疑惑に対し、国会対策委員会のもと疑惑調査チームを設置、衆参連携して徹底的に追及しました。

また、アベノミクスが助長した格差問題、政府の目指す「働き方改革」の問題点などを生活者、働く者の視点から厳しく質しました。

最重要法案であった共謀罪法案への対応では、野党連携を積極的にリードし、院内外の諸勢力と連携しながら国会論戦に臨みました。追い込まれた政府与党が、参議院での審議途中にもかかわらず中間報告＝採決という暴挙に及んだのに対し、野党は共同で内閣不信任案を提出するなど、政府与党の姿勢を厳しく糾弾しました。

通常国会閉会后、民進党を中心とする野党は憲法 53 条に基づき速やかな臨時国会召集を求めましたが、安倍内閣は 3 カ月も無視し続けたばかりか、臨時国会冒頭での解散という暴挙に出ました。安倍政権による数の力を背景とした国会運営は総選挙後さらに強権的なものとなり、第 195 特別国会では、衆議院で野党の質疑時間が大きく削減されるなど、野党にとっては厳しい情勢が続いています。

◆選挙対策◆ 都議選と衆院選を通じて党の存在感は著しく低下

7 月 2 日の東京都議選では、国会議員による前例がないほどの手厚い支援があったものの、告示前の 7 議席を下回る 5 議席にまで落ち込みました。その結果を受けて、執行部は退陣しました。その後を受けた執行部が安倍政権の衆議院解散・総選挙に向き合うこととなり、希望の党との合流を進め、解散後の両院議員総会で、民進党は予定候補者を一切公認せず希望の党から立候補させることを提案し、了承されました。

ところがその後の詰め甘さ等による混乱の結果、最終的には希望の党、立憲民主党、無所属の 3 つに分かれて戦うことになりました。結果として、自民党の大勝を許し、加えて 3 党鼎立という重い課題を背負うことになりました。

◆組織活動◆ 地方自治体議員も総支部長に

自治体議員局では地方自治体議員が抱える問題についてプロジェクトチームを設置し、調査研究を繰り返し行いました。5 月に開催した地方自治体議員フォーラム総会・全国研修会では井手英策慶應義塾大学教授を講師として招請。その講演内容に多くの参加者が感銘を受け、全国各地の民進党地方自治体議員フォーラムで講演いただく契機となりました。

衆議院総選挙後、総支部長が不在となった総支部について、地方自治体議員が総支部長に就任できるようにしました。

◆各界交流◆ 交流を深めて連携強化へ

連合をはじめ友好団体や各種団体と連携・協力して、7月の東京都議会議員選挙などの地方自治体選挙や総選挙に取り組みました。連合執行部との定期的な協議等を開催するとともに、連合構成組織（産別）との意見交換や各種業界団体との懇談会などを適宜開催し党の支持拡大に取り組みました。また、各種団体や業界団体との連携について、各団体の要望等に関する党役員との懇談会を精力的に開催しました。

さらに、党ウェブサイトへの活動報告や「NPOレポート」を定期発行するなど、民進党への要請対応や各種団体との連携状況を発信して情報交流を行いました。

◆男女共同参画◆ 民進党が率先し女性議員を増やすために

「政治分野における男女共同参画推進法案」は、各党の合意が得られたものの、成立には至りませんでした。足元から女性議員を増やすため、「女性議員ネットワーク会議」は、「女性議員『プラスワン』キャンペーン」の実施を決定、「全国男女共同参画担当者会議」では、各地で行われている女性政治スクール・セミナー・イベントについての取り組みを共有し、さらなる展開を要請しました。また、「地方自治体議員フォーラム研修会」で「ハラスメント講習」を実施し、地方からの意識改革に取り組みました。

◆国民運動◆ 国会論戦に連動した街頭活動を展開

通常国会の全般から、「監視にNO！STOP！共謀罪」をスローガンに共謀罪法案の廃案を目指し、全国での街頭活動を展開しました。連合をはじめとした各種市民団体と連携をはかり、イベントに参加しました。また、「森友・加計問題の疑惑解明」を求める街頭活動も展開しました。都議会議員議員選挙では、事前・本番とも、かつてないきめ細かな役員遊説を実施しました。

◆青年活動◆ 「日比プラン」がマニフェスト大賞最優秀政策提言賞

「日比プラン」（骨髄ドナー登録推進活動）の取り組みが評価され、マニフェスト大賞最優秀政策提言賞を受賞しました。全国青年大会を高知で開催し、政策能力向上のための研修を行いました。全国各地で青年候補の選挙支援を戦略的に展開し、東京都議選では青年候補3人の当選に貢献しました。若者対象のPR活動では、4月に幕張で開催したニコニコ超会議でVR（仮想現実）を使った国会追及体験コンテンツを発表し、最高300分待ちの大盛況を博し、メディアで数多く取り上げられました。

◆広報活動◆ 「民進プレス」をリニューアル

機関紙「民進プレス」を3月から月刊化したことに伴い、紙面の内容やデザインを一新しました。衆議院総選挙後の党立て直し議論の一環として、地方組織などから各種会議で出された意見などを党内に広く知らせるため、11月に特別号を全党員・サポーター向けに直送しました。地域活動などで活用できるよう「民進党の経済政策」「共謀罪」の政策パンフレットを制作し、各総支部などから注文を受け発送しました。ウェブサイトやSNS、動画などの情報発信を積極的に行いました。特に動画は1年間に約900番組を公開し、計約220万回再生されました。ネット上の論調調査・対応などについても手法を改善しながら継続的に実施しました。

◆財務活動◆ 地方組織強化へ臨時交付金

厳しい財政状況のもと、経常経費・政治活動費など経費節減に取り組みました。地方組織を強化するため、都道府県連への「基盤強化臨時交付金」の交付を行いました。また、衆議院総選挙に向けた各種対策資金を交付しました。党本部のパーティー開催および企業・団体献金受領は引き続き自粛しました。

◆国際交流◆ 政党交流を継続、米国等との関係構築に尽力

米国、中国、韓国、ベトナムをはじめとした政党間、議員間交流を継続し、国際社会に民進党への理解を広げるため、各国政府要人、政党、国際機関、駐日外交使節等との会談やカフェ・デモクラッツを実施しました。米国との関係構築のため、定点観測的に実務者レベルでの訪米を行うとともに、覚書に基づき中国、ベトナムに訪問団を送りました。他にも海外メディアとの懇談や動画配信等を通じ国際的な発信力を高めるよう取り組みました。

2017年度決算(仮) 2018年度予算(骨格)

(単位：百万円)

項 目		2017年度 予算(骨格)	2017年度 決算(仮)	2018年度 予算(骨格)
【収入の部】	党費・会費	300	237	70
	寄 附	10	3	3
	事業収入	5	4	2
	政党交付金	8,720	7,885	3,500
	委託費（立法事務費から）	1,066	885	363
	その他収入	20	25	0
	当期収入合計	10,121	9,039	3,938
前年度からの繰越額		12,471	12,472	8,976
収入合計		22,592	21,511	12,914
【支出の部】	人件費	1,001	955	701
	光熱水費	15	10	10
	備品消耗品費	120	87	55
	事務所費	388	355	326
	経常経費合計	1,524	1,407	1,091
	組織活動費	613	1,606	304
	選挙関係費	167	3,312	51
	事業費	410	361	160
	調査研究費	826	577	168
	寄附・交付金	3,749	5,265	2,276
	その他の経費（予備費）	500	7	300
	政治活動費合計	6,265	11,128	3,258
	当期支出合計	7,789	12,535	4,349
翌年への繰越		14,803	8,976	8,564
支出合計		22,592	21,511	12,914

- ※1 17年度決算(仮)は1月22日現在で集計した実績値だが、今後の精査により変動がありうる。
 ※2 18年度予算(骨格)の政党交付金および委託費(立法事務費)は1月1日基準により算定した額。
 ※3 100万円未満を四捨五入した結果、合計が合わない場合がある。

民進党 規約（改正案）

第1章 総則

(名称)

第1条

1. 本党は、民進党と称する。

(主たる事務所)

第2条

1. 本党の主たる事務所は、東京都に置く。

(目的)

第3条

1. 本党は、民進党綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。

第2章 党員等

(党員)

第4条

1. 本党の党員は、党綱領及びそれに基づく政策に賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。
2. 党員は、本規約及び党の諸規定の定めるところにより、総支部及び都道府県総支部連合会（以下「県連」と言う。）等を通じて、党の運営と活動及び政策等の決定に参画する。
3. 第6項に定める手続きを経て本部に登録された党員は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員及びサポーターの投票（以下「党員投票」と言う。）が実施される場合の投票権を有する。
4. 党員は、いずれかの総支部に所属し、所定の党費を納めなければならない。
5. 党員の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。
6. 総支部は、登録された党員について、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録された党員の名簿を県連を通じて本部への登録を

行わなければならない。

7. 地方自治体議員（都道府県議会又は市区町村議会の議員を言う。）の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。
8. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。なお、当該国会議員が政党助成法の届出の基準日までの間に入党しようとするときは、常任幹事会が承認した場合、第7条第3項に規定する党所属国会議員と認める。

(離党)

第5条

1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。

(サポーター)

第6条

1. 地域において、本党または本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する18歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む。）で、定められた会費を拠出し、総支部に登録した者（党員を除く。）をサポーターとする。
2. サポーターは、登録する総支部及び県連の定めるところにより、総支部及び県連等を通じて党の活動に参画することができる。
3. 第4項に定める手続きを経て本部に登録されたサポーターで日本国民である者は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員投票が実施される場合の投票権を有する。
4. 総支部は、登録されたサポーターについて、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録されたサポーターの名簿を県連を通じて本部への登録を行う。
5. サポーターの登録及び会費等については、組織規則で別に定める。

第3章 議決機関

(党大会)

第7条

1. 本党の最高議決機関を党大会とする。

2. 党大会は、綱領及び規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、その他本規約に定める事項ならびに常任幹事会が特に重要であるとして決した事項を、審議し決定する。
3. 党大会は、党所属国会議員（党籍を有し、政党助成法の届出において本党に所属している者を言う。以下、本規約及び各規則において同じ。）及び常任幹事会が定める基準により県連ごとに選定された代議員等によって構成する。
4. 党大会は、代表が招集する。
5. 代表は、毎年1回、定期党大会を招集しなければならない。定期党大会は、1月に招集することを通例とする。
6. 代表は、常任幹事会の承認を得て、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。
7. 代表は、両院議員総会が議決によって要請した場合には、45日以内に臨時党大会を招集しなければならない。ただし、その間に定期党大会が招集された場合はその限りでない。
8. 党大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
9. 党大会の構成及び運営等に関し必要な事項は、常任幹事会が定める。

(両院議員総会)

第8条

1. 党大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、党所属国会議員をもって構成する。
2. 両院議員総会は、本規約に定める事項及び常任幹事会が特に必要であると決した事項を審議し決定する。特に緊急を要するとして代表又は常任幹事会が提起した事項については、両院議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。
3. 両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。
4. 党大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、その後に初めて開かれる党大会に報告し、承認を得なければならない。
5. 両院議員総会は、代表の要請により、両院議員総会長が招集する。
6. 前項の規定にかかわらず、両院議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に両院議員総会を招集しなければならない。
7. 両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。

8. 両院議員総会長は、党に所属しない国会議員で会派をともにする者その他必要と認める者を、オブザーバーとして両院議員総会に出席させることができる。
9. 両院議員総会は、両院議員総会長が議事を進行し、その運営について特に必要な場合には、幹事長の提案を受けて両院議員総会が決定する。
10. 第2項における審議事項について、代表が特に地域組織に関わる重要事項と判断する場合は、第42条に定める全国幹事会との合同会議において審議することができる。

(常任幹事会)

第9条

1. 本党に、党運営に関する重要事項を議決する機関として、常任幹事会を設置する。
2. 常任幹事会は、次の各号に定める規則その他本規約を執行するために必要な規則の制定及び改廃、その他党務執行に関し本規約に定める事項ならびに党運営に関する重要事項を審議し、承認又は決定する。
 - 1 組織規則
 - 2 代表選挙規則
 - 3 倫理規則
3. 常任幹事会は、第10条第1項第3号に定めるところにより、執行役員会の要請に基づき、特に重要な政策について評議する。
4. 常任幹事会は、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した役職者、常任顧問及び常任幹事会議長で構成する。
5. 常任幹事会は、都道府県連の地方幹事の中からブロックごとに互選されたブロック代表幹事11名及び、第30条第1項及び第2項に定める地方自治体議員団・組織の代表者3名以内に常任幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 第4項に定める常任幹事の任期は、第12条第9項の定めにかかわらず、代表が自らの任期内で定める期間とする。
7. 常任幹事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
8. 常任幹事会は、幹事長が主宰し、その要請に基づき常任幹事会議長が運営する。
9. 常任幹事会議長は、国会議員の中から代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。

10. 代表は、常任幹事会を構成する役職者を選任するにあたっては、男女共同参画推進の視点をもってこれを行う。

第4章 執行機関会議

(執行役員会)

第10条

1. 本党に、次の各号に定める役割を担うため、執行役員会を設置する。
 - 1 国会对策の執行に関する事項を審議し決定する。
 - 2 党大会で決定した活動方針等に基づいて党務執行に関する方針を定め、本規約に定める事項、その他党務執行の重要事項について協議、調整し、必要に応じて常任幹事会等の承認又は決定を求める。
 - 3 重要な党の政策に関して、第16条第6項において常任幹事会の定める政策決定手続きに基づき、協議、調整する。特に重要な政策の決定について執行役員会が必要と判断する場合には、常任幹事会に評議を要請することができる。この場合、執行役員会は常任幹事会の評議結果を尊重する。
 - 4 その他党運営全般に関して総合調整を行う。
2. 執行役員会は、代表、代表代行、幹事長、参議院議員会長及びその他代表が必要であると判断し指名した役員で構成する。ただし、審議する内容に応じて、その他必要な役職者の出席を求め、報告及び提案を受けることができる。
3. 執行役員会は、代表が主宰し、幹事長が運営する。

第5章 党役員及び党務機関

(代表)

第12条

1. 本党に、代表を置く。
2. 代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。
3. 代表の任期は、就任した年から3年後の9月末日までとし、重ねて就任することができるものとする。任期満了に伴う新たな代表の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな代表が選出されない場合、両院議員総会の承認を得て、新たな代表が選出されるまで、従来の代表がその任にあたるものとする。

4. 任期満了に伴う代表の選出は、県連を通じて本部に登録された党員及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。以下同じ。）ならびに所属国会議員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。
5. 任期途中で代表が欠けた場合で、政治情勢等を勘案して党員投票を実施するための相当な期間を確保することが可能であると常任幹事会が判断し、両院議員総会が承認するときは、前項の規定による選挙で、新たな代表を選出する。この場合、新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌々年の9月末日までとする。
6. 任期途中で代表が欠けた場合で、常任幹事会が、政治情勢等を勘案して党員投票を実施するための相当な期間を確保することができないと判断し両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づき、臨時党大会において代表を選出する。常任幹事会が、政治情勢等を勘案して特に必要があると判断し、両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づく選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。
7. 前項に基づいて新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌年の9月末日までとする。
8. 代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。
9. 本規約に定める役員及び役職者等の任期は、代表の任期に従うものとする。ただし、任期途中で代表が欠けた場合または任期内に新たな代表が選出されない場合には、新たな代表が選出されるまでとする。新たな代表が選出されたことにともなう新たな役員又は役職者等が直ちに選任されない場合、新たな役員又は役職者等が選任されるまで、新たな代表の下で従前の役員又は役職者等が必要最小限の範囲でその任にあたる。
10. 代表選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。
11. 党大会において代議員の2分の1以上の賛同がある場合は、代表解任選挙の実施を発議することができる。発議は代表当該任期中1回に限るものとする。代表解任選挙は、県連を通じて本部に登録された党員及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。）、並びに所属国会議員による選挙によって行う。代表解任選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表

選挙規則で別に定める。

(代表代行)

第13条

1. 本党に、代表代行若干名を置くことができる。
2. 代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行する。
3. 代表代行は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(副代表)

第14条

1. 本党に、副代表若干名を置くことができる。
2. 副代表は、代表を補佐し、その指示又は幹事長の要請に基づき党務を遂行する。
3. 副代表は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(幹事長)

第15条

1. 本党に、幹事長を置く。
2. 幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。
3. 幹事長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 幹事長は、執行役員会の了解を得て、幹事長の下に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
5. 幹事長は、必要に応じ、党役員及び役職者等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。
6. 幹事長は、党務全般を統括するにあたり、広く地域組織、地方自治体議員、党員・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。

(政務調査会長)

第16条

1. 本党に、政務調査会長を置き、その下に政務調査会を設置する。
2. 政務調査会長は、代表及び幹事長の下、党及び国会議員団の政策活動を統括する。
3. 政務調査会長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

4. 政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、政務調査会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
5. 政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、その下に、政策活動に資するため各種法人及び諸団体と交流する活動を統括する部局を置くことができる。この場合、当該部局の活動については、幹事長の下、選挙対策委員長と連携し、政務調査会長が所管する。
6. 党の政策決定手続きは、執行役員会の了解を得て代表が発議し、常任幹事会で定める。
7. 政務調査会長は、政策活動を統括するにあたり、広く地域組織、地方自治体議員、党员・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。

(選挙対策委員長)

第17条

1. 本党に、選挙対策委員長を置き、その下に選挙対策委員会を設置する。
2. 選挙対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の公職の候補者の擁立及び選定に向けた作業並びに選挙対策活動を統括する。
3. 選挙対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、必要な役職者を選任することができる。

(国会対策委員長)

第18条

1. 本党に、国会対策委員長を置き、その下に国会対策委員会を設置する。
2. 国会対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の国会対策活動を統括し、所属する院の国会活動を遂行する。
3. 国会対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 国会対策委員長は、執行役員会の了解を得て、国会対策委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(組織委員長)

第19条

1. 本党に、組織委員長を置き、その下に組織委員会を設置する。
2. 組織委員長は、代表及び幹事長の下、選挙対策委員長と連携して、党の地域組織

等を管理するとともに、党の組織活動を統括する。

3. 組織委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
4. 組織委員長は、執行役員会の了解を得て、組織委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(参議院役員)

第20条

1. 本党に、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他必要な参議院役員を置く。
2. 参議院役員は、参議院内における党の国会活動を遂行する。
3. 参議院役員の選任については別に定めるところによることとし、役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。

(その他の党務執行機関)

第21条

1. 代表は、必要と判断する場合、本章に定めるもののほか、執行役員会の了解を得て、党務の執行に必要な機関及び長を置くことができる。
2. 前項の執行機関の長は、幹事長の承認を得て、当該執行機関の下に、必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(候補者選定手続き及び決定機関)

第22条

1. 国会議員選挙並びに都道府県及び政令指定都市の長の選挙における候補者の公認又は推薦等、衆議院議員選挙における比例代表名簿の登載順位及び国会議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順番は、執行役員会の了解を得て選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
2. その他の公職の候補者の公認又は推薦等は、執行役員会の了解を得て、選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
3. 選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、前項の公認又は推薦権の一部を県連に委任することができる。
4. 常任幹事会は、公職の候補者の公認又は推薦について必要があると判断する場合は、前項に基づく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

(総合選挙対策本部)

第23条

1. 本党に、各種選挙の運動を総合的かつ強力に推進するため、総合選挙対策本部を設置する。
2. 総合選挙対策本部は、代表が本部長を、幹事長が事務総長を、選挙対策委員長が事務局長を、それぞれ務める。
3. 代表は、執行役員会の了解を得て、総合選挙対策本部に、総合選挙対策本部役員会その他必要な部局を設置し、必要な役職者を選任するとともに、総合選挙対策本部役員会の構成員を指名することができる。
4. 国政選挙及び執行役員会が特に指定する選挙に係る活動については、総合選挙対策本部役員会の決定に基づき、総合選挙対策本部が執行する。
5. 総合選挙対策本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(男女共同参画推進本部)

第24条

1. 本党は、男女共同参画社会の実現を目指し、公職の候補者の擁立をはじめとする党の運営及び活動について、両性のバランスのとれた参画の機会が保障されるよう努める。
2. 本党に、男女共同参画推進本部長を置き、その下に男女共同参画推進本部を設置する。
3. 男女共同参画推進本部は、本部長の下、党内外において男女共同参画を推進するための党の活動を統括するとともに、党運営における男女共同参画の推進に関する提言を幹事長に、男女共同参画を推進するための政策を政務調査会長に、それぞれ提言することができる。この場合、幹事長及び政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
4. 男女共同参画推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。
5. 男女共同参画推進本部長は、幹事長の承認を得て、男女共同参画推進本部の下に必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
6. 男女共同参画推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(政治改革推進本部)

第25条

1. 本党に、政治改革推進本部長を置き、その下に政治改革推進本部を設置する。
2. 政治改革推進本部は、本部長の下、政治改革を推進するための党活動を統括するとともに、政治改革に関する特に重要な政策として執行役員会の指定する事項について、評議し決定する。
3. 政治改革推進本部は、党所属国会議員全員を構成員とし、政治改革推進本部長

は、国会議員の中から、代表が選任する。

4. 政治改革推進本部長は、幹事長の承認に基づき、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
5. 政治改革推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(臨時の本部)

第26条

1. 幹事長は、前3条のほか、本党が全党をあげて取り組む重要事項に関し、執行役員会の了解を得て、臨時の本部を設けることができる。
2. 設置する本部の長は、国会議員の中から、執行役員会の了解を得て、幹事長が選任する。
3. 本部の長は、幹事長の承認を得て、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
4. 臨時に設置する本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

第6章 議員団等

(衆議院議員団)

第27条

1. 衆議院における党所属国会議員団は、その運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。

(参議院議員団)

第28条

1. 参議院における党所属国会議員団は、第20条に定める参議院役員のほか、議員団の運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。

(共同会派等)

第29条

1. 代表は、両院議員総会の承認を得て、国会において、党に所属しない国会議員を含む共同会派を結成することができる。
2. 党所属国会議員の前項の共同会派役員への就任及び衆参各議院の役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。
3. 前2条の議員団の会議には、共同会派に属する党に所属しない国会議員を参加させることができる。

(地方自治体議員団等)

第30条

1. 本党に、党所属の地方自治体議員による議員団を置くことができる。
2. 本党に、前項の議員団とは独立して党所属の女性地方自治体議員による議員団及び党所属の青年議員等による青年組織を置くことができる。
3. 前2項による組織が設置された場合、当該組織は、その決定に基づき、幹事長に対して党運営について、政務調査会長に対して政策について、それぞれ提言することができる。
4. 前項に基づく提言がなされた場合、幹事長又は政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
5. 第1項又は第2項による組織の運営は、その名称、党に属しない者の参加の是非などを含め、原則としてその自主性に委ねるものとし、その設置及び運営等に関する基本的手続きは、組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。
6. 本条に規定する組織の事務は、特に幹事長が指定する場合を除き、組織委員会が所管する。

第7章 特別機関

(諮問機関)

第31条

1. 本党に、党内外の有識者等による諮問機関を置くことができる。
2. 諮問機関は、代表又は執行機関等の諮問により、党の重要問題について審議し、答申又は意見具申等を行う。
3. 幹事長は、執行役員会の承認を得て、幹事長が指定する部局に、諮問機関の事務局を置くことができる。

(顧問等)

第32条

1. 代表は、両院議員総会の承認を得て、国会議員の中から常任顧問を委嘱することができる。
2. 常任顧問は、常任幹事会の構成員として、党の意思決定に参画する。
3. 代表は、執行役員会の了解を得て、最高顧問又は顧問を委嘱することができる。
4. 最高顧問及び顧問は、代表又は執行機関等の諮問に応じて、意見具申を行うことができる。

(代表選挙管理委員会)

第33条

1. 本党に、代表選挙に関する事務を担うため、代表選挙管理委員会を設置する。
2. 代表選挙管理委員長及び委員若干名は、代表選挙規則に基づき、国会議員の中から常任幹事会が選任する。
3. 代表選挙管理委員会の構成、運営等は、代表選挙規則において定める。

(倫理委員会)

第34条

1. 本党に、常任幹事会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。
2. 倫理委員長及び委員若干名は、倫理規則に基づき、党内外から常任幹事会が決定し、代表が委嘱する。
3. 代表は、前項に定める委員長及び委員の委嘱について、幹事長に委任することができる。
4. 倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、常任幹事会に対し、党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(会計監査等)

第35条

1. 本党に常任監査1名及び会計監査若干名を置く。
2. 常任監査は、国会議員の中から代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。常任監査は、日常的な党の経理を監査するとともに、党大会に提出される決算を監査する。
3. 会計監査は、代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。会計監査は、常任監査と協議して党の経理を適宜監査するとともに、常任監査とともに党大会に提出される決算を監査する。
4. 常任監査は、会計監査と協議し、執行役員会の了解を得て、常任監査及び会計監査の職務を補助させるため外部の専門家を委嘱することができる。
5. 代表は、第2項及び第3項に定める常任監査及び会計監査の選任について、幹事長に委任することができる。

第8章 地域組織

(総支部)

第36条

1. 党員の基本組織として、衆議院議員選挙の小選挙区を単位とする総支部を置く。
2. 前項の規定にかかわらず、小選挙区と重複立候補する者を除く比例代表選出衆議院議員及びその公認候補予定者並びに参議院議員及びその公認候補予定者の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。
3. 総支部は、いずれかの県連に所属するものとする。
4. 総支部長は、原則として党所属国会議員または国政選挙の公認候補予定者が務める。ただし都道府県連及び党本部が認める場合は地方自治体議員等から選任することができる。任期は、当該国政選挙が行われた日から相当な期間が経過した日までとする。その期間は、当該国政選挙が行われた後に、執行役員会の了解を得て組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。
5. 第1項に定める衆議院小選挙区総支部において、総支部長がその資格を喪失した場合、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を置く。暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員が務める。
6. 前項の場合、総支部長代行を置くことができる。
7. 総支部長、暫定総支部長、暫定総支部の総支部長代行（以下「総支部長等」と言う。）の任期及び交代、その他総支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
8. 総支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(都道府県連)

第37条

1. 各都道府県に、県連（都道府県総支部連合会）を置く。
2. 県連は、当該都道府県下の総支部及び行政区支部等で構成する。
3. 県連に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
4. 県連は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(行政区支部及び任意組織)

第38条

1. 総支部は、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認する場合、行政区支部を設けることができる。
2. 行政区支部設置の基準等、行政区支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。

3. 行政区支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
4. 県連又は総支部は、必要に応じて地域または職域を単位とする任意の組織を置くことができる。

(地域政党)

第39条

1. 政策・理念・活動方針等を含め本党との協調・連携関係を確認できる地域政党（地域の政治団体）等については、運営に関する支援を行うことができるとともに、その運営に関して、調整と合意に基づいて連携することができる。

(県連及び総支部等の設置及び廃止等)

第40条

1. 県連及び総支部の設置及び廃止並びに総支部長の選任には、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認することを要する。行政区支部の設置及び廃止、ならびに行政区支部長の選任には、組織委員長の承認を要する。
2. 組織委員長は、執行役員会の了解を得て、一部又は全部の行政区支部について、その設置及び廃止並びに行政区支部長の選任を県連に委任することができる。
3. 幹事長は、特に必要と判断する場合、前項に基づく委任の場合を含め、常任幹事会の承認を得て、県連、総支部又は行政区支部の廃止、あるいはこれらの長の解任及び選任に必要な措置を講ずることができる。
4. 県連、総支部及び行政区支部の設立、異動及び解散に関する必要な事項については、組織規則で別に定める。

(ブロック協議会)

第41条

1. 各県連間の連携を図り、広域的な地域活動を進めるとともに、地域における国会議員等の交流を促進するため、衆議院比例ブロックごとにブロック協議会を設置する。
2. ブロック協議会は、第42条第5項に定めるブロック代表幹事の主催のもとで定例開催する。
3. ブロック協議会に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。

(全国幹事会等)

第42条

1. 各県連は、所属する地方自治体議員等の県連の役職者の中から、地方幹事、政

- 策責任者及び選挙対策責任者を選出し、組織委員会に登録する。
2. 代表、幹事長、組織委員長、政務調査会長又は選挙対策委員長は、党が当面する焦点課題、地域組織にも幅広く影響する重要事項について判断する場合、必要に応じて事前にまたは緊急を要する場合は事後に、執行役員会の了解を得て、地方幹事及び第30条第1項及び第2項に定める地方自治体議員団・組織の役員による全国幹事会、政策責任者による全国政策責任者会議または選挙対策責任者による全国選挙対策会議を招集し、地域組織の意見を聞くよう努めなければならない。
 3. 前項の会議が開催された場合、各執行機関は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。
 4. 県連は、第2項の各会議に、県連代表者の指名する代理を出席させることができる。
 5. 衆議院比例ブロックごとに、当該都道府県の地方幹事の互選によってブロック代表幹事を選出する。
 6. ブロック代表幹事は、第41条に定めるブロック協議会を定例開催する。
 7. ブロック代表幹事は、公務が重複する場合等はブロック内の地方幹事から代表幹事代理を指名しその職務の遂行を求めることができる。

第9章 倫理

(倫理の遵守)

第43条

1. 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。
2. 党員が前項に違反した場合、所属する県連の執行機関が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき、倫理規則に従って必要な執行上の措置を行う。
3. 第1項に違反した党員が、国会議員又は国会議員選挙の候補予定者である場合あるいはかつて国会議員であった者である場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず倫理規則に基づき幹事長が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に応じ常任幹事会の承認を得て、次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。
 - 1 幹事長による注意
 - 2 常任幹事会名による嚴重注意

- 3 党の役職の一定期間内の停止又は解任
 - 4 党公認又は推薦等の取り消し（国政選挙の比例名簿からの登録抹消を含む。）
 - 5 公職の辞職勧告
4. 当該党員の行為が、党の綱領、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、国会議員又は国政選挙の候補予定者である党員あるいはかつて国会議員であった党員の場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、幹事長の発議に基づき常任幹事会が、その他の党員の場合は所属する県連の執行機関が、倫理委員会又は県連の相当する諮問機関に事前またはやむを得ない場合は事後に諮った上で、次の各号に掲げる処分を決定する。
- 1 党員資格停止
 - 2 離党勧告
 - 3 除籍
5. 第3項の措置及び第4項の処分は、重ねて行うことができる。

(倫理規則)

第44条

1. 党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置及び党員の権利擁護等に関して必要な事項は、倫理規則で別に定める。

第10章 会計及び予算等

(党財政)

第45条

1. 本党の経費は、党費、寄附、事業収入及び政党交付金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第46条

1. 本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、幹事長は、常任幹事会の承認を得て毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。

(決算)

第47条

1. 幹事長は、執行役員会の了解を得て、会計年度毎に決算報告を作成し、常任監

査及び会計監査の監査を受けた上で、大会の承認を得なければならない。

(政治資金の透明化)

第48条

1. 本党は、政治倫理の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。

第11章 党本部事務局

(党本部事務局)

第49条

1. 本党の業務を遂行するために、幹事長の下に党本部事務局を設け、必要な職員を置く。
2. 党本部事務局の服務に関する事項は、別に事務局規定で定める。

附 則

(規約の発効)

第1条

1. 本規約は、決定と同時に発効する。

(経過措置)

第2条

1. 第49回総選挙までの間、党本部、都道府県連、総支部、行政区支部等は、第48回総選挙において党外で立候補した元民進党議員、元民進党候補者の所属する政党との連携に十分留意し、調整に基づいて、互いの地域活動を支え合うことができる。
2. 第49回総選挙までの間、総支部は党本部及び都道府県連の調整に基づいて、第48回総選挙において他党で立候補した元民進党議員、元民進党候補者の活動を支援することができる。

民進党 規約 (新旧対照表)

(下線部分は修正部分)

現行	改定案
第1章 総則	
<p>(名称) 第1条 1.本党は、民進党と称する。</p> <p>(主たる事務所) 第2条 1.本党の主たる事務所は、東京都に置く。</p> <p>(目的) 第3条 1.本党は、民進党綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(名称) 第1条 1.本党は、民進党と称する。</p> <p>(主たる事務所) 第2条 1.本党の主たる事務所は、東京都に置く。</p> <p>(目的) 第3条 1.本党は、民進党綱領及びそれに基づく政策の実現を図ることを目的とする。</p>
第2章 党員等	
<p>(党員) 第4条 1. 本党の党員は、党綱領及びそれに基づく政策に賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。 2.党員は、本規約及び党の諸規定の定めるところにより、総支部及び都道府県総支部連合会（以下「<u>県連</u>」と言う。）等を通じて、党の運営と活動および政策等の決定に参画する。 3.第6項に定める手続きを経て本部に登録された党員は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員及びサポーターの投票（以下「<u>党員投票</u>」と言う。）が実施される場合の投票権を有する。 4.党員は、いずれかの総支部に所属し、所定の党費を納めなければならない。 5.党員の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。 6.総支部は、登録された党員について、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支</p>	<p>(党員) 第4条 1.本党の党員は、党綱領及びそれに基づく政策に賛同する18歳以上の日本国民で、入党手続きを経た者とする。 2.党員は、本規約及び党の諸規定の定めるところにより、総支部及び都道府県総支部連合会（以下「<u>県連</u>」と言う。）等を通じて、党の運営と活動及び政策等の決定に参画する。 3.第6項に定める手続きを経て本部に登録された党員は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員及びサポーターの投票（以下「<u>党員投票</u>」と言う。）が実施される場合の投票権を有する。 4.党員は、いずれかの総支部に所属し、所定の党費を納めなければならない。 5.党員の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。 6.総支部は、登録された党員について、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支</p>

部に登録された党員の名簿に本部登録料を添えて、県連を通じて本部への登録を行わなければならない。

7. 地方自治体議員（都道府県議会又は市区町村議会の議員を言う。）の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。
8. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。

(離党)

第5条

1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。

(サポーター)

第6条

1. 地域において、本党または本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する18歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む。）で、定められた会費を拠出し、総支部に登録した者（党員を除く。）をサポーターとする。
2. サポーターは、登録する総支部及び県連の定めるところにより、総支部及び県連等を通じて党の活動に参画することができる。
3. 第4項に定める手続きを経て本部に登録されたサポーターで日本国民である者は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員投票が実施される場合の投票権を有する。
4. 総支部は、登録されたサポーターについて、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録されたサポーターの名簿に本部登録料を添えて、県連を通じて本部への登録を行わなければならない。

部に登録された党員の名簿を県連を通じて本部への登録を行わなければならない。

7. 地方自治体議員（都道府県議会又は市区町村議会の議員を言う。）の入党手続き、登録及び党費の納入等については、組織規則で別に定める。
8. 国会議員が入党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。なお、当該国会議員が政党助成法の届出の基準日までの間に入党しようとするときは、常任幹事会が承認した場合、第7条第3項に規定する党所属国会議員と認める。

(離党)

第5条

1. 党員の離党の手続きは、組織規則で別に定める。
2. 国会議員が離党しようとするときは、幹事長に申し出て、常任幹事会の承認を得ることを要する。

(サポーター)

第6条

1. 地域において、本党または本党所属の国会議員、地方自治体議員及びこれらの候補者等を支援する18歳以上の個人（在外邦人及び在日外国人を含む。）で、定められた会費を拠出し、総支部に登録した者（党員を除く。）をサポーターとする。
2. サポーターは、登録する総支部及び県連の定めるところにより、総支部及び県連等を通じて党の活動に参画することができる。
3. 第4項に定める手続きを経て本部に登録されたサポーターで日本国民である者は、代表選挙規則の定めるところにより、代表選挙において党員投票が実施される場合の投票権を有する。
4. 総支部は、登録されたサポーターについて、組織規則及び代表選挙規則の定めるところにより、当該総支部に登録されたサポーターの名簿を県連を通じて本部への登録を行う。

5.サポーターの登録及び会費等については、組織規則で別に定める。	5.サポーターの登録及び会費等については、組織規則で別に定める。
第3章 議決機関	
<p>(党大会)</p> <p>第7条</p> <p>1.本党の最高議決機関を党大会とする。</p> <p>2.党大会は、綱領及び規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、その他本規約に定める事項ならびに常任幹事会が特に重要であるとして決した事項を、審議し決定する。</p> <p>3.党大会は、党所属国会議員および常任幹事会が定める基準により県連ごとに選定された代議員等によって構成する。</p> <p>4.党大会は、代表が招集する。</p> <p>5.代表は、毎年1回、定期党大会を招集しなければならない。定期党大会は、1月に招集することを通例とする。</p> <p>6.代表は、常任幹事会の承認を得て、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。</p> <p>7.代表は、両院議員総会が議決によって要請した場合には、<u>45</u>日以内に臨時党大会を招集しなければならない。ただし、その間に定期党大会が招集された場合はその限りでない。</p> <p>8.党大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>9.党大会の構成及び運営等に関し必要な事項は、常任幹事会が定める。</p>	<p>(党大会)</p> <p>第7条</p> <p>1.本党の最高議決機関を党大会とする。</p> <p>2.党大会は、綱領及び規約の改正、年間活動計画、予算及び決算、その他本規約に定める事項ならびに常任幹事会が特に重要であるとして決した事項を、審議し決定する。</p> <p>3.党大会は、党所属国会議員(党籍を有し、政党助成法の届出において本党に所属している者を言う。以下、本規約及び各規則において同じ。)及び常任幹事会が定める基準により県連ごとに選定された代議員等によって構成する。</p> <p>4.党大会は、代表が招集する。</p> <p>5.代表は、毎年1回、定期党大会を招集しなければならない。定期党大会は、1月に招集することを通例とする。</p> <p>6.代表は、常任幹事会の承認を得て、必要に応じて臨時党大会を招集することができる。</p> <p>7.代表は、両院議員総会が議決によって要請した場合には、<u>45</u>日以内に臨時党大会を招集しなければならない。ただし、その間に定期党大会が招集された場合はその限りでない。</p> <p>8.党大会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>9.党大会の構成及び運営等に関し必要な事項は、常任幹事会が定める。</p>
<p>(両院議員総会)</p> <p>第8条</p> <p>1.党大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、党所属国会議員をもって構成する。</p> <p>2.両院議員総会は、本規約に定める事項および常任幹事会が特に必要であると決した事項を審議し決定する。特に緊急を要するとして代表又は常任幹事会が提起した事項については、両院議員総</p>	<p>(両院議員総会)</p> <p>第8条</p> <p>1.党大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、党所属国会議員をもって構成する。</p> <p>2.両院議員総会は、本規約に定める事項及び常任幹事会が特に必要であると決した事項を審議し決定する。特に緊急を要するとして代表又は常任幹事会が提起した事項については、両院議員総会</p>

<p>会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。</p> <p>3.両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>4.党大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、その後に初めて開かれる党大会に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>5.両院議員総会は、代表の要請により、両院議員総会長が招集する。</p> <p>6.前項の規定にかかわらず、両院議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に両院議員総会を招集しなければならない。</p> <p>7.両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。</p> <p>8.両院議員総会長は、党に所属しない国会議員で会派をともにする者その他必要と認める者を、オブザーバーとして両院議員総会に出席させることができる。</p> <p>9.両院議員総会は、両院議員総会長が議事を進行し、その運営について特に必要な場合には、幹事長の提案を受けて両院議員総会が決定する。</p> <p>10. (新設)</p>	<p>の議決をもって党大会の議決に代えることができる。</p> <p>3.両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は、行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>4.党大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、その後に初めて開かれる党大会に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>5.両院議員総会は、代表の要請により、両院議員総会長が招集する。</p> <p>6.前項の規定にかかわらず、両院議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、10日以内に両院議員総会を招集しなければならない。</p> <p>7.両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。</p> <p>8.両院議員総会長は、党に所属しない国会議員で会派をともにする者その他必要と認める者を、オブザーバーとして両院議員総会に出席させることができる。</p> <p>9.両院議員総会は、両院議員総会長が議事を進行し、その運営について特に必要な場合には、幹事長の提案を受けて両院議員総会が決定する。</p> <p>10.第2項における審議事項について、代表が特に地域組織に関わる重要事項と判断する場合は、<u>第42条に定める全国幹事会との合同会議において審議することができる。</u></p>
<p>(常任幹事会)</p> <p>第9条</p> <p>1.本党に、党運営に関する重要事項を議決する機関として、常任幹事会を設置する。</p> <p>2.常任幹事会は、次の各号に定める規則その他本規約を執行するために必要な規則の制定及び改廃、その他党務執行に関し本規約に定める事項ならびに党運営に関する重要事項を審議し、承認又は決定する。</p> <p>1 組織規則</p> <p>2 代表選挙規則</p> <p>3 倫理規則</p>	<p>(常任幹事会)</p> <p>第9条</p> <p>1.本党に、党運営に関する重要事項を議決する機関として、常任幹事会を設置する。</p> <p>2.常任幹事会は、次の各号に定める規則その他本規約を執行するために必要な規則の制定及び改廃、その他党務執行に関し本規約に定める事項ならびに党運営に関する重要事項を審議し、承認又は決定する。</p> <p>1 組織規則</p> <p>2 代表選挙規則</p> <p>3 倫理規則</p>

<p>3.常任幹事会は、第10条第1項第3号に定めるところにより、執行役員会の要請に基づき、特に重要な政策について評議する。</p> <p>4.常任幹事会は、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した役職者、常任顧問及び常任幹事会議長ならびに次の各号に定める常任幹事で構成する。</p> <p>1 党所属国会議員により地域単位で互選された者15名以内</p> <p>2 代表が指名する者5名以内</p> <p>5.前項第一号に定める常任幹事の選出方法等については、幹事長の発議に基づき、両院議員総会で定める。</p> <p>5. (新設)</p> <p>6.第4項第一号に定める常任幹事の任期は、第12条第9項の定めにかかわらず、代表が自らの任期内で定める期間とする。</p> <p>7.常任幹事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>8.常任幹事会は、幹事長が主宰し、その要請に基づき常任幹事会議長が運営する。</p> <p>9.常任幹事会議長は、国会議員の中から代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。</p> <p>10. (新設)</p>	<p>3.常任幹事会は、第10条第1項第3号に定めるところにより、執行役員会の要請に基づき、特に重要な政策について評議する。</p> <p>4.常任幹事会は、代表、代表代行、副代表、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他代表が必要と判断して指名した役職者、常任顧問及び常任幹事会議長で構成する。</p> <p>1 (削除)</p> <p>2 (削除)</p> <p>5. (削除)</p> <p>5. 常任幹事会は、都道府県連の地方幹事の中からブロックごとに互選されたブロック代表幹事11名及び、第30条第1項及び第2項に定める地方自治体議員団・組織の代表者3名以内に常任幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>6.第4項に定める常任幹事の任期は、第12条第9項の定めにかかわらず、代表が自らの任期内で定める期間とする。</p> <p>7.常任幹事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。</p> <p>8.常任幹事会は、幹事長が主宰し、その要請に基づき常任幹事会議長が運営する。</p> <p>9.常任幹事会議長は、国会議員の中から代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。</p> <p>10.代表は、常任幹事会を構成する役職者を選任するにあたっては、男女共同参画推進の視点をもってこれを行う。</p>
<p>第4章 執行機関会議</p>	
<p>(執行役員会)</p> <p>第10条</p> <p>1.本党に、次の各号に定める役割を担うため、執行役員会を設置する。</p> <p>1 国会対策の執行に関する事項を審議し決定</p>	<p>(執行役員会)</p> <p>第10条</p> <p>1.本党に、次の各号に定める役割を担うため、執行役員会を設置する。</p> <p>1 国会対策の執行に関する事項を審議し決定</p>

<p>する。</p> <p>2 党大会で決定した活動方針等に基づいて党務執行に関する方針を定め、本規約に定める事項、その他党務執行の重要事項について協議、調整し、必要に応じて常任幹事会等の承認又は決定を求める。</p> <p>3 重要な党の政策に関して、第16条第6項において常任幹事会の定める政策決定手続きに基づき、協議、調整する。特に重要な政策の決定について執行役員会が必要と判断する場合には、常任幹事会に評議を要請することができる。この場合、執行役員会は常任幹事会の評議結果を尊重する。</p> <p>4 その他党運営全般に関して総合調整を行う。</p> <p>2.執行役員会は、代表、代表代行、幹事長、参議院議員会長及びその他代表が必要であると判断し指名した役員で構成する。ただし、審議する内容に応じて、その他必要な役職者の出席を求め、報告及び提案を受けることができる。</p> <p>3.執行役員会は、代表が主宰し、幹事長が運営する。</p>	<p>する。</p> <p>2 党大会で決定した活動方針等に基づいて党務執行に関する方針を定め、本規約に定める事項、その他党務執行の重要事項について協議、調整し、必要に応じて常任幹事会等の承認又は決定を求める。</p> <p>3 重要な党の政策に関して、第16条第6項において常任幹事会の定める政策決定手続きに基づき、協議、調整する。特に重要な政策の決定について執行役員会が必要と判断する場合には、常任幹事会に評議を要請することができる。この場合、執行役員会は常任幹事会の評議結果を尊重する。</p> <p>4 その他党運営全般に関して総合調整を行う。</p> <p>2.執行役員会は、代表、代表代行、幹事長、参議院議員会長及びその他代表が必要であると判断し指名した役員で構成する。ただし、審議する内容に応じて、その他必要な役職者の出席を求め、報告及び提案を受けることができる。</p> <p>3.執行役員会は、代表が主宰し、幹事長が運営する。</p>
--	--

第5章 党役員及び党務機関

<p>(代表)</p> <p>第12条</p> <p>1.本党に、代表を置く。</p> <p>2.代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。</p> <p>3.代表の任期は、就任した年から3年後の9月末日までとし、重ねて就任することができるものとする。任期満了に伴う新たな代表の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな代表が選出されない場合、両院議員総会の承認を得て、新たな代表が選出されるまで、従来代表がその任にあたるものとする。</p> <p>4.任期満了に伴う代表の選出は、県連を通じて本部に登録された党员及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。以下同じ。）</p>	<p>(代表)</p> <p>第12条</p> <p>1.本党に、代表を置く。</p> <p>2.代表は、党を代表する最高責任者として、党務全般を統括する。</p> <p>3.代表の任期は、就任した年から3年後の9月末日までとし、重ねて就任することができるものとする。任期満了に伴う新たな代表の選出をもって任期は終了するものとし、任期内に新たな代表が選出されない場合、両院議員総会の承認を得て、新たな代表が選出されるまで、従来代表がその任にあたるものとする。</p> <p>4.任期満了に伴う代表の選出は、県連を通じて本部に登録された党员及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。以下同じ。）</p>
--	--

ならびに所属国会議員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。

5.任期途中で代表が欠けた場合で、政治情勢等を勘案して党员投票を実施するための相当な期間を確保することが可能であると常任幹事会が判断し、両院議員総会が承認するときは、前項の規定による選挙で、新たな代表を選出する。この場合、新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌々年の9月末日までとする。

6.任期途中で代表が欠けた場合で、常任幹事会が、政治情勢等を勘案して党员投票を実施するための相当な期間を確保することができないと判断し両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づき、臨時党大会において代表を選出する。常任幹事会が、政治情勢等を勘案して特に必要があると判断し、両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づく選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。

7.前項に基づいて新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌年の9月末日までとする。

8.代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。

9.本規約に定める役員及び役職者等の任期は、代表の任期に従うものとする。ただし、任期途中で代表が欠けた場合または任期内に新たな代表が選出されない場合には、新たな代表が選出されるまでとする。新たな代表が選出されたことになう新たな役員又は役職者等が直ちに選任されない場合、新たな役員又は役職者等が選任されるまで、新たな代表の下で従前の役員又は役職者等が必要最小限の範囲でその任にあたる。

10.代表選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。

11.党大会において代議員の2分の1以上の賛同がある場合は、代表解任選挙の実施を発議することができる。発議は代表当該任期中1回に限るも

ならびに所属国会議員による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。

5.任期途中で代表が欠けた場合で、政治情勢等を勘案して党员投票を実施するための相当な期間を確保することが可能であると常任幹事会が判断し、両院議員総会が承認するときは、前項の規定による選挙で、新たな代表を選出する。この場合、新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌々年の9月末日までとする。

6.任期途中で代表が欠けた場合で、常任幹事会が、政治情勢等を勘案して党员投票を実施するための相当な期間を確保することができないと判断し両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づき、臨時党大会において代表を選出する。常任幹事会が、政治情勢等を勘案して特に必要があると判断し、両院議員総会が承認するときは、代表選挙規則に基づく選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。

7.前項に基づいて新たに選出された代表の任期は、就任した年の翌年の9月末日までとする。

8.代表選挙の立候補者が1人である場合には、党大会又は両院議員総会における承認をもって、選挙に代える。

9.本規約に定める役員及び役職者等の任期は、代表の任期に従うものとする。ただし、任期途中で代表が欠けた場合または任期内に新たな代表が選出されない場合には、新たな代表が選出されるまでとする。新たな代表が選出されたことになう新たな役員又は役職者等が直ちに選任されない場合、新たな役員又は役職者等が選任されるまで、新たな代表の下で従前の役員又は役職者等が必要最小限の範囲でその任にあたる。

10.代表選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。

11.党大会において代議員の2分の1以上の賛同がある場合は、代表解任選挙の実施を発議することができる。発議は代表当該任期中1回に限るも

のとする。代表解任選挙は、県連を通じて本部に登録された党員及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。）、並びに所属国会議員による選挙によって行う。代表解任選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。

(代表代行)

第13条

- 1.本党に、代表代行若干名を置くことができる。
- 2.代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行する。
- 3.代表代行は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(副代表)

第14条

- 1.本党に、副代表若干名を置くことができる。
- 2.副代表は、代表を補佐し、その指示又は幹事長の要請に基づき党務を遂行する。
- 3.副代表は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(幹事長)

第15条

- 1.本党に、幹事長を置く。
- 2.幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。
- 3.幹事長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.幹事長は、執行役員会の了解を得て、幹事長の下に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
- 5.幹事長は、必要に応じ、党役員及び役職者等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。

6. (新設)

のとする。代表解任選挙は、県連を通じて本部に登録された党員及びサポーターで日本国民である者、党籍を有する地方自治体議員、国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む。）、並びに所属国会議員による選挙によって行う。代表解任選挙における各有権者の投票権の行使方法、その他代表選挙の実施方法等については、代表選挙規則で別に定める。

(代表代行)

第13条

- 1.本党に、代表代行若干名を置くことができる。
- 2.代表代行は、代表を補佐し、その指示に基づき代表の職務の一部を代行して党務を遂行する。
- 3.代表代行は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(副代表)

第14条

- 1.本党に、副代表若干名を置くことができる。
- 2.副代表は、代表を補佐し、その指示又は幹事長の要請に基づき党務を遂行する。
- 3.副代表は、代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。

(幹事長)

第15条

- 1.本党に、幹事長を置く。
- 2.幹事長は、代表を補佐して党務執行全般を統括する。
- 3.幹事長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.幹事長は、執行役員会の了解を得て、幹事長の下に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。
- 5.幹事長は、必要に応じ、党役員及び役職者等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。

6.幹事長は、党務全般を統括するにあたり、広く地

<p>(政務調査会長)</p> <p>第16条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本党に、政務調査会長を置き、その下に政務調査会を設置する。 2.政務調査会長は、代表及び幹事長の下、党及び国会議員団の政策活動を統括する。 3.政務調査会長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。 4.政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、政務調査会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。 5.政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、その下に、政策活動に資するため各種法人及び諸団体と交流する活動を統括する部局を置くことができる。この場合、当該部局の活動については、幹事長の下、選挙対策委員長と連携し、政務調査会長が所管する。 6.党の政策決定手続きは、執行役員会の了解を得て代表が発議し、常任幹事会で定める。 7. <u>(新設)</u> 	<p><u>域組織、地方自治体議員、党員・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。</u></p> <p>(政務調査会長)</p> <p>第16条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本党に、政務調査会長を置き、その下に政務調査会を設置する。 2.政務調査会長は、代表及び幹事長の下、党及び国会議員団の政策活動を統括する。 3.政務調査会長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。 4.政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、政務調査会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。 5.政務調査会長は、執行役員会の了解を得て、その下に、政策活動に資するため各種法人及び諸団体と交流する活動を統括する部局を置くことができる。この場合、当該部局の活動については、幹事長の下、選挙対策委員長と連携し、政務調査会長が所管する。 6.党の政策決定手続きは、執行役員会の了解を得て代表が発議し、常任幹事会で定める。 7.政務調査会長は、政策活動を統括するにあたり、<u>広く地域組織、地方自治体議員、党員・サポーターの意見を聞くよう努め、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。</u>
<p>(選挙対策委員長)</p> <p>第17条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本党に、選挙対策委員長を置き、その下に選挙対策委員会を設置する。 2.選挙対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の公職の候補者の擁立及び選定に向けた作業並びに選挙対策活動を統括する。 3.選挙対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。 4.選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、必要な役職者を選任することができる。 	<p>(選挙対策委員長)</p> <p>第17条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本党に、選挙対策委員長を置き、その下に選挙対策委員会を設置する。 2.選挙対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の公職の候補者の擁立及び選定に向けた作業並びに選挙対策活動を統括する。 3.選挙対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。 4.選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、必要な役職者を選任することができる。

(国会対策委員長)

第18条

- 1.本党に、国会対策委員長を置き、その下に国会対策委員会を設置する。
- 2.国会対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の国会対策活動を統括し、所属する院の国会活動を遂行する。
- 3.国会対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.国会対策委員長は、執行役員会の了解を得て、国会対策委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(組織委員長)

第19条

- 1.本党に、組織委員長を置き、その下に組織委員会を設置する。
- 2.組織委員長は、代表及び幹事長の下、選挙対策委員長と連携して、党の地域組織等を管理するとともに、党の組織活動を統括する。
- 3.組織委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.組織委員長は、執行役員会の了解を得て、組織委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(参議院役員)

第20条

- 1.本党に、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他必要な参議院役員を置く。
- 2.参議院役員は、参議院内における党の国会活動を遂行する。
- 3.参議院役員の選任については別に定めるところによることとし、役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。

(その他の党務執行機関)

(国会対策委員長)

第18条

- 1.本党に、国会対策委員長を置き、その下に国会対策委員会を設置する。
- 2.国会対策委員長は、代表及び幹事長の下、党の国会対策活動を統括し、所属する院の国会活動を遂行する。
- 3.国会対策委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.国会対策委員長は、執行役員会の了解を得て、国会対策委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(組織委員長)

第19条

- 1.本党に、組織委員長を置き、その下に組織委員会を設置する。
- 2.組織委員長は、代表及び幹事長の下、選挙対策委員長と連携して、党の地域組織等を管理するとともに、党の組織活動を統括する。
- 3.組織委員長は、国会議員の中から代表が選任し、党大会又は両院議員総会の承認を得る。
- 4.組織委員長は、執行役員会の了解を得て、組織委員会に必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(参議院役員)

第20条

- 1.本党に、参議院議員会長、参議院幹事長、参議院国会対策委員長、その他必要な参議院役員を置く。
- 2.参議院役員は、参議院内における党の国会活動を遂行する。
- 3.参議院役員の選任については別に定めるところによることとし、役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。

(その他の党務執行機関)

第21条

- 1.代表は、必要と判断する場合、本章に定めるもののほか、執行役員会の了解を得て、党務の執行に必要な機関および長を置くことができる。
- 2.前項の執行機関の長は、幹事長の承認を得て、当該執行機関の下に、必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(候補者選定手続き及び決定機関)

第22条

- 1.国会議員選挙並びに都道府県及び政令指定都市の長の選挙における候補者の公認又は推薦等、衆議院議員選挙における比例代表名簿の登載順位および国会議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順位は、執行役員会の了解を得て選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
- 2.その他の公職の候補者の公認又は推薦等は、執行役員会の了解を得て、選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
- 3.選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、前項の公認又は推薦権の一部を県連に委任することができる。
- 4.常任幹事会は、公職の候補者の公認又は推薦について必要があると判断する場合は、前項に基づく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

(総合選挙対策本部)

第23条

- 1.本党に、各種選挙の運動を総合的かつ強力に推進するため、総合選挙対策本部を設置する。
- 2.総合選挙対策本部は、代表が本部長を、幹事長が事務総長を、選挙対策委員長が事務局長を、それぞれ務める。
- 3.代表は、執行役員会の了解を得て、総合選挙対策本部に、総合選挙対策本部役員会その他必要な部局を設置し、必要な役職者を選任するとともに、総合選挙対策本部役員会の構成員を指名することができる。

第21条

- 1.代表は、必要と判断する場合、本章に定めるもののほか、執行役員会の了解を得て、党務の執行に必要な機関及び長を置くことができる。
- 2.前項の執行機関の長は、幹事長の承認を得て、当該執行機関の下に、必要な部局を置き、必要な役職者を選任することができる。

(候補者選定手続き及び決定機関)

第22条

- 1.国会議員選挙並びに都道府県及び政令指定都市の長の選挙における候補者の公認又は推薦等、衆議院議員選挙における比例代表名簿の登載順位及び国会議員選挙における比例代表選挙の名簿記載順位は、執行役員会の了解を得て選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
- 2.その他の公職の候補者の公認又は推薦等は、執行役員会の了解を得て、選挙対策委員長が発議し、常任幹事会が決定する。
- 3.選挙対策委員長は、常任幹事会の承認を得て、前項の公認又は推薦権の一部を県連に委任することができる。
- 4.常任幹事会は、公職の候補者の公認又は推薦について必要があると判断する場合は、前項に基づく委任の場合を含めて、決定を取り消すことができる。

(総合選挙対策本部)

第23条

- 1.本党に、各種選挙の運動を総合的かつ強力に推進するため、総合選挙対策本部を設置する。
- 2.総合選挙対策本部は、代表が本部長を、幹事長が事務総長を、選挙対策委員長が事務局長を、それぞれ務める。
- 3.代表は、執行役員会の了解を得て、総合選挙対策本部に、総合選挙対策本部役員会その他必要な部局を設置し、必要な役職者を選任するとともに、総合選挙対策本部役員会の構成員を指名することができる。

- 4.国政選挙および執行役員会が特に指定する選挙に係る活動については、総合選挙対策本部役員会の決定に基づき、総合選挙対策本部が執行する。
- 5.総合選挙対策本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(男女共同参画推進本部)

第24条

- 1.本党は、男女共同参画社会の実現を目指し、公職の候補者の擁立をはじめとする党の運営及び活動について、両性のバランスのとれた参画の機会が保障されるよう努める。
- 2.本党に、男女共同参画推進本部長を置き、その下に男女共同参画推進本部を設置する。
- 3.男女共同参画推進本部は、本部長の下、党内外において男女共同参画を推進するための党の活動を統括するとともに、党運営における男女共同参画の推進に関する提言を幹事長に、男女共同参画を推進するための政策を政務調査会長に、それぞれ提言することができる。この場合、幹事長及び政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
- 4.男女共同参画推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。
- 5.男女共同参画推進本部長は、幹事長の承認を得て、男女共同参画推進本部の下に必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
- 6.男女共同参画推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(政治改革推進本部)

第25条

- 1.本党に、政治改革推進本部長を置き、その下に政治改革推進本部を設置する。
- 2.政治改革推進本部は、本部長の下、政治改革を推進するための党活動を統括するとともに、政治改革に関する特に重要な政策として執行役員会の指定する事項について、評議し決定する。
- 3.政治改革推進本部は、党所属国会議員全員を構

- 4.国政選挙及び執行役員会が特に指定する選挙に係る活動については、総合選挙対策本部役員会の決定に基づき、総合選挙対策本部が執行する。
- 5.総合選挙対策本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(男女共同参画推進本部)

第24条

- 1.本党は、男女共同参画社会の実現を目指し、公職の候補者の擁立をはじめとする党の運営及び活動について、両性のバランスのとれた参画の機会が保障されるよう努める。
- 2.本党に、男女共同参画推進本部長を置き、その下に男女共同参画推進本部を設置する。
- 3.男女共同参画推進本部は、本部長の下、党内外において男女共同参画を推進するための党の活動を統括するとともに、党運営における男女共同参画の推進に関する提言を幹事長に、男女共同参画を推進するための政策を政務調査会長に、それぞれ提言することができる。この場合、幹事長及び政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。
- 4.男女共同参画推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。
- 5.男女共同参画推進本部長は、幹事長の承認を得て、男女共同参画推進本部の下に必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。
- 6.男女共同参画推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。

(政治改革推進本部)

第25条

- 1.本党に、政治改革推進本部長を置き、その下に政治改革推進本部を設置する。
- 2.政治改革推進本部は、本部長の下、政治改革を推進するための党活動を統括するとともに、政治改革に関する特に重要な政策として執行役員会の指定する事項について、評議し決定する。
- 3.政治改革推進本部は、党所属国会議員全員を構

<p>成員とし、政治改革推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。</p> <p>4.政治改革推進本部長は、幹事長の承認に基づき、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。</p> <p>5.政治改革推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。</p> <p>(臨時の本部)</p> <p>第26条</p> <p>1.幹事長は、前三条のほか、本党が全党をあげて取り組む重要事項に関し、執行役員会の了解を得て、臨時の本部を設けることができる。</p> <p>2.設置する本部の長は、国会議員の中から、執行役員会の了解を得て、幹事長が選任する。</p> <p>3.本部の長は、幹事長の承認を得て、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。</p> <p>4.臨時に設置する本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。</p>	<p>成員とし、政治改革推進本部長は、国会議員の中から、代表が選任する。</p> <p>4.政治改革推進本部長は、幹事長の承認に基づき、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。</p> <p>5.政治改革推進本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。</p> <p>(臨時の本部)</p> <p>第26条</p> <p>1.幹事長は、前三条のほか、本党が全党をあげて取り組む重要事項に関し、執行役員会の了解を得て、臨時の本部を設けることができる。</p> <p>2.設置する本部の長は、国会議員の中から、執行役員会の了解を得て、幹事長が選任する。</p> <p>3.本部の長は、幹事長の承認を得て、必要な部局を設置し、必要な役職者を選任することができる。</p> <p>4.臨時に設置する本部の事務は、幹事長が指定する部局が所管する。</p>
<p>第6章 議員団等</p>	
<p>(衆議院議員団)</p> <p>第27条</p> <p>1.衆議院における党所属国会議員団は、その運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。</p> <p>(参議院議員団)</p> <p>第28条</p> <p>1.参議院における党所属国会議員団は、第20条に定める参議院役員のほか、議員団の運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。</p> <p>(共同会派等)</p> <p>第29条</p> <p>1.代表は、両院議員総会の承認を得て、国会において、党に所属しない国会議員を含む共同会派を結成することができる。</p> <p>2.党所属国会議員の前項の共同会派役員への就任</p>	<p>(衆議院議員団)</p> <p>第27条</p> <p>1.衆議院における党所属国会議員団は、その運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。</p> <p>(参議院議員団)</p> <p>第28条</p> <p>1.参議院における党所属国会議員団は、第20条に定める参議院役員のほか、議員団の運営のために必要な役員を置き、会議を開催することができる。</p> <p>(共同会派等)</p> <p>第29条</p> <p>1.代表は、両院議員総会の承認を得て、国会において、党に所属しない国会議員を含む共同会派を結成することができる。</p> <p>2.党所属国会議員の前項の共同会派役員への就任</p>

<p>及び衆参各議院の役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。</p> <p>3.前二条の議員団の会議には、共同会派に属する党に所属しない国会議員を参加させることができる。</p> <p>(地方自治体議員団等)</p> <p>第30条</p> <p>1.本党に、党所属の地方自治体議員による議員団を置くことができる。</p> <p>2.本党に、前項の議員団とは独立して党所属の女性地方自治体議員による議員団及び党所属の青年議員等による青年組織を置くことができる。</p> <p>3.前二項による組織が設置された場合、当該組織は、その決定に基づき、幹事長に対して党運営について、政務調査会長に対して政策について、それぞれ提言することができる。</p> <p>4.前項に基づく提言がなされた場合、幹事長又は政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。</p> <p>5.第1項又は第2項による組織の運営は、その名称、党に属しない者の参加の是非などを含め、原則としてその自主性に委ねるものとし、その設置及び運営等に関する基本的手続きは、組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。</p> <p>6.本条に規定する組織の事務は、特に幹事長が指定する場合を除き、組織委員会が所管する。</p>	<p>及び衆参各議院の役員への就任については、あらかじめ代表の承認を要する。</p> <p>3.前二条の議員団の会議には、共同会派に属する党に所属しない国会議員を参加させることができる。</p> <p>(地方自治体議員団等)</p> <p>第30条</p> <p>1.本党に、党所属の地方自治体議員による議員団を置くことができる。</p> <p>2.本党に、前項の議員団とは独立して党所属の女性地方自治体議員による議員団及び党所属の青年議員等による青年組織を置くことができる。</p> <p>3.前二項による組織が設置された場合、当該組織は、その決定に基づき、幹事長に対して党運営について、政務調査会長に対して政策について、それぞれ提言することができる。</p> <p>4.前項に基づく提言がなされた場合、幹事長又は政務調査会長は、その提言について真摯に受け止め検討に付さなければならない。</p> <p>5.第1項又は第2項による組織の運営は、その名称、党に属しない者の参加の是非などを含め、原則としてその自主性に委ねるものとし、その設置及び運営等に関する基本的手続きは、組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。</p> <p>6.本条に規定する組織の事務は、特に幹事長が指定する場合を除き、組織委員会が所管する。</p>
<p>第7章 特別機関</p>	
<p>(諮問機関)</p> <p>第31条</p> <p>1.本党に、党内外の有識者等による諮問機関を置くことができる。</p> <p>2.諮問機関は、代表又は執行機関等の諮問により、党の重要問題について審議し、答申又は意見具申等を行う。</p> <p>3.幹事長は、執行役員会の承認を得て、幹事長が指定する部局に、諮問機関の事務局を置くことができる。</p>	<p>(諮問機関)</p> <p>第31条</p> <p>1.本党に、党内外の有識者等による諮問機関を置くことができる。</p> <p>2.諮問機関は、代表又は執行機関等の諮問により、党の重要問題について審議し、答申又は意見具申等を行う。</p> <p>3.幹事長は、執行役員会の承認を得て、幹事長が指定する部局に、諮問機関の事務局を置くことができる。</p>

(顧問等)

第32条

- 1.代表は、両院議員総会の承認を得て、国会議員の中から常任顧問を委嘱することができる。
- 2.常任顧問は、常任幹事会の構成員として、党の意思決定に参画する。
- 3.代表は、執行役員会の了解を得て、最高顧問又は顧問を委嘱することができる。
- 4.最高顧問及び顧問は、代表又は執行機関等の諮問に応じて、意見具申を行うことができる。

(代表選挙管理委員会)

第33条

- 1.本党に、代表選挙に関する事務を担うため、代表選挙管理委員会を設置する。
- 2.代表選挙管理委員長及び委員若干名は、代表選挙規則に基づき、国会議員の中から常任幹事会が選任する。
- 3.代表選挙管理委員会の構成、運営等は、代表選挙規則において定める。

(倫理委員会)

第34条

- 1.本党に、常任幹事会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。
- 2.倫理委員長及び委員若干名は、倫理規則に基づき、党内外から常任幹事会が決定し、代表が委嘱する。
- 3.代表は、前項に定める委員長及び委員の委嘱について、幹事長に委任することができる。
- 4.倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、常任幹事会に対し、党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(会計監査等)

第35条

- 1.本党に常任監査1名及び会計監査若干名を置く。
- 2.常任監査は、国会議員の中から代表が選任し、大

(顧問等)

第32条

- 1.代表は、両院議員総会の承認を得て、国会議員の中から常任顧問を委嘱することができる。
- 2.常任顧問は、常任幹事会の構成員として、党の意思決定に参画する。
- 3.代表は、執行役員会の了解を得て、最高顧問又は顧問を委嘱することができる。
- 4.最高顧問及び顧問は、代表又は執行機関等の諮問に応じて、意見具申を行うことができる。

(代表選挙管理委員会)

第33条

- 1.本党に、代表選挙に関する事務を担うため、代表選挙管理委員会を設置する。
- 2.代表選挙管理委員長及び委員若干名は、代表選挙規則に基づき、国会議員の中から常任幹事会が選任する。
- 3.代表選挙管理委員会の構成、運営等は、代表選挙規則において定める。

(倫理委員会)

第34条

- 1.本党に、常任幹事会の諮問機関として、倫理委員会を設置する。
- 2.倫理委員長及び委員若干名は、倫理規則に基づき、党内外から常任幹事会が決定し、代表が委嘱する。
- 3.代表は、前項に定める委員長及び委員の委嘱について、幹事長に委任することができる。
- 4.倫理委員会は、諮問を受けた場合のほか、自らの判断に基づいて、常任幹事会に対し、党員の倫理遵守に関して意見を述べることができる。

(会計監査等)

第35条

- 1.本党に常任監査1名及び会計監査若干名を置く。
- 2.常任監査は、国会議員の中から代表が選任し、大

<p>会又は両院議員総会の承認を得る。常任監査は、日常的な党の経理を監査するとともに、党大会に提出される決算を監査する。</p> <p>3.会計監査は、代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。会計監査は、常任監査と協議して党の経理を適宜監査するとともに、常任監査とともに党大会に提出される決算を監査する。</p> <p>4.常任監査は、会計監査と協議し、執行役員会の了解を得て、常任監査及び会計監査の職務を補助させるため外部の専門家を委嘱することができる。</p> <p>5.代表は、第2項及び第3項に定める常任監査及び会計監査の選任について、幹事長に委任することができる。</p>	<p>会又は両院議員総会の承認を得る。常任監査は、日常的な党の経理を監査するとともに、党大会に提出される決算を監査する。</p> <p>3.会計監査は、代表が選任し、大会又は両院議員総会の承認を得る。会計監査は、常任監査と協議して党の経理を適宜監査するとともに、常任監査とともに党大会に提出される決算を監査する。</p> <p>4.常任監査は、会計監査と協議し、執行役員会の了解を得て、常任監査及び会計監査の職務を補助させるため外部の専門家を委嘱することができる。</p> <p>5.代表は、第2項及び第3項に定める常任監査及び会計監査の選任について、幹事長に委任することができる。</p>
<p>第8章 地域組織</p>	
<p>(総支部) 第36条</p> <p>1.党員の基本組織として、衆議院議員選挙の小選挙区を単位とする総支部を置く。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、小選挙区と重複立候補する者を除く比例代表選出衆議院議員及びその公認候補予定者並びに参議院議員及びその公認候補予定者の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。</p> <p>3.<u>比例代表選出議員及びその公認候補予定者が総支部長を務める</u>総支部は、いずれかの県連に所属するものとする。</p> <p>4.総支部長は、原則として党所属国会議員または国政選挙の公認候補予定者が務めることとし、<u>その任期は、当該国政選挙が行われた日から相当な期間が経過した日までとする。その期間は、当該国政選挙が行われた後に、執行役員会の了解を得て組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。</u></p> <p>5.第1項に定める衆議院小選挙区総支部において、総支部長がその資格を喪失した場合、<u>暫定総支部長を置く。暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員が務める。</u></p>	<p>(総支部) 第36条</p> <p>1.党員の基本組織として、衆議院議員選挙の小選挙区を単位とする総支部を置く。</p> <p>2.前項の規定にかかわらず、小選挙区と重複立候補する者を除く比例代表選出衆議院議員及びその公認候補予定者並びに参議院議員及びその公認候補予定者の活動を支える党員組織として、総支部を設けることができる。</p> <p>3.総支部は、いずれかの県連に所属するものとする。</p> <p>4.総支部長は、原則として党所属国会議員または国政選挙の公認候補予定者が務める。<u>ただし、都道府県連及び党本部が認める場合は地方自治体議員等から選任することができる。任期は、当該国政選挙が行われた日から相当な期間が経過した日までとする。その期間は、当該国政選挙が行われた後に、執行役員会の了解を得て組織委員長が発議し、常任幹事会が定める。</u></p> <p>5.第1項に定める衆議院小選挙区総支部において、総支部長がその資格を喪失した場合、<u>新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を置く。暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員が務める。</u></p>

- 6.前項の場合、総支部長代行を置くことができる。
- 7.総支部長、暫定総支部長、暫定総支部の総支部長代行（以下「総支部長等」と言う。）の任期及び交代、その他総支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 8.総支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(都道府県連)

第37条

- 1.各都道府県に、県連（都道府県総支部連合会）を置く。
- 2.県連は、当該都道府県下の総支部及び行政区支部等で構成する。
- 3.県連に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 4.県連は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(行政区支部及び任意組織)

第38条

- 1.総支部は、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認する場合、行政区支部を設けることができる。
- 2.行政区支部設置の基準等、行政区支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 3.行政区支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
- 4.県連又は総支部は、必要に応じて地域または職域を単位とする任意の組織を置くことができる。

第39条（新設）

- 6.前項の場合、総支部長代行を置くことができる。
- 7.総支部長、暫定総支部長、暫定総支部の総支部長代行（以下「総支部長等」と言う。）の任期及び交代、その他総支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 8.総支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(都道府県連)

第37条

- 1.各都道府県に、県連（都道府県総支部連合会）を置く。
- 2.県連は、当該都道府県下の総支部及び行政区支部等で構成する。
- 3.県連に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 4.県連は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。

(行政区支部及び任意組織)

第38条

- 1.総支部は、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認する場合、行政区支部を設けることができる。
- 2.行政区支部設置の基準等、行政区支部に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。
- 3.行政区支部は、本規約に準じて規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
- 4.県連又は総支部は、必要に応じて地域または職域を単位とする任意の組織を置くことができる

(地域政党)

第39条

- 1.政策・理念・活動方針等を含め本党との協調・連携関係を確認できる地域政党（地域の政治団体）等については、運営に関する支援を行うことができるとともに、その運営に関して、調整と合意に基づいて連携することができる。

(県連及び総支部等の設置及び廃止等)

第39条

1. 県連及び総支部の設置及び廃止並びに総支部長の選任には、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認することを要する。行政区支部の設置及び廃止、ならびに行政区支部長の選任には、組織委員長の承認を要する。
2. 組織委員長は、執行役員会の了解を得て、一部又は全部の行政区支部について、その設置及び廃止並びに行政区支部長の選任を県連に委任することができる。
3. 幹事長は、特に必要と判断する場合、前項に基づく委任の場合を含め、常任幹事会の承認を得て、県連、総支部又は行政区支部の廃止、あるいはこれらの長の解任及び選任に必要な措置を講ずることができる。
4. 県連、総支部及び行政区支部の設立、異動及び解散に関する必要な事項については、組織規則で別に定める。

(ブロック協議会)

第40条

1. 各県連間の連携を図り、広域的な地域活動を進めるとともに、地域における国会議員等の交流を促進するため、衆議院比例ブロックごとにブロック協議会を設置する。

2. (新設)

2. ブロック協議会に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。

(全国幹事会等)

第41条

1. 各県連は、所属する地方自治体議員等の県連の役職者の中から、地方幹事、政策責任者及び選挙対策責任者を選出し、組織委員会に登録する。
2. 幹事長、政務調査会長又は選挙対策委員長は、地域組織にも幅広く影響する重要事項について判断する場合、必要に応じて事前にまたは緊急を要

(県連及び総支部等の設置及び廃止等)

第40条

1. 県連及び総支部の設置及び廃止並びに総支部長の選任には、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認することを要する。行政区支部の設置及び廃止、ならびに行政区支部長の選任には、組織委員長の承認を要する。
2. 組織委員長は、執行役員会の了解を得て、一部又は全部の行政区支部について、その設置及び廃止並びに行政区支部長の選任を県連に委任することができる。
3. 幹事長は、特に必要と判断する場合、前項に基づく委任の場合を含め、常任幹事会の承認を得て、県連、総支部又は行政区支部の廃止、あるいはこれらの長の解任及び選任に必要な措置を講ずることができる。
4. 県連、総支部及び行政区支部の設立、異動及び解散に関する必要な事項については、組織規則で別に定める。

(ブロック協議会)

第41条

1. 各県連間の連携を図り、広域的な地域活動を進めるとともに、地域における国会議員等の交流を促進するため、衆議院比例ブロックごとにブロック協議会を設置する。

2. ブロック協議会は、第42条第5項に定めるブロック代表幹事の主催のもとで定例開催する。

3. ブロック協議会に関し必要な事項は、組織規則で別に定める。

(全国幹事会等)

第42条

1. 各県連は、所属する地方自治体議員等の県連の役職者の中から、地方幹事、政策責任者及び選挙対策責任者を選出し、組織委員会に登録する。
2. 代表、幹事長、組織委員長、政務調査会長又は選挙対策委員長は、党が当面する焦点課題、地域組織にも幅広く影響する重要事項について判断す

<p>する場合は事後に、執行役員会の了解を得て、地方幹事による全国幹事会、政策責任者による全国政策責任者会議または選挙対策責任者による全国選挙対策会議を招集し、地域組織の意見を聞くよう努めなければならない。</p> <p>3.前項の会議が開催された場合、各執行機関は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。</p> <p>4.県連は、第2項の各会議に、県連代表者の指名する代理を出席させることができる。</p> <p>5. (新設)</p> <p>6. (新設)</p> <p>7. (新設)</p>	<p>る場合、必要に応じて事前にまたは緊急を要する場合は事後に、執行役員会の了解を得て、地方幹事及び第30条第1項及び第2項に定める地方自治体議員団・組織の役員による全国幹事会、政策責任者による全国政策責任者会議または選挙対策責任者による全国選挙対策会議を招集し、地域組織の意見を聞くよう努めなければならない。</p> <p>3.前項の会議が開催された場合、各執行機関は、その意見を真摯に受け止め参考にしなければならない。</p> <p>4.県連は、第2項の各会議に、県連代表者の指名する代理を出席させることができる。</p> <p>5.衆議院比例ブロックごとに、当該都道府県の地方幹事の互選によってブロック代表幹事を選出する。</p> <p>6.ブロック代表幹事は、第41条に定めるブロック協議会を定例開催する。</p> <p>7.ブロック代表幹事は、公務が重複する場合等はブロック内の地方幹事から代表幹事代理を指名しその職務の遂行を求めることができる。</p>
<p>第9章 倫理</p>	
<p>(倫理の遵守)</p> <p>第42条</p> <p>1.党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。</p> <p>2.党員が前項に違反した場合、所属する県連の執行機関が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき、倫理規則に従って必要な執行上の措置を行う。</p> <p>3.第1項に違反した党員が、国会議員又は国会議員選挙の候補予定者である場合あるいはかつて国会議員であった者である場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず倫理規則に基づき幹事長が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に応じ常任幹事会の承認を得て、次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 幹事長による注意</p>	<p>(倫理の遵守)</p> <p>第43条</p> <p>1.党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。</p> <p>2.党員が前項に違反した場合、所属する県連の執行機関が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき、倫理規則に従って必要な執行上の措置を行う。</p> <p>3.第1項に違反した党員が、国会議員又は国会議員選挙の候補予定者である場合あるいはかつて国会議員であった者である場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず倫理規則に基づき幹事長が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に応じ常任幹事会の承認を得て、次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">1 幹事長による注意</p>

<p>2 常任幹事会名による嚴重注意</p> <p>3 党の役職の一定期間内の停止又は解任</p> <p>4 党公認又は推薦等の取り消し（国政選挙の比例名簿からの登録抹消を含む。）</p> <p>5 公職の辞職勧告</p> <p>4.当該党員の行為が、党の綱領、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、国会議員又は国政選挙の候補予定者である党員あるいはかつて国会議員であった党員の場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、幹事長の発議に基づき常任幹事会が、その他の党員の場合は所属する県連の執行機関が、倫理委員会又は県連の相当する諮問機関に事前またはやむを得ない場合は事後に諮った上で、次の各号に掲げる処分を決定する。</p> <p>1 党員資格停止</p> <p>2 離党勧告</p> <p>3 除籍</p> <p>5.第3項の措置及び第4項の処分は、重ねて行うことができる。</p> <p>(倫理規則)</p> <p>第43条</p> <p>1.党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置及び党員の権利擁護等に関して必要な事項は、倫理規則で別に定める。</p>	<p>2 常任幹事会名による嚴重注意</p> <p>3 党の役職の一定期間内の停止又は解任</p> <p>4 党公認又は推薦等の取り消し（国政選挙の比例名簿からの登録抹消を含む。）</p> <p>5 公職の辞職勧告</p> <p>4.当該党員の行為が、党の綱領、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼす場合、国会議員又は国政選挙の候補予定者である党員あるいはかつて国会議員であった党員の場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、幹事長の発議に基づき常任幹事会が、その他の党員の場合は所属する県連の執行機関が、倫理委員会又は県連の相当する諮問機関に事前またはやむを得ない場合は事後に諮った上で、次の各号に掲げる処分を決定する。</p> <p>1 党員資格停止</p> <p>2 離党勧告</p> <p>3 除籍</p> <p>5.第3項の措置及び第4項の処分は、重ねて行うことができる。</p> <p>(倫理規則)</p> <p>第44条</p> <p>1.党員の倫理の遵守、倫理委員会の設置及び党員の権利擁護等に関して必要な事項は、倫理規則で別に定める。</p>
<p>第10章 会計及び予算等</p>	
<p>(党財政)</p> <p>第44条</p> <p>1.本党の経費は、党費、寄附、事業収入及び政党交付金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算)</p> <p>第45条</p> <p>1.本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、幹事長は、常任幹事会の承認を得て毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。</p>	<p>(党財政)</p> <p>第45条</p> <p>1.本党の経費は、党費、寄附、事業収入及び政党交付金その他の収入をもって充てる。</p> <p>(予算)</p> <p>第46条</p> <p>1.本党の会計年度は、1月1日から12月31日までとし、幹事長は、常任幹事会の承認を得て毎年度の予算を編成し、大会の承認を得なければならない。</p>

<p>(決算) 第46条 1.幹事長は、執行役員会の了解を得て、会計年度毎に決算報告を作成し、常任監査及び会計監査の監査を受けた上で、大会の承認を得なければならない。</p> <p>(政治資金の透明化) 第47条 1.本党は、政治倫理の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。</p>	<p>(決算) 第47条 1.幹事長は、執行役員会の了解を得て、会計年度毎に決算報告を作成し、常任監査及び会計監査の監査を受けた上で、大会の承認を得なければならない。</p> <p>(政治資金の透明化) 第48条 1.本党は、政治倫理の確立を目指し、取り扱う政治資金について最大限の透明化に努めるものとする。</p>
<p>第11章 党本部事務局</p>	
<p>第 条 (新設)</p>	<p>(党本部事務局) 第49条 1.本党の業務を遂行するために、幹事長の下に党本部事務局を設け、必要な職員を置く。 2.党本部事務局の服務に関する事項は、別に事務局規定で定める。</p>
<p>附則</p>	
<p>(規約の発効) 第1条 1.本規約は、決定と同時に発効する。</p> <p>(経過措置) 第2条 1.本規約にかかわらず、当分の間、常任幹事会の決定に基づき、公認候補予定者でない者を総支部長とする総支部を設置し、または県連に所属せず党本部が直轄する総支部を設置することができる。 2.本規約にかかわらず、2019年9月末日までの間、共同会派に所属する国会議員で、本党所属議員でない者に、役員又は役職を委嘱し、両院議員総会の決議に基づき両院議員総会における議決権を付与することができる。 3.本規約発効後すみやかに、党大会の構成員、代表選挙の議決権など、規約に定めるべき規定のあり方について議論し、必要に応じて次に開かれる党大会において決定する。</p>	<p>(規約の発効) 第1条 1.本規約は、決定と同時に発効する。</p> <p>(経過措置) 第2条 1. (削除) 2. (削除) 3. (削除)</p>

民進党 組織規則（改正案）

第1章 総則

（目的）

第1条

1. 本規則は、党员及びサポーター並びに地域組織に関して、民進党規約により委任を受けた事項及び民進党規約を実施するために必要な事項を定める。

第2章 党员等

－第1節 党员に関する事項

（入党）

第2条

1. 党员は、一般党员、地方自治体議員党员、国会議員党员とする。
2. 一般党员になろうとする者は、所定の入党申込書に必要事項を記入し、定められた党費を添えて、いずれかの総支部に入党の申込みをする。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
3. 前項の場合において、所属すべき総支部が解散した場合には、本人の希望により、当該総支部の解散から翌年の本部登録まで、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）所属として党员の資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。
4. 地方自治体議員党员になろうとする者は、自身の選挙区を管轄する県連に入党申込みを行い、当該県連の承認を得なければならない。
5. 当該県連は入党を承認した地方自治体議員党员について、速やかに当該総支部に通知するとともに本部に報告しなければならない。

（機関紙の購読）

第3条

1. 党员は、本党の機関紙を定期購読するものとする。

（党費の納入）

第4条

1. 党員は、総支部又は県連が定めた党費を納入する。党費は、機関紙の購読料を含めて年額4,000円を原則とし、当分の間、県連等の決定により増額することができる。党費のうち少なくとも1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。

(本部登録)

第5条

1. 総支部は、一般党員名簿を作成し、一般党員1人につき県連が定める金額を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出された一般党員名簿、県連で作成した地方自治体議員党員名簿及び国会議員党員名簿を党員の種別ごとに取りまとめて、毎年常任幹事会の定める日（以下「定時登録日」という）までに、党本部（以下「本部」という）に提出する。
3. 一般党員名簿には、党員の所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日を、地方自治体議員党員及び国会議員党員名簿には一般党員名簿に記載する事項の他、所属議会を記載する。また一般党員名簿、地方自治体議員党員名簿、国会議員党員名簿（以下「全党員名簿」という）には、可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
5. 定時登録日は、原則毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。
6. 全党員名簿を本部が受領した時点において、党員の本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。
7. 党員の本部登録に基づく資格は、当該党員が本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。
8. 本部登録された全党員名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合及び常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。

(離党)

第6条

1. 一般党員は、理由書を添えて所属総支部に届出ることにより、離党することができる。
2. 総支部は、本部登録された一般党員の離党届を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。
3. 地方自治体議員党員が離党しようとするときは、理由書を添えて県連に届け出、当該県連の承認を得なければならない。
4. 県連は、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。
5. 県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の代表選挙管理委員会（以下「本部選管」という）の指定する日までに、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。

－第2節 サポーターに関する事項

(登録)

第7条

1. サポーターになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、定められた会費を添えて、いずれかの総支部に登録の申込みをする。会費は、年額2,000円とする。なお、会費のうち1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
2. 前項の場合において、所属すべき総支部が解散したときには、本人の希望により、資格期限が切れるまでの間に限り、県連所属としてサポーターの資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。

(本部登録)

第8条

1. 総支部は、サポーター名簿を作成し、サポーター1人につき県連登録料1,000円を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出されたサポーター名簿を取りまとめて、定時登録日までに、本部に提出する。

3. サポーター名簿には、サポーターの所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、日本国民であるか否かのチェックを記載する。また可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
4. 定時登録日は、毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。
5. サポーター名簿を本部が受領した時点において、サポーターの本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。
6. サポーターの本部登録による資格は、前条の規定にかかわらず、当該サポーターが本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。
7. 本部登録されたサポーター名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合及び常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して、本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。

(登録の解除)

第9条

1. サポーターは、文書で所属総支部に届出ることにより、サポーター登録を解除することができる。
2. 総支部は、本部登録されたサポーターの登録解除の届出を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。
3. 県連は、前項の報告を受けた場合、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、速やかに本部に報告しなければならない。
4. 県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の選管の指定する日までに、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。

第3章 地域組織

(地域組織の設立等)

第10条

1. 県連（都道府県総支部連合会）、総支部、及び行政区支部を設立又は解散する場合には、事前に本部に通知し、党規約及び組織規則に定める手続きを経なければならない。

2. 総支部、行政区支部が、その代表者を選任及び異動する場合、事前に本部に通知し、党規約及び組織規則に定める手続きを経なければならない。
3. 常任幹事会が規約第40条第3項に該当すると判断した場合、幹事長は、その決定に基づいて当該支部等の解散の勧告、解散の決定、解散手続きの代行等を行うことができる。
4. 幹事長は、前項の事務の一部を、県連に委任することができる。

(総支部)

第11条

1. 衆議院議員選挙の小選挙区を活動区域とする総支部の名称は、原則として「民進党〇〇〇第□区総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、□の部分には当該小選挙区の数字が、それぞれ記載されるものとする。
2. 衆議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者（いずれも小選挙区との重複立候補者を除く）を代表者とする総支部の名称は、「民進党衆議院〇〇ブロック比例区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該ブロック名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
3. 参議院議員選挙の選挙区選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党〇〇〇参議院選挙区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
4. 参議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党参議院比例区第△総支部」とする。△の部分には党内で定めた数字が記載されるものとする。
5. 総支部は、党規約及び組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上、総支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。
6. 総支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

(総支部長)

第12条

1. 総支部の代表者（以下「総支部長」という）は、原則として当該総支部を基盤として国政選挙に臨む党所属国会議員又はその公認候補予定者が務めることとする。ただし、都道府県連及び党本部が認める場合は地方自治体議員等から選任することができる。任期は、当該国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日とする。

2. 総支部長が当該国政選挙において議席を得た場合には、その任期は、次期国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日まで延長される。
3. 国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院小選挙区総支部長は規約36条第4項及び第5項に基づき、県連が新たな総支部長あるいは暫定総支部長を選任しない場合、総支部の解散を行わなければならない。
4. 国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院比例代表総支部長、参議院選挙区総支部長及び参議院比例区総支部長は、規約36条第4項に基づき速やかに総支部を解散しなければならない。
5. 総支部長は、総支部長の異動または総支部の解散を行う場合、当該総支部所属の党员及びサポーターの帰属、ならびに総支部会計及び届出等について、組織委員長及び県連の指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(小選挙区総支部の暫定総支部長)

第13条

1. 衆議院小選挙区総支部において、総支部長が落選、離党、除籍等によりその資格を喪失した場合、当該県連は、党規約及び組織規則の定める手続きを経て、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を選任する。
2. 衆議院小選挙区総支部が解散された場合、当該県連は、党規約及び組織規則の定める手続きを経て、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を代表者とする総支部を設立する。
3. 前2項の場合、当該県連は、当該暫定総支部に総支部長代行を置くことができる。
4. 衆議院小選挙区総支部の暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員とする。
5. 当該暫定総支部の地域を基盤として国政選挙に臨む衆議院議員又は同公認候補予定者が決定した場合、暫定総支部長及び総支部長代行の任期は終了する。

(都道府県連)

第14条

1. 県連の名称は、「民進党〇〇〇総支部連合会」とする。〇〇の部分には都道府県名が記載されるものとする。
2. 県連は、党規約及び組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上県連大会を開催し、年4回以上県連党務執行のため県連規則に定められた機関の会議を開催するなど、適正な組織運営を行わなければならない。
3. 県連は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わな

ければならない。

(比例区総支部の県連所属)

第15条

1. 衆議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者（いずれも小選挙区との重複立候補者を除く）、参議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者を総支部長とする総支部は、組織委員長の承諾を得て、いずれかの県連に所属しなければならない。
2. 所属する県連を決定する場合、当該総支部長は、事前に組織委員長及び当該県連と協議するものとする。
3. 前項の所属が決定した場合、当該県連は、その旨を本部に報告しなければならない。

(支部証明書の発行)

第16条

1. 県連、総支部及び行政区支部の設立又は名称変更に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請がなされ、規約第40条1項に基づき、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認した場合に本部が発行する。
2. 県連、総支部及び行政区支部の主たる事務所の所在地の異動に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請に基づき、本部が発行する。

(選管届出の報告等)

第17条

1. 県連、総支部及び行政区支部は、その設立、異動、解散を都道府県選挙管理委員会（以下「県選管」という）に届出た場合、速やかに当該選管の受領印のある届出書を本部の担当部局にファックス送信することによって、報告しなければならない。
2. 本部より支部政党交付金の交付を受けた県連及び総支部は、当該交付を受けた年（解散の場合は解散日までの期間）について作成した使途等報告書を、本部及び県選管に提出するのに先立って、本部の担当部局の事前点検を受けなければならない。

(行政区支部)

第18条

1. 行政区（自治体としての市区町村及び政令市の区をいう）を活動区域とする行政区支部は総支部の承認に基づき、当該行政区において一つに限り設立する

ことができる（以下、「地域型行政区支部」という）。

2. 地域型行政区支部の代表者は、党籍を有する地方自治体議員が務める。地域型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、速やかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。
3. 地域型行政区支部の名称は、「〇〇道（府県）〇〇市（町村）支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載されるものとする。なお、東京都の特別区内における名称は「東京都〇〇区支部」、政令市における名称は「〇〇市〇〇区支部」とする。
4. 行政区支部の複数設置が党勢拡大に寄与すると特に判断される場合、都道府県議会議員又は政令市議会議員の選挙区を単位とする行政区支部を、一人につき一つのみ設立することができる（以下、「地方自治体議員型行政区支部」という）。
5. 地方自治体議員型行政区支部の代表者は、党籍を有する都道府県議会議員又は政令市議会議員が務める。地方自治体議員型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、速やかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。
6. 地方自治体議員型行政区支部の名称は、「〇〇都（道府県又は市区）第△行政区支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載され、△の部分には数字が記載されるものとする。
7. 資格を失った、地域型行政区支部または地方自治体議員型行政区支部の代表者のうち、都道府県議会議員または政令市議会議員であった者が、常任幹事会において都道府県議会議員・政令市議会議員選挙の公認・推薦候補として決定した場合、地方自治体議員型行政区支部の代表者となることができる。
8. 行政区支部を設立しようとするときは、申請書、確認書及び当該行政区支部代表者の誓約書を添付し、県連を通じて本部に申請を行うものとする。
9. 行政区支部は、党規約及び組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上行政区支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。
10. 行政区支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。
11. 支部証明及び選管届出の報告等にかかる総支部に関する本規則の定めは、行政区支部に準用する。
12. 行政区支部を設置した県連は、行政区支部の管理のために必要な体制を整備しなければならない。行政区支部の本部への申請及び報告等の事務手続きは、すべて県連を通じて行うものとする。

(ブロック協議会)

第19条

1. 規約第41条に基づき、衆議院比例ブロックを単位とするブロック協議会を設置する。
2. ブロック協議会は、ブロック代表幹事その他必要な役員を互選し、連絡調整の役割を担う幹事県連を定める。
3. ブロック協議会は、必要に応じて、県連幹事長会議、県連選対責任者会議、県連政策責任者会議等を開催することができる。

(ブロック代表幹事)

第20条

1. 衆議院比例ブロックごとに、当該都道府県の地方幹事の互選によってブロック代表幹事を選出する。
2. ブロック代表幹事は、規約第9条に定める常任幹事会の求めに応じ、常任幹事会に出席し、意見を述べることができるとともに、同規約第41条に定めるブロック協議会を定例開催する。
3. ブロック代表幹事を決定又は変更しようとするときは、幹事長に申し出て、執行役員会の確認を受けるものとする。
4. ブロック代表幹事は、当該ブロックに所属する国会議員及び県連の意見を常任幹事会に適切に届け、常任幹事会の決定等をこれらのものに適切に周知するよう努めるものとする。
5. ブロック代表幹事は、公務が重複する場合等はブロック内の地方幹事から代表幹事代理を指名しその職務の遂行を求めることができる。

附 則

(規則の所管)

第1条

1. 本規則にかかる本部における事務は、組織委員会が担当する。

(施行日)

第2条

1. 本規則は、決定と同時に施行する。

民進党 組織規則（新旧対照表）

（下線部分は修正部分）

現行	改定案
第1章 総則	
<p>（目的） 第1条 1.本規則は、<u>党員及びサポーター並びに地域組織</u>に関して、民進党規約により委任を受けた事項<u>および民進党規約を実施するために必要な事項</u>を定める。</p>	<p>（目的） 第1条 1.本規則は、<u>党員及びサポーター並びに地域組織</u>に関して、民進党規約により委任を受けた事項<u>及び民進党規約を実施するために必要な事項</u>を定める。</p>
第2章 党員等	
第1節 党員に関する事項	
<p>（入党） 第2条 1.党員は、一般党員、地方自治体議員党員、国会議員党員とする。</p> <p>2.一般党員になろうとする者は、所定の入党申込書に必要事項を記入し、定められた党費を添えて、いずれかの総支部に入党の申込みをする。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。</p> <p>3.前項の場合において、所属すべき総支部が解散した場合には、本人の希望により、当該総支部の解散から翌年の本部登録まで、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）所属として党員の資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。</p> <p>4.地方自治体議員党員になろうとする者は、自身の選挙区を管轄する県連に入党申込みを行い、当該県連の承認を得なければならない。</p> <p>5.当該県連は入党を承認した地方自治体議員党員について、速やかに当該総支部に通知するとともに本部に報告しなければならない。</p> <p>（機関紙の購読） 第3条</p>	<p>（入党） 第2条 1.党員は、一般党員、地方自治体議員党員、国会議員党員とする。</p> <p>2.一般党員になろうとする者は、所定の入党申込書に必要事項を記入し、定められた党費を添えて、いずれかの総支部に入党の申込みをする。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。</p> <p>3.前項の場合において、所属すべき総支部が解散した場合には、本人の希望により、当該総支部の解散から翌年の本部登録まで、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）所属として党員の資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。</p> <p>4.地方自治体議員党員になろうとする者は、自身の選挙区を管轄する県連に入党申込みを行い、当該県連の承認を得なければならない。</p> <p>5.当該県連は入党を承認した地方自治体議員党員について、速やかに当該総支部に通知するとともに本部に報告しなければならない。</p> <p>（機関紙の購読） 第3条</p>

1. 党員は、本党の機関紙を定期購読するものとする。

(党費の納入)

第4条

1. 党員は、総支部又は県連が定めた党費を納入する。党費は、機関紙の購読料を含めて年額6,000円を原則とし、当分の間、県連等の決定により増額することができる。党費のうち少なくとも1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。

(本部登録)

第5条

1. 総支部は、一般党員名簿を作成し、一般党員1人につき本部登録料1,000円を含む県連が定める金額を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。

2. 県連は、県連所属の総支部から提出された一般党員名簿、県連で作成した地方自治体議員党員名簿及び国会議員党員名簿、ならびに本部登録料1,000円を党員の種別ごとに取りまとめて、毎年常任幹事会の定める日(以下「定時登録日」という)までに、党本部(以下「本部」という)に提出する。

3. 一般党員名簿には、党員の所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日を、地方自治体議員党員および国会議員党員名簿には一般党員名簿に記載する事項の他、所属議会を記載する。また一般党員名簿、地方自治体議員党員名簿、国会議員党員名簿(以下「全党員名簿」という)には、可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。

4. 取りまとめた本部登録料の提出は、全党員名簿の人数に1人あたりの本部登録料を乗じて得た金額を本部の指定する銀行口座に振込むとともに、当該振込みを証する書面の写しを全党員名簿

1. 党員は、本党の機関紙を定期購読するものとする。

(党費の納入)

第4条

1. 党員は、総支部又は県連が定めた党費を納入する。党費は、機関紙の購読料を含めて年額4,000円を原則とし、当分の間、県連等の決定により増額することができる。党費のうち少なくとも1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。

(本部登録)

第5条

1. 総支部は、一般党員名簿を作成し、一般党員1人につき県連が定める金額を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。

2. 県連は、県連所属の総支部から提出された一般党員名簿、県連で作成した地方自治体議員党員名簿及び国会議員党員名簿を党員の種別ごとに取りまとめて、毎年常任幹事会の定める日(以下「定時登録日」という)までに、党本部(以下「本部」という)に提出する。

3. 一般党員名簿には、党員の所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日を、地方自治体議員党員及び国会議員党員名簿には一般党員名簿に記載する事項の他、所属議会を記載する。また一般党員名簿、地方自治体議員党員名簿、国会議員党員名簿(以下「全党員名簿」という)には、可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。

4. (削除)

<p>とともに本部に送付する方法で行う。</p> <p>5.定時登録日は、原則毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。</p> <p>6.全党員名簿および本部登録料を本部が受領した時点において、党員の本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。</p> <p>7.党員の本部登録に基づく資格は、当該党員が本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。</p> <p>8.本部登録された全党員名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合および常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。</p> <p>(離党)</p> <p>第6条</p> <p>1.一般党員は、理由書を添えて所属総支部に届出ることにより、離党することができる。</p> <p>2.総支部は、本部登録された一般党員の離党届を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。</p> <p>3.地方自治体議員党員が離党しようとするときは、理由書を添えて県連に届け出、当該県連の承認を得なければならない。</p> <p>4.県連は、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p> <p>5.県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の代表選挙管理委員会（以下「本部選管」という）の指定する日までに、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p>	<p>5.定時登録日は、原則毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。</p> <p>6.全党員名簿を本部が受領した時点において、党員の本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。</p> <p>7.党員の本部登録に基づく資格は、当該党員が本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。</p> <p>8.本部登録された全党員名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合及び常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。</p> <p>(離党)</p> <p>第6条</p> <p>1.一般党員は、理由書を添えて所属総支部に届出ることにより、離党することができる。</p> <p>2.総支部は、本部登録された一般党員の離党届を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。</p> <p>3.地方自治体議員党員が離党しようとするときは、理由書を添えて県連に届け出、当該県連の承認を得なければならない。</p> <p>4.県連は、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p> <p>5.県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の代表選挙管理委員会（以下「本部選管」という）の指定する日までに、離党した一般党員と地方自治体議員党員の名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p>
<p>第2節 サポーターに関する事項</p>	
<p>(登録)</p> <p>第7条</p>	<p>(登録)</p> <p>第7条</p>

1. サポーターになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、定められた会費を添えて、いずれかの総支部に登録の申込みをする。会費は、年額2,000円とする。なお、会費のうち1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
2. 前項の場合において、所属すべき総支部が解散したときには、本人の希望により、資格期限が切れるまでの間に限り、県連所属としてサポーターの資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。

(本部登録)

第8条

1. 総支部は、サポーター名簿を作成し、サポーター1人につき本部登録料1,000円を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出されたサポーター名簿および本部登録料を取りまとめて、定時登録日までに、本部に提出する。
3. サポーター名簿には、サポーターの所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、日本国民であるか否かのチェックを記載する。また可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
4. 取りまとめた本部登録料の提出は、サポーター名簿の人数に1人あたりの本部登録料を乗じて得た金額を本部の指定する銀行口座に振込むとともに、当該振込みを証する書面の写しをサポーター名簿とともに本部に送付する方法で行う。
5. 定時登録日は、毎年5月末日とし、特別の事情のある場合においては常任幹事会が別途定めた日とする。
6. サポーター名簿および本部登録料を本部が受領

1. サポーターになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入し、定められた会費を添えて、いずれかの総支部に登録の申込みをする。会費は、年額2,000円とする。なお、会費のうち1,000円は、総支部の収入として計上しなければならない。資格期限は申込み手続きが完了した日から翌年の本部登録までとする。
2. 前項の場合において、所属すべき総支部が解散したときには、本人の希望により、資格期限が切れるまでの間に限り、県連所属としてサポーターの資格が継続されるものとする。この場合、本規則の適用について、当該県連は一の総支部と見なす。

(本部登録)

第8条

1. 総支部は、サポーター名簿を作成し、サポーター1人につき県連登録料1,000円を添えて、毎年県連の定める日までに県連に提出しなければならない。提出された名簿に関しては、所属総支部の意見を聞いた上で、当該県連においてその取扱いについて定める。
2. 県連は、県連所属の総支部から提出されたサポーター名簿を取りまとめて、定時登録日までに、本部に提出する。
3. サポーター名簿には、サポーターの所属総支部、氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、日本国民であるか否かのチェックを記載する。また可能であれば連絡先電話番号及びメールアドレスを記載する。
4. (削除)
5. サポーター名簿を本部が受領した時点におい

<p>した時点において、サポーターの本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。</p> <p>7.サポーターの本部登録による資格は、前条の規定にかかわらず、当該サポーターが本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。</p> <p>8.本部登録されたサポーター名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合および常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して、本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。</p> <p>(登録の解除) 第9条</p> <p>1.サポーターは、文書で所属総支部に届出ることにより、サポーター登録を解除することができる。</p> <p>2.総支部は、本部登録されたサポーターの登録解除の届出を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。</p> <p>3.県連は、前項の報告を受けた場合、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、速やかに本部に報告しなければならない。</p> <p>4.県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の選管の指定する日までに、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p>	<p>て、サポーターの本部登録が行われたものとする。ただし、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を県連に通知し、是正を要請する。</p> <p>6.サポーターの本部登録による資格は、前条の規定にかかわらず、当該サポーターが本部登録された年の翌年に本部登録が行われる時点まで有効とする。</p> <p>7.本部登録されたサポーター名簿は原則として非公開とし、代表選挙に利用する場合及び常任幹事会が承認した目的に利用する場合以外に用いることができない。ただし、常任幹事会の指定した者が、定時登録日の登録に関して、本部登録名簿を検査し修正等を行う場合を除く。</p> <p>(登録の解除) 第9条</p> <p>1.サポーターは、文書で所属総支部に届出ることにより、サポーター登録を解除することができる。</p> <p>2.総支部は、本部登録されたサポーターの登録解除の届出を受理した場合、文書をもって県連に報告するものとする。</p> <p>3.県連は、前項の報告を受けた場合、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、速やかに本部に報告しなければならない。</p> <p>4.県連は、任期満了に伴う代表選挙の行われる年において、本部の選管の指定する日までに、登録解除したサポーターの名簿を取りまとめて、本部に報告しなければならない。</p>
<p>第3章 地域組織</p>	
<p>(地域組織の設立等) 第10条</p> <p>1.県連（都道府県総支部連合会）、総支部、及び行政区支部を設立又は解散する場合には、事前に本部に通知し、<u>党規約および組織規則</u>に定める手続きを経なければならない。</p> <p>2.総支部、行政区支部が、その代表者を選任<u>および</u>異動する場合、事前に本部に通知し、<u>党規約</u>お</p>	<p>(地域組織の設立等) 第10条</p> <p>1.県連（都道府県総支部連合会）、総支部、及び行政区支部を設立又は解散する場合には、事前に本部に通知し、<u>党規約及び組織規則</u>に定める手続きを経なければならない。</p> <p>2.総支部、行政区支部が、その代表者を選任<u>及び</u>異動する場合、事前に本部に通知し、<u>党規約</u>及び組</p>

び組織規則に定める手続きを経なければならない。
い。

3. 常任幹事会が規約第39条第3項に該当すると判断した場合、幹事長は、その決定にもとづいて当該支部等の解散の勧告、解散の決定、解散手続きの代行等を行うことができる。

4. 幹事長は、前項の事務の一部を、県連に委任することができる。

(総支部)

第11条

1. 衆議院議員選挙の小選挙区を活動区域とする総支部の名称は、原則として「民進党〇〇〇第〇区総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、〇の部分には当該小選挙区の数字が、それぞれ記載されるものとする。

2. 衆議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者（いずれも小選挙区との重複立候補者を除く）を代表者とする総支部の名称は、「民進党衆議院〇〇ブロック比例区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該ブロック名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。

3. 参議院議員選挙の選挙区選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党〇〇〇参議院選挙区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。

4. 参議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党参議院比例区第△総支部」とする。△の部分には党内で定めた数字が記載されるものとする。

5. 総支部は、党規約および組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上、総支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。

6. 総支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

組織規則に定める手続きを経なければならない。

3. 常任幹事会が規約第40条第3項に該当すると判断した場合、幹事長は、その決定に基づいて当該支部等の解散の勧告、解散の決定、解散手続きの代行等を行うことができる。

4. 幹事長は、前項の事務の一部を、県連に委任することができる。

(総支部)

第11条

1. 衆議院議員選挙の小選挙区を活動区域とする総支部の名称は、原則として「民進党〇〇〇第〇区総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、〇の部分には当該小選挙区の数字が、それぞれ記載されるものとする。

2. 衆議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者（いずれも小選挙区との重複立候補者を除く）を代表者とする総支部の名称は、「民進党衆議院〇〇ブロック比例区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該ブロック名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。

3. 参議院議員選挙の選挙区選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党〇〇〇参議院選挙区第△総支部」とする。〇〇の部分には当該都道府県名、△の部分には党内で定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。

4. 参議院議員選挙の比例代表選出議員又はその公認候補予定者を代表者とする総支部の名称は、「民進党参議院比例区第△総支部」とする。△の部分には党内で定めた数字が記載されるものとする。

5. 総支部は、党規約及び組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上、総支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。

6. 総支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

い。

(総支部長)

第12条

- 1.総支部の代表者（以下「総支部長」という）は、原則として当該総支部を基盤として国政選挙に臨む党所属国会議員又はその公認候補予定者が務めることとする。その任期は、当該国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日とする。
- 2.総支部長が当該国政選挙において議席を得た場合には、その任期は、次期国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日まで延長される。
- 3.国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院小選挙区総支部長は規約36条第4項及び第5項に基づき、県連が新たな暫定総支部長を選任しない場合、総支部の解散を行わなければならない。
- 4.国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院比例代表総支部長、参議院選挙区総支部長および参議院比例区総支部長は、規約36条第4項に基づきすみやかに総支部を解散しなければならない。
- 5.総支部長は、総支部長の異動または総支部の解散を行う場合、当該総支部所属の党員及びサポーターの帰属、ならびに総支部会計及び届出等について、組織委員長及び県連の指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(小選挙区総支部の暫定総支部長)

第13条

- 1.衆議院小選挙区総支部において、総支部長が落選、離党、除籍等によりその資格を喪失した場合、当該県連は、党規約および組織規則の定める手続きを経て、暫定総支部長を選任する。
- 2.衆議院小選挙区総支部が解散された場合、当該県連は、党規約および組織規則の定める手続きを

い。

(総支部長)

第12条

- 1.総支部の代表者（以下「総支部長」という）は、原則として当該総支部を基盤として国政選挙に臨む党所属国会議員又はその公認候補予定者が務めることとする。ただし、都道府県連及び党本部が認める場合は地方自治体議員等から選任することができる。任期は、当該国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日とする。
- 2.総支部長が当該国政選挙において議席を得た場合には、その任期は、次期国政選挙が行われた後に常任幹事会が定める期日まで延長される。
- 3.国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院小選挙区総支部長は規約36条第4項及び第5項に基づき、県連が新たな総支部長あるいは暫定総支部長を選任しない場合、総支部の解散を行わなければならない。
- 4.国政選挙の結果、議席を得ることができなかった衆議院比例代表総支部長、参議院選挙区総支部長及び参議院比例区総支部長は、規約36条第4項に基づき速やかに総支部を解散しなければならない。
- 5.総支部長は、総支部長の異動または総支部の解散を行う場合、当該総支部所属の党員及びサポーターの帰属、ならびに総支部会計及び届出等について、組織委員長及び県連の指示に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(小選挙区総支部の暫定総支部長)

第13条

- 1.衆議院小選挙区総支部において、総支部長が落選、離党、除籍等によりその資格を喪失した場合、当該県連は、党規約及び組織規則の定める手続きを経て、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を選任する。
- 2.衆議院小選挙区総支部が解散された場合、当該県連は、党規約及び組織規則の定める手続きを

経て、暫定総支部長を代表者とする総支部を設立する。

3.前2項の場合、当該県連は、当該暫定総支部に総支部長代行を置くことができる。

4.衆議院小選挙区総支部の暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員とする。

5.当該暫定総支部の地域を基盤として国政選挙に臨む衆議院議員又は同公認候補予定者が決定した場合、暫定総支部長及び総支部長代行の任期は終了する。

(都道府県連)

第14条

1.県連の名称は、「民進党〇〇〇総支部連合会」とする。〇〇の部分には都道府県名が記載されるものとする。

2.県連は、党規約および組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上県連大会を開催し、年4回以上県連党務執行のため県連規則に定められた機関の会議を開催するなど、適正な組織運営を行わなければならない。

3.県連は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

(比例区総支部の県連所属)

第15条

1.衆議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者(いずれも小選挙区との重複立候補者を除く)、参議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者を総支部長とする総支部は、組織委員長の承諾を得て、いずれかの県連に所属しなければならない。

2.所属する県連を決定する場合、当該総支部長は、事前に組織委員長及び当該県連と協議するものとする。

3.前項の所属が決定した場合、当該県連は、その旨を本部に報告しなければならない。

て、新たに総支部長を選任するまでの間は暫定総支部長を代表者とする総支部を設立する。

3.前2項の場合、当該県連は、当該暫定総支部に総支部長代行を置くことができる。

4.衆議院小選挙区総支部の暫定総支部長は、原則として当該県連の代表者または当該県連所属の国会議員とする。

5.当該暫定総支部の地域を基盤として国政選挙に臨む衆議院議員又は同公認候補予定者が決定した場合、暫定総支部長及び総支部長代行の任期は終了する。

(都道府県連)

第14条

1.県連の名称は、「民進党〇〇〇総支部連合会」とする。〇〇の部分には都道府県名が記載されるものとする。

2.県連は、党規約及び組織規則に準じて規約等を定め、年1回以上県連大会を開催し、年4回以上県連党務執行のため県連規則に定められた機関の会議を開催するなど、適正な組織運営を行わなければならない。

3.県連は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。

(比例区総支部の県連所属)

第15条

1.衆議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者(いずれも小選挙区との重複立候補者を除く)、参議院の比例代表選出議員又は同公認候補予定者を総支部長とする総支部は、組織委員長の承諾を得て、いずれかの県連に所属しなければならない。

2.所属する県連を決定する場合、当該総支部長は、事前に組織委員長及び当該県連と協議するものとする。

3.前項の所属が決定した場合、当該県連は、その旨を本部に報告しなければならない。

(支部証明書の発行)

第16条

1. 県連、総支部及び行政区支部の設立又は名称変更に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請がなされ、規約第39条1項に基づき、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認した場合に本部が発行する。
2. 県連、総支部及び行政区支部の主たる事務所の所在地の異動に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請に基づき、本部が発行する。

(選管届出の報告等)

第17条

1. 県連、総支部及び行政区支部は、その設立、異動、解散を都道府県選挙管理委員会（以下「県選管」という）に届出た場合、すみやかに当該選管の受領印のある届出書を本部の担当部局にファックス送信することによって、報告しなければならない。
2. 本部より支部政党交付金の交付を受けた県連及び総支部は、当該交付を受けた年（解散の場合は解散日までの期間）について作成した使途等報告書を、本部および県選管に提出するのに先立って、本部の担当部局の事前点検を受けなければならない。

(行政区支部)

第18条

1. 行政区（自治体としての市区町村および政令市の区をいう）を活動区域とする行政区支部は総支部の承認に基づき、当該行政区において一つに限り設立することができる（以下、「地域型行政区支部」という）。
2. 地域型行政区支部の代表者は、党籍を有する地方自治体議員が務める。地域型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、すみやかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。

(支部証明書の発行)

第16条

1. 県連、総支部及び行政区支部の設立又は名称変更に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請がなされ、規約第40条1項に基づき、執行役員会の了解を得て組織委員長が承認した場合に本部が発行する。
2. 県連、総支部及び行政区支部の主たる事務所の所在地の異動に関する支部証明書は、所定の様式による当該県連又は総支部の申請に基づき、本部が発行する。

(選管届出の報告等)

第17条

1. 県連、総支部及び行政区支部は、その設立、異動、解散を都道府県選挙管理委員会（以下「県選管」という）に届出た場合、速やかに当該選管の受領印のある届出書を本部の担当部局にファックス送信することによって、報告しなければならない。
2. 本部より支部政党交付金の交付を受けた県連及び総支部は、当該交付を受けた年（解散の場合は解散日までの期間）について作成した使途等報告書を、本部及び県選管に提出するのに先立って、本部の担当部局の事前点検を受けなければならない。

(行政区支部)

第18条

1. 行政区（自治体としての市区町村及び政令市の区をいう）を活動区域とする行政区支部は総支部の承認に基づき、当該行政区において一つに限り設立することができる（以下、「地域型行政区支部」という）。
2. 地域型行政区支部の代表者は、党籍を有する地方自治体議員が務める。地域型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、速やかに行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。

<p>3.地域型行政区支部の名称は、「〇〇道(府県)〇〇市(町村)支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載されるものとする。なお、東京都の特別区内における名称は「東京都〇〇区支部」、政令市における名称は「〇〇市〇〇区支部」とする。</p> <p>4.行政区支部の複数設置が党勢拡大に寄与すると特に判断される場合、都道府県議会議員又は政令市議会議員の選挙区を単位とする行政区支部を、一人につき一つのみ設立することができる(以下、「地方自治体議員型行政区支部」という)。</p> <p>5.地方自治体議員型行政区支部の代表者は、党籍を有する都道府県議会議員又は政令市議会議員が務める。地方自治体議員型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、<u>すみやかに</u>行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。</p> <p>6.地方自治体議員型行政区支部の名称は、「〇〇都(道府県又は市区)第△行政区支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載され、△の部分には数字が記載されるものとする。</p> <p>7.資格を失った、地域型行政区支部または地方自治体議員型行政区支部の代表者のうち、都道府県議会議員または政令市議会議員であった者が、常任幹事会において都道府県議会議員・政令市議会議員選挙の公認・推薦候補として決定した場合、地方自治体議員型行政区支部の代表者となることができる。</p> <p>8.行政区支部を設立しようとするときは、申請書、<u>確認書および当該行政区支部代表者の誓約書</u>を添付し、県連を通じて本部に申請を行うものとする。</p> <p>9.行政区支部は、<u>党規約および組織規則</u>に準じて規約等を定め、年1回以上行政区支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。</p> <p>10.行政区支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。</p> <p>11.支部証明<u>および</u>選管届出の報告等にかかる総</p>	<p>3.地域型行政区支部の名称は、「〇〇道(府県)〇〇市(町村)支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載されるものとする。なお、東京都の特別区内における名称は「東京都〇〇区支部」、政令市における名称は「〇〇市〇〇区支部」とする。</p> <p>4.行政区支部の複数設置が党勢拡大に寄与すると特に判断される場合、都道府県議会議員又は政令市議会議員の選挙区を単位とする行政区支部を、一人につき一つのみ設立することができる(以下、「地方自治体議員型行政区支部」という)。</p> <p>5.地方自治体議員型行政区支部の代表者は、党籍を有する都道府県議会議員又は政令市議会議員が務める。地方自治体議員型行政区支部の代表者がその資格を失った場合は、<u>速やかに</u>行政区支部の解散または行政区支部代表者の異動を行わなければならない。</p> <p>6.地方自治体議員型行政区支部の名称は、「〇〇都(道府県又は市区)第△行政区支部」とし、〇〇の部分には当該自治体名が記載され、△の部分には数字が記載されるものとする。</p> <p>7.資格を失った、地域型行政区支部または地方自治体議員型行政区支部の代表者のうち、都道府県議会議員または政令市議会議員であった者が、常任幹事会において都道府県議会議員・政令市議会議員選挙の公認・推薦候補として決定した場合、地方自治体議員型行政区支部の代表者となることができる。</p> <p>8.行政区支部を設立しようとするときは、申請書、<u>確認書及び当該行政区支部代表者の誓約書</u>を添付し、県連を通じて本部に申請を行うものとする。</p> <p>9.行政区支部は、<u>党規約及び組織規則</u>に準じて規約等を定め、年1回以上行政区支部大会を開催するなど適正な組織運営を行わなければならない。</p> <p>10.行政区支部は、本部の定めに基づき会計の外部監査を受け、適正な財政運営を行わなければならない。</p> <p>11.支部証明<u>及び</u>選管届出の報告等にかかる総支</p>
---	--

支部に関する本規則の定めは、行政区支部に準用する。

12.行政区支部を設置した県連は、行政区支部の管理のために必要な体制を整備しなければならない。行政区支部の本部への申請および報告等の事務手続きは、すべて県連を通じて行うものとする。

(ブロック協議会)

第19条

1.規約第40条に基づき、広域的な地域活動の展開と当該地域における国会議員等の交流促進のため、衆議院比例ブロックを単位とするブロック協議会を設置する。

2.ブロック協議会に、当該ブロック内の各都道府県連に所属する国会議員によって構成される国会議員団会議、および当該ブロック内の各府県連代表者によって構成されるブロック県連代表者会議を置く。

3.ブロック協議会は、ブロック国会議員団会議において、議長その他必要な役員を互選し、連絡調整の役割を担う幹事県連を定める。

4.ブロック協議会は、必要に応じて、県連幹事長会議、県連選対責任者会議、県連政策責任者会議等を開催することができる。

(ブロック選出常任幹事)

第20条

1.ブロック国会議員団会議は、規約第9条第4項に基づき定められた基準にもとづき、常任幹事(ブロック常任幹事と言う。)を互選する。ブロック常任幹事は、ブロック国会議員団会議の決定により、いつでも変更することができる。

2.代表、代表代行、幹事長、政務調査会長、選挙対策委員長、国会対策委員長、組織委員長、参議院役員及び常任幹事会議長は、ブロック常任幹事を兼ねることができない。

1. (新設)

支部に関する本規則の定めは、行政区支部に準用する。

12.行政区支部を設置した県連は、行政区支部の管理のために必要な体制を整備しなければならない。行政区支部の本部への申請及び報告等の事務手続きは、すべて県連を通じて行うものとする。

(ブロック協議会)

第19条

1.規約第41条に基づき、衆議院比例ブロックを単位とするブロック協議会を設置する。

2. (削除)

2.ブロック協議会は、ブロック代表幹事その他必要な役員を互選し、連絡調整の役割を担う幹事県連を定める。

3.ブロック協議会は、必要に応じて、県連幹事長会議、県連選対責任者会議、県連政策責任者会議等を開催することができる。

(ブロック代表幹事)

第20条

1. (削除)

2. (削除)

1.衆議院比例ブロックごとに、当該都道府県の地方幹事の互選によってブロック代表幹事を選出

<p><u>2. (新設)</u></p> <p>3.ブロック<u>常任</u>幹事を決定又は変更しようとするときは、幹事長に申し出て、執行役員会の確認を受けるものとする。</p> <p>4.ブロック<u>常任</u>幹事は、当該ブロックに所属する国会議員及び県連の意見を常任幹事会に適切に届け、常任幹事会の決定等をこれらのものに適切に周知するよう努めるものとする。</p> <p><u>5. (新設)</u></p>	<p><u>する。</u></p> <p><u>2.ブロック代表幹事は、規約第9条に定める常任幹事会の求めに応じ、常任幹事会に出席し、意見を述べることもできるとともに、同規約第41条に定めるブロック協議会を定例開催する。</u></p> <p>3.ブロック<u>代表</u>幹事を決定又は変更しようとするときは、幹事長に申し出て、執行役員会の確認を受けるものとする。</p> <p>4.ブロック<u>代表</u>幹事は、当該ブロックに所属する国会議員及び県連の意見を常任幹事会に適切に届け、常任幹事会の決定等をこれらのものに適切に周知するよう努めるものとする。</p> <p><u>5.ブロック代表幹事は、公務が重複する場合等はブロック内の地方幹事から代表幹事代理を指名しその職務の遂行を求めることができる。</u></p>
<p>附則</p>	
<p>(規則の所管)</p> <p>第1条</p> <p>1.本規則にかかる本部における事務は、組織委員会が担当する。</p> <p>(施行日)</p> <p>第2条</p> <p>1.本規則は、決定と同時に施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条</p> <p><u>1.規約附則2条第1項に基づき、公認候補予定者でない者を総支部長とする総支部が設置され、または県連に所属せず党本部が直轄する総支部が設置された場合、当該総支部に関して、本規則を準用するものとし、準用について疑義がある場合は、執行役員会の了解を得て幹事長が定める。</u></p>	<p>(規則の所管)</p> <p>第1条</p> <p>1.本規則にかかる本部における事務は、組織委員会が担当する。</p> <p>(施行日)</p> <p>第2条</p> <p>1.本規則は、決定と同時に施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>第3条 (削除)</u></p>

民進党 代表選挙規則（改正案）

第1章 総則

（目的）

第1条

1. この規則は、民進党規約第12条第10項および第11項にもとづき、民進党代表の選挙に関して、必要な事項を定める。

（代表選管）

第2条

1. 代表選挙に関する事務全般を管理するため、党規約第33条にもとづき、党本部に代表選挙管理委員会（以下「代表選管」という）を置く。
2. 代表選管は、任期3年間の委員7人以内によって構成する。
3. 代表選挙管理委員長および委員若干名は、国会議員の中から常任幹事会が選任する。
4. 代表選管委員は、代表選挙規則にもとづき、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
5. 代表選管委員は、第7条第2項に定める代表選挙の候補者（以下「代表候補者」という）の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。
6. 代表選管は、必要に応じて代表選管規程を定め、党本部事務局員のうちから事務局を任命する。

（地方選管）

第3条

1. 代表選挙に関する都道府県段階の事務を管理するため、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）に常設の機関として地方代表選挙管理委員会（以下「地方選管」という）を置く。
2. 地方選管は、県連執行機関が議決により選出した委員3人以上によって構成し、地方選管委員長は委員の互選によって決定する。
3. 県連は、地方選管の委員数、任期、その他運営に必要な事項を定める。

4. 地方選管は、代表選挙規則および代表選管規程の定めるところに従い、県連における選挙事務を執り行う。
5. 地方選管は、代表選挙に関して、代表選挙規則、代表選管規程および代表選管の指示に従うものとし、必要に応じて地方選管規程を定めることができる。
6. 地方選管委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。
7. 地方選管委員は、第7条第2項に定める代表候補者の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。
8. 県連は、地方選管の構成等に異動があった場合には、速やかに代表選管に報告する。

第2章 任期満了選挙の有権者

(有権者)

第4条

1. 代表の任期満了に伴う代表選挙（以下、「任期満了選挙」という）の有権者は、次の各号に定める者とする。
 - 一 党所属国会議員（以下「国会議員」という）
 - 二 国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む、以下同じ）
 - 三 党籍を有する地方自治体議員（以下「地方自治体議員」という）
 - 四 上記以外の党员およびサポーター
2. 前項第一号に定める国会議員とは、告示日の7日前までに規約第4条第8項及び、第7条第3項の規定により承認された者をいう。
3. 第1項第二号に定める公認候補予定者とは、告示日の7日前までに常任幹事会で決定または承認された者をいう。
4. 第1項第三号に定める地方自治体議員とは、告示日の7日前までに党籍を有している者をいう。
5. 第1項第四号に定める党员およびサポーターとは、代表の任期が満了する年の定時登録において党本部に登録された日本国民をいう。
6. 決選投票を行う場合の有権者は、第16条に定める。

(有権者名簿への登録)

第5条

1. 前条に定める代表選挙の有権者は、代表選管によって有権者名簿に登録される

- ことにより、代表選挙の投票を行うことができる。
2. 代表選管は、告示日の7日前までに、本規則および組織規則に定める要件を満たした党员およびサポーターを有権者名簿に登録する。
 3. 代表選管は、党本部に定時登録された党员およびサポーターを有権者名簿に登録するにあたり、日本国民以外のサポーターを除外するとともに、公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正に行う。
 4. 代表選管は、代表の任期が満了する年に党本部に定時登録された地方自治体議員およびその後地方自治体議員になった者を地方選管からの申請にもとづき、告示日の7日前までに有権者名簿に登録する。ただし、定時登録後に地方自治体議員となった者は、県連を経由して党本部に登録料1,000円を納付しなければならない。
 5. 代表選管は、告示日の7日前までに、公認候補予定者および国会議員を有権者名簿に登録する。これらの有権者の登録料の納付については、前項に準ずる。
 6. 地方自治体議員、公認候補予定者および国会議員は、党员およびサポーターの有権者名簿には登録されず、党员としての投票権は有しない。

第3章 任期満了選挙の日程

(選挙期日および告示日)

第6条

1. 代表の任期満了による代表選挙は、任期の終わる日の前30日以内に行う。
2. 任期満了選挙の期日および日程（以下、「選挙日程」という）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
3. 任期満了選挙の選挙運動期間は、告示日および投票日を含め14日以内とする。
4. 常任幹事会は、政治情勢等に係りとくに必要があると判断する場合、両院議員総会の承認の下に、選挙日程について、第1項と異なる決定をすることができる。

第4章 代表候補者

(代表候補者)

第7条

1. 代表候補者となることができる者は、所属国会議員とする。
2. 代表候補者は、代表選挙の告示日に、代表選管委員および地方選管委員を除く20人以上、25人以内の国会議員の推薦状を添えて、代表選管に届け出ることを要する。
3. 代表選管は、代表候補者が届け出た場合には、速やかに地方選管に通知し、公告する。

(政見)

第8条

1. 代表候補者は、国政に関する政策および党運営に関する方針など、政見を明らかにし、第6章において定める方法によって有権者に知らせることとする。

(代表候補者に対する措置)

第9条

1. 代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選管は立候補の届出を取消すことができる。
2. 代表候補者が第6章の規定に違反した場合その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は常任幹事会に諮り、必要な措置について両院議員総会に申請することができる。

第5章 投票、開票および当選者の決定

(投票)

第10条

1. 代表選挙は、代表候補者に対する有権者の投票により行う。
2. 投票の結果、各代表候補者が獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって、当選者を決定する。
3. 代表候補者が1名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。

(党員・サポーター投票)

第11条

1. 党員およびサポーターは、所属する総支部にかかわらず、全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて党員およびサポーターに配分されたポイントをドント方式によって配分する。

2. 党員およびサポーターの投票に配分されるポイントは、第4条第1項1号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項2号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切上げることとする。
3. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。

(地方自治体議員投票)

第12条

1. 地方自治体議員は、全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて地方自治体議員に配分されたポイントをドント方式によって配分する。
2. 地方自治体議員の投票に配分されるポイントは、第4条第1項1号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項2号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切り上げることとする。
3. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。

(公認候補予定者および国会議員投票)

第13条

1. 公認候補予定者は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数と同数のポイントを配分する。
2. 国会議員は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数の2倍のポイントを配分する。
3. 公認候補予定者および国会議員の投票は、臨時党大会における無記名投票とし、いかなる場合においても代理投票は認めない。ただし、代表選管が特段の事由があると認める場合には、代表選管の指定する日時および会場において、不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密)

第14条

1. 代表選管および地方選管は、投票および開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(開票)

第15条

1. 代表選挙の開票は、代表選管の監督の下に行う。

2. 代表選管は、有権者の種別ごとに開票結果および代表候補者の得たポイントを確定する。
3. 代表選管は、郵便投票の締切後において、第2項のポイントの確定に先立ち、予め開票日前に予備開票を行うことができる。
4. 公認候補予定者および国会議員の直接投票は、郵便投票の開票結果を臨時党大会に報告した後に行う。
5. 代表選管は、代表候補者が得た有権者の種別ごとの確定したポイントを合計し、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。その際、第2項の票数およびポイントの確定について、あわせて報告するものとする。
6. 第2項および第4項ならびに第16条の投票に係る開票について、代表候補者は代表選管の定めるところにより、開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

(決選投票)

第16条

1. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、開票の結果、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、代表選管はその旨を臨時党大会に報告し、臨時党大会において獲得ポイントの上位2者に対する決選投票を行い、当選者を決定する。
2. 前項の決選投票による当選者は、ポイント数が多数であった候補者とする。
3. 決選投票は、国会議員および公認候補予定者による直接投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算する。

(任期満了選挙実施のための臨時党大会)

第17条

1. 任期満了選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各1名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

第6章 選挙運動

(代表候補者の選挙運動)

第18条

1. 代表選挙の選挙運動期間は、告示日よりすべての投票が終了するまでとする。
2. 選挙運動は、代表選管規程で定めるものを除き、原則として、自由とする。
3. 代表候補者および選挙運動に従事する者は、代表選挙に関して買収および供応、代表候補者の名誉を傷つける行為、倫理規則第2条に反する行為を行ってはならない。
4. 代表選管は、前項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表し、および当該行為の中止勧告等を行うものとする。

(代表選管による党営選挙等)

第19条

1. 代表選管は、代表選管規程で定めるところにより、選挙公報の発行、立会演説会の開催など、党営選挙運動の機会を提供することができる。
2. 代表選管は、報道機関等が開催する共同記者会見、その他の企画について、代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選管は各代表候補者の要請にもとづき各代表候補者の報道機関への対応等について調整できる。
3. 代表選管は、告示後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示以前において代表候補予定者に届出に必要な書類等の事前提出を求め、事前説明会を開催することができる。
4. 代表候補予定者は、前3項について、代表選管に協力しなければならない。
5. 党本部執行機関は、代表選管からの要請にもとづく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできない。

(県連による党営選挙、予備的調査)

第20条

1. 県連は、地方選管と共同して、独自の党営選挙運動の機会を提供することができる。
2. 県連および総支部は、当該執行機関の決定にもとづき、予め当該県連または総支部に所属する党员およびサポーターの意向等を把握するための予備的調査（予備投票や電話調査など当該組織の執行機関で定める方法による調査、およびその結果の事前発表）を行うことができる。
3. 前項に要する経費は当該組織の負担とする。
4. 地方選管は、県連および総支部が第1項および第2項の党営選挙運動および予備的調査を行う場合には、公正性の担保、個人情報保護および流出防止、経費支出の抑制、選挙日程との整合性の確保等を図るため、厳正に監視し、必要な指導を行わなければならない。

(選挙運動費用)

第 21 条

1. 代表選管は、代表候補者の選挙運動費用の上限等について定めることができる。
2. 代表選管は、前項の定めを行った場合、速やかに公告するものとする。

第 7 章 選挙の無効および不服の申し立て

(選挙の無効)

第 22 条

1. 代表選管は、有権者の確定において重大な瑕疵があった場合および選挙運動において重大な違反が行われた場合等、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができる。
2. 前項の宣言は、両院議員総会の承認を得た後、効力を発生する。
3. 第 1 項の宣言が効力を発生した場合には、代表選管は、改めて代表選挙を行わなければならない。
4. 地方選管は、有権者の確定における瑕疵および選挙運動における違反を知った場合には、速やかに代表選管に報告しなければならない。

(不服申し立て)

第 23 条

1. 本規則による代表選挙の手續に関して不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、当該有権者の登録を所管する代表選管または地方選管に対して申し立てをすることができる。
2. 前項の申し立てがあった場合は、当該選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を決定しなければならない。
3. 地方選管の処分に不服がある有権者は、代表選管に不服を申し立てることができる。
4. 代表選管の処分に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

第 8 章 任期途中の代表選挙

(選挙日程)

第 24 条

1. 任期途中に代表が欠けた場合の代表選挙は、党規約第 12 条第 5 項および第 6 項にもとづき実施する。
2. 任期途中選挙は、党規約第 12 条第 5 項にもとづき党员およびサポーターを含む選挙を行う場合は代表が欠けた日から 60 日以内に行う。党規約第 12 条第 6 項にもとづき臨時党大会あるいは両院議員総会で代表を選出する場合は代表が欠けた日から 40 日以内に行う。
3. 選挙日程（選挙期日および日程）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
4. 選挙日程の決定にあたっては、一定の選挙運動期間を設ける。
5. 代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表選挙の実施を公告する。

(代表候補者)

第 25 条

1. 代表候補者については、第 7 条から第 9 条までの定めによる。
2. 代表候補者が 1 名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。

(有権者)

第 26 条

1. 党規約第 12 条第 5 項にもとづき、任期途中選挙において党员およびサポーターを含む選挙を行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。
 - 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく所属国会議員
 - 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
 - 三 選挙日程が両院議員総会で承認された日において党籍を有する地方自治体議員
 - 四 直近の定時登録において党本部に登録された党员および日本国民のサポーター
2. 各有権者の投票、開票、決選投票および臨時党大会については、第 10 条から第 17 条の規定を準用する。

(任期途中選挙実施のための臨時党大会)

第 27 条

1. 党規約第 12 条第 6 項にもとづき任期途中の代表選挙を臨時党大会で行う場合

の有権者は、以下の各号に定める者とする。

- 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく党所属国会議員
- 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
- 三 県連執行機関で選出され、代表選管が定める期日までに代表選管に登録された県連代議員各3名

第28条

1. 任期途中選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

(臨時党大会で行う任期途中代表選挙の投開票)

第29条

1. 臨時党大会で行う任期途中の代表選挙は、臨時党大会における国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名による無記名投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算し、その他の投票は1ポイントとする。
2. 代表選管は、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。
3. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、第16条を準用し、国会議員および公認候補予定者の直接投票による決選投票を行い、当選者を決定する。

(代表解任の選挙実施)

第30条

1. 党規約第12条第11項にもとづく代表解任選挙は、本規則第11条から第17条および第26条の規定を準用する。
2. 代表解任選挙は、代表解任選挙の実施が議決された党大会から40日以内に行う。
3. 選挙日程は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。
4. 代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表解任選挙の実施を公告する。

5. 代表選管は、代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。
6. 代表解任選挙は、代表解任の可否についての有権者の投票により行う。
7. 投票の結果、代表解任の可否について各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって決定する。

(選挙運動等)

第31条

1. 任期途中選挙における選挙運動、選挙の無効および不服の申し立てについては、第18条から第23条までの規定を準用する。

(代表選管規程)

第32条

1. 代表選管は、任期途中選挙および代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。

附 則

第1条

- 1.本規則は、常任幹事会の定める日より施行する。

第2条

- 1.本規則における公告の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。

民進党 代表選挙規則（新旧対照表）

（下線部分は修正部分）

現行	改定案
第1章 総則	
<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>1.この規則は、民進党規約第12条第10項及び第11項にもとづき、民進党代表の選挙に関して、必要な事項を定める。</p> <p>(代表選管)</p> <p>第2条</p> <p>1.代表選挙に関する事務全般を管理するため、党規約第33条にもとづき、党本部に代表選挙管理委員会（以下「代表選管」という）を置く。</p> <p>2.代表選管は、任期3年間の委員7人以内によって構成する。</p> <p>3.代表選挙管理委員長及び委員若干名は、国会議員の中から常任幹事会が選任する。</p> <p>4.代表選管委員は、代表選挙規則にもとづき、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。</p> <p>5.代表選管委員は、第7条第2項に定める代表選挙の候補者（以下「代表候補者」という）の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。</p> <p>6.代表選管は、必要に応じて代表選管規程を定め、党本部事務局員のうちから事務局を任命する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>1.この規則は、民進党規約第12条第10項および第11項にもとづき、民進党代表の選挙に関して、必要な事項を定める。</p> <p>(代表選管)</p> <p>第2条</p> <p>1.代表選挙に関する事務全般を管理するため、党規約第33条にもとづき、党本部に代表選挙管理委員会（以下「代表選管」という）を置く。</p> <p>2.代表選管は、任期3年間の委員7人以内によって構成する。</p> <p>3.代表選挙管理委員長および委員若干名は、国会議員の中から常任幹事会が選任する。</p> <p>4.代表選管委員は、代表選挙規則にもとづき、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。</p> <p>5.代表選管委員は、第7条第2項に定める代表選挙の候補者（以下「代表候補者」という）の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。</p> <p>6.代表選管は、必要に応じて代表選管規程を定め、党本部事務局員のうちから事務局を任命する。</p>
<p>(地方選管)</p> <p>第3条</p> <p>1.代表選挙に関する都道府県段階の事務を管理するため、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）に常設の機関として地方代表選挙管理委員会（以下「地方選管」という）を置く。</p> <p>2.地方選管は、県連執行機関が議決により選出した委員3人以上によって構成し、地方選管委員長</p>	<p>(地方選管)</p> <p>第3条</p> <p>1.代表選挙に関する都道府県段階の事務を管理するため、都道府県総支部連合会（以下「県連」という）に常設の機関として地方代表選挙管理委員会（以下「地方選管」という）を置く。</p> <p>2.地方選管は、県連執行機関が議決により選出した委員3人以上によって構成し、地方選管委員長</p>

<p>は委員の互選によって決定する。</p> <p>3.県連は、地方選管の委員数、任期、その他運営に必要な事項を定める。</p> <p>4.地方選管は、代表選挙規則および代表選管規程の定めるところに従い、県連における選挙事務を執り行う。</p> <p>5.地方選管は、代表選挙に関して、代表選挙規則、代表選管規程および代表選管の指示に従うものとし、必要に応じて地方選管規程を定めることができる。</p> <p>6.地方選管委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。</p> <p>7.地方選管委員は、第7条第2項に定める代表候補者の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。</p> <p>8.県連は、地方選管の構成等に異動があった場合には、速やかに代表選管に報告する。</p>	<p>は委員の互選によって決定する。</p> <p>3.県連は、地方選管の委員数、任期、その他運営に必要な事項を定める。</p> <p>4.地方選管は、代表選挙規則および代表選管規程の定めるところに従い、県連における選挙事務を執り行う。</p> <p>5.地方選管は、代表選挙に関して、代表選挙規則、代表選管規程および代表選管の指示に従うものとし、必要に応じて地方選管規程を定めることができる。</p> <p>6.地方選管委員は、公正中立な立場で職務を行い、職務において知り得た情報に関して守秘義務を負う。</p> <p>7.地方選管委員は、第7条第2項に定める代表候補者の推薦人になることはできず、いずれの代表候補者の支援活動も行うことができない。</p> <p>8.県連は、地方選管の構成等に異動があった場合には、速やかに代表選管に報告する。</p>
---	---

第2章 任期満了選挙の有権者

<p>(有権者)</p> <p>第4条</p> <p>1.代表の任期満了に伴う代表選挙（以下、「任期満了選挙」という）の有権者は、次の各号に定める者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 <u>党員およびサポーター</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>党籍を有する地方自治体議員（以下「地方自治体議員」という）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">三 <u>国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む、以下同じ）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">四 <u>党所属国会議員（以下「国会議員」という）</u></p> <p>2.<u>前項第一号に定める党員およびサポーターとは、代表の任期が満了する年の定時登録において党本部に登録された日本国民をいう。</u></p> <p>3.<u>第1項第二号に定める地方自治体議員とは、告示日の7日前までに党籍を有している者をいう。</u></p> <p>4.<u>第1項第三号に定める公認候補予定者とは、告示日の7日前までに常任幹事会で決定または承認された者をいう。</u></p>	<p>(有権者)</p> <p>第4条</p> <p>1.代表の任期満了に伴う代表選挙（以下、「任期満了選挙」という）の有権者は、次の各号に定める者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 <u>党所属国会議員（以下「国会議員」という）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>国政選挙の公認候補予定者（内定者を含む、以下同じ）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">三 <u>党籍を有する地方自治体議員（以下「地方自治体議員」という）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">四 <u>上記以外の党員およびサポーター</u></p> <p>2.<u>前項第一号に定める国会議員とは、告示日の7日前までに規約第4条第8項および、第7条第3項の規定により承認された者をいう。</u></p> <p>3.<u>第1項第二号に定める公認候補予定者とは、告示日の7日前までに常任幹事会で決定または承認された者をいう。</u></p> <p>4.<u>第1項第三号に定める地方自治体議員とは、告示日の7日前までに党籍を有している者をいう。</u></p>
--	--

<p>5.第 1 項第四号に定める国会議員とは、告示日の 7 日前までに政党助成法の届出において本党に 所属している者をいう。</p> <p>6.決選投票を行う場合の有権者は、第 16 条に定め る。</p> <p>(有権者名簿への登録)</p> <p>第 5 条</p> <p>1.前条に定める代表選挙の有権者は、代表選管に よって有権者名簿に登録されることにより、代表 選挙の投票を行うことができる。</p> <p>2.代表選管は、告示日の 7 日前までに、本規則およ び組織規則に定める要件を満たした党员および サポーターを<u>住所地の存在する都道府県ごとに、</u> 有権者名簿に登録する。</p> <p>3.代表選管は、党员およびサポーターとして登録 された者の名簿からその者の住所地が存在する 都道府県ごとの名簿（以下「都道府県居住党员・ サポーター名簿」という）を作成し、同名簿を地 方選管に提示する。</p> <p>4.地方選管は、所属総支部の協力を得て、代表選管 より提示された都道府県居住党员・サポーター名 簿の記載内容について点検を行い、異議のある有 権者名および異議の内容を文書により明示して、 代表選管に対する異議の申立てを行うことがで きる。</p> <p>5.前項の都道府県居住党员・サポーター名簿の点 検に携わることができる者は、地方選管のほか、 総支部代表者および総支部役員のうち地方選管 の認めた者に限り、これらの者は守秘義務を負 う。</p> <p>6.代表選管は、党本部に定時登録された党员およ びサポーターを有権者名簿に登録するにあたり、 日本国民以外のサポーターを除外するとともに、 公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排 除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・ 団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正 に行う。</p> <p>7.代表選管は、代表の任期が満了する年に党本部</p>	<p>5.第 1 項第四号に定める党员およびサポーターと は、代表の任期が満了する年の定時登録において 党本部に登録された日本国民をいう。</p> <p>6.決選投票を行う場合の有権者は、第 16 条に定め る。</p> <p>(有権者名簿への登録)</p> <p>第 5 条</p> <p>1.前条に定める代表選挙の有権者は、代表選管に よって有権者名簿に登録されることにより、代表 選挙の投票を行うことができる。</p> <p>2.代表選管は、告示日の 7 日前までに、本規則およ び組織規則に定める要件を満たした党员および サポーターを有権者名簿に登録する。</p> <p>3. (削除)</p> <p>4. (削除)</p> <p>5. (削除)</p> <p>3.代表選管は、党本部に定時登録された党员およ びサポーターを有権者名簿に登録するにあたり、 日本国民以外のサポーターを除外するとともに、 公正な立場から、名寄せによる登録者の重複の排 除、住所地確認による架空住所地あるいは法人・ 団体事務所気付住所登録者の排除・是正等を厳正 に行う。</p> <p>4.代表選管は、代表の任期が満了する年に党本部</p>
---	---

<p>に定時登録された地方自治体議員およびその後地方自治体議員になった者を地方選管からの申請にもとづき、告示日の7日前までに有権者名簿に登録する。ただし、定時登録後に地方自治体議員となった者は、県連を経由して党本部に登録料1,000円を納付しなければならない。</p> <p>8.代表選管は、告示日の7日前までに、公認候補予定者および国会議員を有権者名簿に登録する。これらの有権者の登録料の納付については、前項に準ずる。</p> <p>9.地方自治体議員、公認候補予定者および国会議員は、<u>党員</u>およびサポーターの有権者名簿には登録されず、<u>党員</u>としての投票権は有しない。</p>	<p>に定時登録された地方自治体議員およびその後地方自治体議員になった者を地方選管からの申請にもとづき、告示日の7日前までに有権者名簿に登録する。ただし、定時登録後に地方自治体議員となった者は、県連を経由して党本部に登録料1,000円を納付しなければならない。</p> <p>5.代表選管は、告示日の7日前までに、公認候補予定者および国会議員を有権者名簿に登録する。これらの有権者の登録料の納付については、前項に準ずる。</p> <p>6.地方自治体議員、公認候補予定者および国会議員は、<u>党員</u>およびサポーターの有権者名簿には登録されず、<u>党員</u>としての投票権は有しない。</p>
---	---

第3章 任期満了選挙の日程

<p>(選挙期日および告示日)</p> <p>第6条</p> <p>1.代表の任期満了による代表選挙は、任期の終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2.任期満了選挙の期日および日程（以下、「選挙日程」という）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>3.任期満了選挙の選挙運動期間は、告示日および投票日を含め14日以内とする。</p> <p>4.常任幹事会は、政治情勢等に係りとくに必要があると判断する場合、両院議員総会の承認の下に、選挙日程について、第1項と異なる決定をすることができる。</p>	<p>(選挙期日および告示日)</p> <p>第6条</p> <p>1.代表の任期満了による代表選挙は、任期の終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2.任期満了選挙の期日および日程（以下、「選挙日程」という）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>3.任期満了選挙の選挙運動期間は、告示日および投票日を含め14日以内とする。</p> <p>4.常任幹事会は、政治情勢等に係りとくに必要があると判断する場合、両院議員総会の承認の下に、選挙日程について、第1項と異なる決定をすることができる。</p>
---	---

第4章 代表候補者

<p>(代表候補者)</p> <p>第7条</p> <p>1.代表候補者となることができる者は、所属国会議員とする。</p> <p>2.代表候補者は、代表選挙の告示日に、代表選管委員及び地方選管委員を除く20人以上、25人以内の国会議員の推薦状を添えて、代表選管に届け出ることを要する。</p> <p>3.代表選管は、代表候補者が届け出た場合には、<u>すみやかに</u>地方選管に通知し、公告する。</p>	<p>(代表候補者)</p> <p>第7条</p> <p>1.代表候補者となることができる者は、所属国会議員とする。</p> <p>2.代表候補者は、代表選挙の告示日に、代表選管委員および地方選管委員を除く20人以上、25人以内の国会議員の推薦状を添えて、代表選管に届け出ることを要する。</p> <p>3.代表選管は、代表候補者が届け出た場合には、<u>速やかに</u>地方選管に通知し、公告する。</p>
--	--

<p>(政見) 第 8 条 1.代表候補者は、国政に関する政策および党運営に関する方針など、政見を明らかにし、第 6 章において定める方法によって有権者に知らせることとする。</p> <p>(代表候補者に対する措置) 第 9 条 1.代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選管は立候補の届出を取消することができる。 2.代表候補者が第 6 章の規定に違反した場合その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は常任幹事会に諮り、必要な措置について両院議員総会に申請することができる。</p>	<p>(政見) 第 8 条 1.代表候補者は、国政に関する政策および党運営に関する方針など、政見を明らかにし、第 6 章において定める方法によって有権者に知らせることとする。</p> <p>(代表候補者に対する措置) 第 9 条 1.代表候補者が立候補の要件を欠いた場合には、代表選管は立候補の届出を取消することができる。 2.代表候補者が第 6 章の規定に違反した場合その他代表候補者としてふさわしくない行為を行った場合には、代表選管は常任幹事会に諮り、必要な措置について両院議員総会に申請することができる。</p>
<p>第 5 章 投票、開票および当選者の決定</p>	
<p>(投票) 第 10 条 1.代表選挙は、代表候補者に対する有権者の投票により行う。 2.投票の結果、各代表候補者が獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって、当選者を決定する。 3.代表候補者が 1 名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。</p> <p>(党員・サポーター投票) 第 11 条 1.党員およびサポーターは、所属する総支部にかかわらず、<u>住所地の存在する都道府県を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて当該都道府県に配分されたポイント(以下、「県別ポイント」という)をドント方式によって配分する。</u> 2.党員およびサポーターの投票において<u>全都道府県に基礎的に配分されるポイント総数(以下、「党員・サポーター基礎配分ポイント」という)</u>は、</p>	<p>(投票) 第 10 条 1.代表選挙は、代表候補者に対する有権者の投票により行う。 2.投票の結果、各代表候補者が獲得する各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって、当選者を決定する。 3.代表候補者が 1 名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。</p> <p>(党員・サポーター投票) 第 11 条 1.党員およびサポーターは、所属する総支部にかかわらず、<u>全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて党員およびサポーターに配分されたポイントをドント方式によって配分する。</u> 2.党員およびサポーターの投票に配分されるポイントは、第 4 条第 1 項 1 号に定める党所属国会議員総数の 2 倍の数と、第 4 条第 1 項 2 号に定</p>

<p>第4条第1項4号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項3号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切上げることとする。</p> <p>3. <u>県別ポイントは、当該都道府県有権者数を全国有権者数で割った商と、当該都道府県の党员・サポーター数を全国の党员・サポーター総数で割った商を足した数値に、前項で定める「党员・サポーター基礎配分ポイント」を乗じた積の2分の1とする。但し、小数点以下は切上げることとし、その合計を党员・サポーターポイントの総数とする。</u></p> <p>4. <u>代表選管は、告示日の7日前までに、党员・サポーターポイントを確認し、公告する。</u></p> <p>5. <u>郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。</u></p>	<p>める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切上げることとする。</p> <p>3. (削除)</p> <p>4. (削除)</p> <p>3. <u>郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。</u></p>
<p>(地方自治体議員投票)</p> <p>第12条</p> <p>1. 地方自治体議員は、全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて地方自治体議員に配分されたポイントをドント方式によって配分する。</p> <p>2. 地方自治体議員の投票に配分されるポイントは、第4条第1項4号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項3号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切り上げることとする。</p> <p>3. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。</p>	<p>(地方自治体議員投票)</p> <p>第12条</p> <p>1. 地方自治体議員は、全国を単位として郵便投票を行い、各代表候補者の得票数に応じて地方自治体議員に配分されたポイントをドント方式によって配分する。</p> <p>2. 地方自治体議員の投票に配分されるポイントは、第4条第1項1号に定める党所属国会議員総数の2倍の数と、第4条第1項2号に定める国政選挙の公認候補予定者総数との和の数の2分の1とする。ただし、小数点以下は切り上げることとする。</p> <p>3. 郵便投票の具体的な方法については、代表選管の定めるところによる。</p>
<p>(公認候補予定者および国会議員投票)</p> <p>第13条</p> <p>1. 公認候補予定者は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数と同数のポイントを配分する。</p> <p>2. 国会議員は、臨時党大会において一括して投票</p>	<p>(公認候補予定者および国会議員投票)</p> <p>第13条</p> <p>1. 公認候補予定者は、臨時党大会において一括して投票を行い、各代表候補者に得票数と同数のポイントを配分する。</p> <p>2. 国会議員は、臨時党大会において一括して投票</p>

を行い、各代表候補者に得票数の2倍のポイントを配分する。

- 3.公認候補予定者および国会議員の投票は、臨時党大会における無記名投票とし、いかなる場合においても代理投票は認めない。ただし、代表選管が特段の事由があると認める場合には、代表選管の指定する日時および会場において、不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密)

第14条

- 1.代表選管および地方選管は、投票および開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(開票)

第15条

- 1.代表選挙の開票は、代表選管の監督の下に行う。
- 2.代表選管は、有権者の種別ごとに開票結果および代表候補者の得たポイントを確定する。その際、党員およびサポーター投票については、都道府県ごとに代表候補者の得た票数およびポイントを確定する。
- 3.代表選管は、郵便投票の締切後において、第2項のポイントの確定に先立ち、予め開票日前に予備開票を行うことができる。
- 4.公認候補予定者および国会議員の直接投票は、郵便投票の開票結果を臨時党大会に報告した後に行う。
- 5.代表選管は、代表候補者が得た有権者の種別ごとの確定したポイントを合計し、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。その際、第2項の票数およびポイントの確定について、あわせて報告するものとする。
- 6.第2項および第4項ならびに第16条の投票に係る開票について、代表候補者は代表選管の定めるところにより、開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

を行い、各代表候補者に得票数の2倍のポイントを配分する。

- 3.公認候補予定者および国会議員の投票は、臨時党大会における無記名投票とし、いかなる場合においても代理投票は認めない。ただし、代表選管が特段の事由があると認める場合には、代表選管の指定する日時および会場において、不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密)

第14条

- 1.代表選管および地方選管は、投票および開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

(開票)

第15条

- 1.代表選挙の開票は、代表選管の監督の下に行う。
- 2.代表選管は、有権者の種別ごとに開票結果および代表候補者の得たポイントを確定する。
- 3.代表選管は、郵便投票の締切後において、第2項のポイントの確定に先立ち、予め開票日前に予備開票を行うことができる。
- 4.公認候補予定者および国会議員の直接投票は、郵便投票の開票結果を臨時党大会に報告した後に行う。
- 5.代表選管は、代表候補者が得た有権者の種別ごとの確定したポイントを合計し、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。その際、第2項の票数およびポイントの確定について、あわせて報告するものとする。
- 6.第2項および第4項ならびに第16条の投票に係る開票について、代表候補者は代表選管の定めるところにより、開票立会人となるべき者を届け出ることができる。

<p>(決選投票)</p> <p>第 16 条</p> <p>1.代表候補者が 3 名以上立候補している場合であって、開票の結果、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、代表選管はその旨を臨時党大会に報告し、臨時党大会において獲得ポイントの上位 2 者に対する決選投票を行い、当選者を決定する。</p> <p>2.前項の決選投票による当選者は、ポイント数が多数であった候補者とする。</p> <p>3.決選投票は、国会議員および公認候補予定者による直接投票で行い、国会議員の投票は各 2 ポイントに換算する。</p> <p>(任期満了選挙実施のための臨時党大会)</p> <p>第 17 条</p> <p>1.任期満了選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。</p> <p>2.前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各 1 名によって構成する。</p> <p>3.臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。</p>	<p>(決選投票)</p> <p>第 16 条</p> <p>1.代表候補者が 3 名以上立候補している場合であって、開票の結果、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、代表選管はその旨を臨時党大会に報告し、臨時党大会において獲得ポイントの上位 2 者に対する決選投票を行い、当選者を決定する。</p> <p>2.前項の決選投票による当選者は、ポイント数が多数であった候補者とする。</p> <p>3.決選投票は、国会議員および公認候補予定者による直接投票で行い、国会議員の投票は各 2 ポイントに換算する。</p> <p>(任期満了選挙実施のための臨時党大会)</p> <p>第 17 条</p> <p>1.任期満了選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。</p> <p>2.前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各 1 名によって構成する。</p> <p>3.臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。</p>
<p>第 6 章 選挙運動</p>	
<p>(代表候補者の選挙運動)</p> <p>第 18 条</p> <p>1.代表選挙の選挙運動期間は、告示日よりすべての投票が終了するまでとする。</p> <p>2.選挙運動は、代表選管規程で定めるものを除き、原則として、自由とする。</p> <p>3.代表候補者および選挙運動に従事する者は、代表選挙に関して買収および供応、代表候補者の名誉を傷つける行為、倫理規則第 2 条に反する行為を行ってはならない。</p> <p>4.代表選管は、前項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表し、および当該行為の中止勧告等を行うものとする。</p> <p>(代表選管による党営選挙等)</p>	<p>(代表候補者の選挙運動)</p> <p>第 18 条</p> <p>1.代表選挙の選挙運動期間は、告示日よりすべての投票が終了するまでとする。</p> <p>2.選挙運動は、代表選管規程で定めるものを除き、原則として、自由とする。</p> <p>3.代表候補者および選挙運動に従事する者は、代表選挙に関して買収および供応、代表候補者の名誉を傷つける行為、倫理規則第 2 条に反する行為を行ってはならない。</p> <p>4.代表選管は、前項の行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表し、および当該行為の中止勧告等を行うものとする。</p> <p>(代表選管による党営選挙等)</p>

<p>第 19 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.代表選管は、代表選管規程で定めるところにより、選挙公報の発行、立会演説会の開催など、党営選挙運動の機会を提供することができる。 2.代表選管は、報道機関等が開催する共同記者会見、その他の企画について、代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選管は各代表候補者の要請にもとづき各代表候補者の報道機関への対応等について調整できる。 3.代表選管は、告示後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示以前において代表候補予定者に届出に必要な書類等の事前提出を求め、事前説明会を開催することができる。 4.代表候補予定者は、前 3 項について、代表選管に協力しなければならない。 5.党本部執行機関は、代表選管からの要請にもとづく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできない。 <p>(県連による党営選挙、予備的調査)</p>	<p>第 19 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.代表選管は、代表選管規程で定めるところにより、選挙公報の発行、立会演説会の開催など、党営選挙運動の機会を提供することができる。 2.代表選管は、報道機関等が開催する共同記者会見、その他の企画について、代表候補者の出席を要請することができる。また、代表選管は各代表候補者の要請にもとづき各代表候補者の報道機関への対応等について調整できる。 3.代表選管は、告示後の選挙運動を円滑に遂行し、有権者に代表候補者の政見等を周知するために、告示以前において代表候補予定者に届出に必要な書類等の事前提出を求め、事前説明会を開催することができる。 4.代表候補予定者は、前 3 項について、代表選管に協力しなければならない。 5.党本部執行機関は、代表選管からの要請にもとづく場合を除き、代表候補者の選挙運動に関わることはできない。 <p>(県連による党営選挙、予備的調査)</p>
<p>第 20 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.県連は、地方選管と共同して、独自の党営選挙運動の機会を提供することができる。 2.県連および総支部は、当該執行機関の決定にもとづき、予め当該県連または総支部に所属する党员およびサポーターの意向等を把握するための予備的調査(予備投票や電話調査など当該組織の執行機関で定める方法による調査、およびその結果の事前発表)を行うことができる。 3.前項に要する経費は当該組織の負担とする。 4.地方選管は、県連および総支部が第 1 項および第 2 項の党営選挙運動および予備的調査を行う場合には、公正性の担保、個人情報の保護および流出防止、経費支出の抑制、選挙日程との整合性の確保等を図るため、厳正に監視し、必要な指導を行わなければならない。 <p>(選挙運動費用)</p>	<p>第 20 条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.県連は、地方選管と共同して、独自の党営選挙運動の機会を提供することができる。 2.県連および総支部は、当該執行機関の決定にもとづき、予め当該県連または総支部に所属する党员およびサポーターの意向等を把握するための予備的調査(予備投票や電話調査など当該組織の執行機関で定める方法による調査、およびその結果の事前発表)を行うことができる。 3.前項に要する経費は当該組織の負担とする。 4.地方選管は、県連および総支部が第 1 項および第 2 項の党営選挙運動および予備的調査を行う場合には、公正性の担保、個人情報の保護および流出防止、経費支出の抑制、選挙日程との整合性の確保等を図るため、厳正に監視し、必要な指導を行わなければならない。 <p>(選挙運動費用)</p>

<p>第 21 条</p> <p>1.代表選管は、代表候補者の選挙運動費用の上限等について定めることができる。</p> <p>2.代表選管は、前項の定めを行った場合、<u>すみやかに</u>公告するものとする。</p>	<p>第 21 条</p> <p>1.代表選管は、代表候補者の選挙運動費用の上限等について定めることができる。</p> <p>2.代表選管は、前項の定めを行った場合、<u>速やかに</u>公告するものとする。</p>
<p>第 7 章 選挙の無効および不服の申し立て</p>	
<p>(選挙の無効)</p> <p>第 22 条</p> <p>1.代表選管は、有権者の確定において重大な瑕疵があった場合および選挙運動において重大な違反が行われた場合等、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができる。</p> <p>2.前項の宣言は、両院議員総会の承認を得た後、効力を発生する。</p> <p>3.第 1 項の宣言が効力を発生した場合には、代表選管は、改めて代表選挙を行わなければならない。</p> <p>4.地方選管は、有権者の確定における瑕疵および選挙運動における違反を知った場合には、<u>すみやかに</u>代表選管に報告しなければならない。</p> <p>(不服申し立て)</p> <p>第 23 条</p> <p>1.本規則による代表選挙の手續に関して不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、当該有権者の登録を所管する代表選管または地方選管に対して申し立てをすることができる。</p> <p>2.前項の申し立てがあった場合は、当該選管は<u>すみやかに</u>審査を開始し、必要な措置を決定しなければならない。</p> <p>3.地方選管の処分不服がある有権者は、代表選管に不服を申し立てることができる。</p> <p>4.代表選管の処分に対しては、不服を申し立てることができないものとする。</p>	<p>(選挙の無効)</p> <p>第 22 条</p> <p>1.代表選管は、有権者の確定において重大な瑕疵があった場合および選挙運動において重大な違反が行われた場合等、選挙の公正が著しく損なわれたと判断した場合には、選挙の無効を宣言することができる。</p> <p>2.前項の宣言は、両院議員総会の承認を得た後、効力を発生する。</p> <p>3.第 1 項の宣言が効力を発生した場合には、代表選管は、改めて代表選挙を行わなければならない。</p> <p>4.地方選管は、有権者の確定における瑕疵および選挙運動における違反を知った場合には、<u>速やかに</u>代表選管に報告しなければならない。</p> <p>(不服申し立て)</p> <p>第 23 条</p> <p>1.本規則による代表選挙の手續に関して不服がある有権者は、事実を記した書面をもって、当該有権者の登録を所管する代表選管または地方選管に対して申し立てをすることができる。</p> <p>2.前項の申し立てがあった場合は、当該選管は<u>速やかに</u>審査を開始し、必要な措置を決定しなければならない。</p> <p>3.地方選管の処分不服がある有権者は、代表選管に不服を申し立てることができる。</p> <p>4.代表選管の処分に対しては、不服を申し立てることができないものとする。</p>
<p>第 8 章 任期途中の代表選挙</p>	
<p>(選挙日程)</p> <p>第 24 条</p> <p>1.任期途中に代表が欠けた場合の代表選挙は、党</p>	<p>(選挙日程)</p> <p>第 24 条</p> <p>1.任期途中に代表が欠けた場合の代表選挙は、党</p>

<p>規約第 12 条第 5 項及び第 6 項 にもとづき実施する。</p> <p>2.任期途中選挙は、党規約第 12 条第 5 項にもとづき党员およびサポーターを含む選挙を行う場合は代表が欠けた日から 60 日以内に行う。党規約第 12 条第 6 項にもとづき臨時党大会あるいは両院議員総会で代表を選出する場合は代表が欠けた日から 40 日以内に行う。</p> <p>3.選挙日程（選挙期日および日程）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>4.選挙日程の決定にあたっては、一定の選挙運動期間を設ける。</p> <p>5.代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表選挙の実施を公告する。</p>	<p>規約第 12 条第 5 項および第 6 項 にもとづき実施する。</p> <p>2.任期途中選挙は、党規約第 12 条第 5 項にもとづき党员およびサポーターを含む選挙を行う場合は代表が欠けた日から 60 日以内に行う。党規約第 12 条第 6 項にもとづき臨時党大会あるいは両院議員総会で代表を選出する場合は代表が欠けた日から 40 日以内に行う。</p> <p>3.選挙日程（選挙期日および日程）は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>4.選挙日程の決定にあたっては、一定の選挙運動期間を設ける。</p> <p>5.代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表選挙の実施を公告する。</p>
<p>(代表候補者)</p> <p>第 25 条</p> <p>1.代表候補者については、第 7 条から第 9 条までの定めによる。</p> <p>2.代表候補者が 1 名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。</p>	<p>(代表候補者)</p> <p>第 25 条</p> <p>1.代表候補者については、第 7 条から第 9 条までの定めによる。</p> <p>2.代表候補者が 1 名である場合には、臨時党大会または両院議員総会における承認をもって選挙に代える。</p>
<p>(有権者)</p> <p>第 26 条</p> <p>1.党規約第 12 条第 5 項にもとづき、任期途中選挙において党员およびサポーターを含む選挙を行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく所属国会議員 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者 三 選挙日程が両院議員総会で承認された日において党籍を有する地方自治体議員 四 直近の定時登録において党本部に登録された党员および日本国民のサポーター <p>2.各有権者の投票、開票、決選投票および臨時党大</p>	<p>(有権者)</p> <p>第 26 条</p> <p>1.党規約第 12 条第 5 項にもとづき、任期途中選挙において党员およびサポーターを含む選挙を行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく所属国会議員 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者 三 選挙日程が両院議員総会で承認された日において党籍を有する地方自治体議員 四 直近の定時登録において党本部に登録された党员および日本国民のサポーター <p>2.各有権者の投票、開票、決選投票および臨時党大</p>

会については、第10条から第17条の規定を準用する。

(任期途中選挙実施のための臨時党大会)

第27条

1. 党規約第12条第6項にもとづき任期途中の代表選挙を臨時党大会で行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。

- 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく党所属国会議員
- 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
- 三 県連執行機関で選出され、代表選管が定める期日までに代表選管に登録された県連代議員各3名

第28条

1. 任期途中選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

(臨時党大会で行う任期途中代表選挙の投開票)

第29条

1. 臨時党大会で行う任期途中の代表選挙は、臨時党大会における国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名による無記名投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算し、その他の投票は1ポイントとする。
2. 代表選管は、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。
3. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、第16条を準用し、国会議員および公認候補予定者の直接投

会については、第10条から第17条の規定を準用する。

(任期途中選挙実施のための臨時党大会)

第27条

1. 党規約第12条第6項にもとづき任期途中の代表選挙を臨時党大会で行う場合の有権者は、以下の各号に定める者とする。

- 一 選挙日程が両院議員総会で承認された日における政党助成法の届出にもとづく党所属国会議員
- 二 選挙日程が両院議員総会で承認された日における国政選挙の公認候補予定者
- 三 県連執行機関で選出され、代表選管が定める期日までに代表選管に登録された県連代議員各3名

第28条

1. 任期途中選挙実施のための臨時党大会は、常任幹事会の決定により招集する。
2. 前項の臨時党大会は、国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名によって構成する。
3. 臨時党大会における代表選挙以外の案件の議決は、多数決による。

(臨時党大会で行う任期途中代表選挙の投開票)

第29条

1. 臨時党大会で行う任期途中の代表選挙は、臨時党大会における国会議員、公認候補予定者および県連代議員各3名による無記名投票で行い、国会議員の投票は各2ポイントに換算し、その他の投票は1ポイントとする。
2. 代表選管は、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者を当選者と決定し、臨時党大会に報告する。
3. 代表候補者が3名以上立候補している場合であって、有効投票にもとづくポイント総数の過半数を得た代表候補者がいない場合には、第16条を準用し、国会議員および公認候補予定者の直接投

<p>票による決選投票を行い、当選者を決定する。</p> <p>(代表解任の選挙実施)</p> <p>第 30 条</p> <p>1.党規約第 12 条第 11 項にもとづく代表解任選挙は、本規則第 11 条から第 17 条および第 26 条の規定を準用する。</p> <p>2.代表解任選挙は、代表解任選挙の実施が議決された党大会から 40 日以内に行う。</p> <p>3.選挙日程は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>4.代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表解任選挙の実施を公告する。</p> <p>5.代表選管は、代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。</p> <p>6.代表解任選挙は、代表解任の可否についての有権者の投票により行う。</p> <p>7.投票の結果、代表解任の可否について各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって決定する。</p> <p>(選挙運動等)</p> <p>第 31 条</p> <p>1.任期途中選挙における選挙運動、選挙の無効および不服の申し立てについては、第 18 条から第 23 条までの規定を準用する。</p> <p>(代表選管規程)</p> <p>第 32 条</p> <p>1.代表選管は、任期途中選挙および代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。</p>	<p>票による決選投票を行い、当選者を決定する。</p> <p>(代表解任の選挙実施)</p> <p>第 30 条</p> <p>1.党規約第 12 条第 11 項にもとづく代表解任選挙は、本規則第 11 条から第 17 条および第 26 条の規定を準用する。</p> <p>2.代表解任選挙は、代表解任選挙の実施が議決された党大会から 40 日以内に行う。</p> <p>3.選挙日程は、常任幹事会で決定し、両院議員総会の承認を得る。</p> <p>4.代表選管は、両院議員総会において選挙日程が承認された日に、代表解任選挙の実施を公告する。</p> <p>5.代表選管は、代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。</p> <p>6.代表解任選挙は、代表解任の可否についての有権者の投票により行う。</p> <p>7.投票の結果、代表解任の可否について各有権者の種類ごとに定められたポイントの総数の多少によって決定する。</p> <p>(選挙運動等)</p> <p>第 31 条</p> <p>1.任期途中選挙における選挙運動、選挙の無効および不服の申し立てについては、第 18 条から第 23 条までの規定を準用する。</p> <p>(代表選管規程)</p> <p>第 32 条</p> <p>1.代表選管は、任期途中選挙および代表解任選挙の実施に必要な規程を定めることができる。</p>
<p>附則</p>	
<p>第 1 条</p> <p>1.本規則は、常任幹事会の定める日より施行する。</p> <p>第 2 条</p> <p>1.本規則における公告の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。</p>	<p>第 1 条</p> <p>1.本規則は、常任幹事会の定める日より施行する。</p> <p>第 2 条</p> <p>1.本規則における公告の方法は、党公式サイト等への掲載等によるものとする。</p>

<p><u>第3条</u></p> <p><u>1.本規約にかかわらず、2019年9月末日までの間、共同会派に所属する国会議員で、本党所属議員でない者に、両院議員総会の決議に基づき、代表候補者の推薦人となること、代表選挙及び代表解任選挙における国会議員投票を行なうことの権利を付与することができる。</u></p>	<p><u>第3条（削除）</u></p>
---	-----------------------

民進党 倫理規則（改正案）

第1章 目的

（目的）

第1条

1. 本規則は、党規約第43条及び第44条の規定にもとづき、党員の倫理規範、倫理規範の違反に対する措置及び処分、ならびに倫理委員会の運営等、党員の倫理の遵守に関して必要な事項について定める。

第2章 党員の倫理の確保

（倫理規範）

第2条

1. 本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為（以下「倫理規範に反する行為」という）を行ってはならない。
 - 一 汚職、選挙違反及び政治資金規正法令違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為
 - 二 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為
 - 三 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為

（倫理の確保）

第3条

1. 常任幹事会は、党員が倫理を遵守するよう努めなければならない。
2. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、速やかに調査を行って事実を確認し、その結果に応じて、必要な措置を行い、または処分を発議しなければならない。

（措置および処分）

第4条

1. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、常任幹事会

の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。

- 一 幹事長名による注意
 - 二 常任幹事会名による嚴重注意
 - 三 党の役職の一定期間内の停止または解任
 - 四 党公認または推薦等の取り消し（衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む）
 - 五 公職の辞任勧告
2. 常任幹事会は、党員の倫理規範に反する行為が、党の綱領基本理念、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼすと判断した場合、幹事長の発議に基づき、以下の各号に掲げる処分を行うことができる。
- 一 党員資格の停止
 - 二 離党の勧告
 - 三 除籍
3. 前2項の措置及び処分は、重ねて行うことができる。

(支部の解散等)

第5条

1. 常任幹事会は、本部が設置承認した支部（都道府県総支部連合会（以下「県連」という）及び総支部等）または当該支部の代表者等が、政治資金規正法及び政党助成法並びに公職選挙法等の法令に違反し、または著しく不適切な支部運営を行ったと認めた場合には、組織委員長の発議に基づき、支部の解散または当該支部の代表者等の変更等を指示することができる。
2. 常任幹事会は、支部又は支部代表者が、前項の指示に従わない場合、その決定に基づき、政治資金規正法及び政党助成法の規定に従って、本部において、当該支部の政党支部としての届出を抹消し、かつ都道府県選挙管理委員会に対する政治団体たる支部の解散手続きを代行することができる。

第3章 倫理の確保に関する手続

(常任幹事会の手続)

第6条

1. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第2項に定める処分を行おうとする場合は、倫理委員会の意見を聴かなければならない。ただし、党の信用保持にとって緊急の場合には、処分を行った後に倫理委員会の意見を聴

- くことができる。
2. 常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第1項に定める措置を承認するにあたって、特に必要と判断する場合、倫理委員会の意見を求めることができる。
 3. 幹事長は、倫理規範に反する行為に関する措置又は処分を決定し、または発議する場合、調査に基づいて事実を確認して公正な判断を行うとともに、措置又は処分の対象となる党員の弁明を聴取する機会を確保するなど、その権利の擁護に配慮しなければならない。
 4. 幹事長は、前項にかかわる調査を倫理委員会に委任することができる。
 5. 幹事長は、党員に対する措置又は処分が決定された場合、速やかに当該党員に通知しなければならない。

(倫理委員会の手続)

第7条

1. 倫理委員会は、常任幹事会から、倫理規範に反する行為にかかる処分又は措置に関して意見を求められたときは、速やかに審議を行い、意見を述べなければならない。
2. 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取するなど事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
3. 倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、必要に応じて、本部の諸機関及び役員、役職者等、県連、総支部並びに党員に対して、調査への協力を要請し、また意見を求めることができる。

(措置または処分の請求)

第8条

1. 党員は、所属する県連の執行機関の議決を経て当該県連名で、幹事長又は倫理委員会に対し、国会議員、国政選挙の候補者である党員、または国会議員の経歴を有する党員にかかる倫理審査を請求することができる。
2. 前項の請求党員が国会議員である場合は、所属する県連の執行機関の議を経ることなく、幹事長又は倫理委員会に審査を請求することができる。
3. 前2項の請求は、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって行わなければならない。
4. 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。

(不服の申立)

第9条

1. 措置又は処分を受けた党员又は党员であった者は、常任幹事会に対して、不服の申立を行うことができる。
2. 前項の不服申立は、措置又は処分の通知が行われた後1週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。
3. 常任幹事会は、不服申立に対して審査を行い、書面で回答しなければならない。
4. 処分にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を聴かなければならず、措置にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を求めることができる。
5. 倫理委員会は、常任幹事会から不服の申立に関する意見を求められたときは、速やかに審議し、意見を述べなければならない。
6. 不服申立は、重ねて行うことはできない。

第4章 倫理委員会の運営

(倫理委員会の組織)

第10条

1. 党規約第34条に基づいて設置される倫理委員会（以下「委員会」という）は、倫理委員長（以下「委員長」という）を補佐するため、倫理委員（以下「委員」という）の互選で副委員長を選任することができる。

(倫理委員会の運営)

第11条

1. 委員会は、委員長がこれを招集する。
2. 委員長は、常任幹事会から意見を求められたとき、過半数の委員から請求があったとき、および本規則第8条による倫理委員会に対する倫理審査の請求があったときには、委員会を招集しなければならない。
3. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。議案に対する賛否同数の場合は、委員長が決する。

(倫理委員会細則)

第12条

1. 委員会は、党規約および本規則の範囲内で、党员の倫理の確保および倫理委員会の運営等について、倫理委員会細則を定めることができる。

(倫理委員会事務局)

第 13 条

1. 倫理委員会は、その職務を遂行するため、幹事長の承認を得て、党本部事務局のうちから倫理委員会事務局を任命することができる。

(秘密の保持)

第 14 条

1. 倫理委員および事務局員は、倫理審査に伴い知り得た情報を漏洩してはならない。

第 5 章 県連における倫理の確保および手続

(県連における倫理の確保)

第 15 条

1. 国会議員、国政選挙の候補者、および国会議員の経験を有し幹事長が特に党本部が取り扱うべきと判断する以外の党員の倫理の確保については、党規約の定めにしたがい、幹事長及び常任幹事会の有する権限は県連の執行機関が有するものとし、常任幹事会が行うべき事項は県連の執行機関が行い、倫理委員会が行うべき事項は県連倫理委員会が行うものとする。
2. 党員は、所属総支部の執行機関の議決を経て総支部名で、所属県連に対して県連に所属する党員の倫理審査を請求し、また前項に関する手続について意見を述べるることができる。
3. 常任幹事会は、特に必要と判断する場合、第 1 項にかかわらず、第 1 項に規定する党員について、県連に倫理審査を勧告し、または本規則第 4 条に定める措置又は処分を行うよう指示することができる。
4. 常任幹事会は、特に必要であると判断する場合、県連執行機関が行った党員に対する措置又は処分に対して、再審査を勧告することができる。

(県連倫理委員会の設置等)

第 16 条

1. 前条の手続を行うため、県連に倫理委員会を設置するものとし、その運営は党規約及び本規則に基づく倫理委員会の運営に準じて県連で定める。
2. 本章に定める以外の県連が行う党員の倫理確保に関する手続に関しては、本規則の規定を準じて県連で定める。

附 則

第1条

1. 本規則は、常任幹事会の決定をもって改正することができる。

第2条

1. 本規則は、常任幹事会の決定と同時に発効する。

民進党 倫理規則 (新旧対照表)

(下線部分は修正部分)

現行	改定案
第1章 目的	
<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>1.本規則は、党規約第42条及び第43条の規定にもとづき、党員の倫理規範、倫理規範の違反に対する措置及び処分、ならびに倫理委員会の運営等、党員の倫理の遵守に関して必要な事項について定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>1.本規則は、党規約第43条及び第44条の規定にもとづき、党員の倫理規範、倫理規範の違反に対する措置及び処分、ならびに倫理委員会の運営等、党員の倫理の遵守に関して必要な事項について定める。</p>
第2章 党員の倫理の確保	
<p>(倫理規範)</p> <p>第2条</p> <p>1.本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為（以下「倫理規範に反する行為」という）を行ってはならない。</p> <p>一 汚職、選挙違反及び政治資金規正法令違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為</p> <p>二 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為</p> <p>三 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為</p>	<p>(倫理規範)</p> <p>第2条</p> <p>1.本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為（以下「倫理規範に反する行為」という）を行ってはならない。</p> <p>一 汚職、選挙違反及び政治資金規正法令違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為</p> <p>二 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為</p> <p>三 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為</p>
<p>(倫理の確保)</p> <p>第3条</p> <p>1.常任幹事会は、党員が倫理を遵守するよう努めなければならない。</p> <p>2.幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、<u>すみやかに</u>調査を行って事実を確認し、その結果に応じて、必要な措置を行い、または処分を発議しなければならない。</p>	<p>(倫理の確保)</p> <p>第3条</p> <p>1.常任幹事会は、党員が倫理を遵守するよう努めなければならない。</p> <p>2.幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと思われる場合、<u>速やかに</u>調査を行って事実を確認し、その結果に応じて、必要な措置を行い、または処分を発議しなければならない。</p>
<p>(措置および処分)</p> <p>第4条</p> <p>1.幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行っ</p>	<p>(措置および処分)</p> <p>第4条</p> <p>1.幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行っ</p>

たと判断した場合、常任幹事会の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。

- 一 幹事長名による注意
- 二 常任幹事会名による嚴重注意
- 三 党の役職の一定期間内の停止または解任
- 四 党公認または推薦等の取り消し（衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む）

五 公職の辞任勧告

2.常任幹事会は、党員の倫理規範に反する行為が、党の綱領基本理念、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼすと判断した場合、幹事長の発議に基づき、以下の各号に掲げる処分を行うことができる。

- 一 党員資格の停止
- 二 離党の勧告
- 三 除籍

3.前二項の措置及び処分は、重ねて行うことができる。

(支部の解散等)

第5条

1.常任幹事会は、本部が設置承認した支部（都道府県総支部連合会（以下「県連」という）及び総支部等）または当該支部の代表者等が、政治資金規正法及び政党助成法並びに公職選挙法等の法令に違反し、または著しく不適切な支部運営を行ったと認めた場合には、組織委員長の発議に基づき、支部の解散または当該支部の代表者等の変更等を指示することができる。

2.常任幹事会は、支部又は支部代表者が、前項の指示に従わない場合、その決定に基づき、政治資金規正法及び政党助成法の規定に従って、本部において、当該支部の政党支部としての届出を抹消し、かつ都道府県選挙管理委員会に対する政治団体たる支部の解散手続きを代行することができる。

たと判断した場合、常任幹事会の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。

- 一 幹事長名による注意
- 二 常任幹事会名による嚴重注意
- 三 党の役職の一定期間内の停止または解任
- 四 党公認または推薦等の取り消し（衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む）

五 公職の辞任勧告

2.常任幹事会は、党員の倫理規範に反する行為が、党の綱領基本理念、規約等に反し、本党の運営に著しい悪影響をおよぼすと判断した場合、幹事長の発議に基づき、以下の各号に掲げる処分を行うことができる。

- 一 党員資格の停止
- 二 離党の勧告
- 三 除籍

3.前2項の措置及び処分は、重ねて行うことができる。

(支部の解散等)

第5条

1.常任幹事会は、本部が設置承認した支部（都道府県総支部連合会（以下「県連」という）及び総支部等）または当該支部の代表者等が、政治資金規正法及び政党助成法並びに公職選挙法等の法令に違反し、または著しく不適切な支部運営を行ったと認めた場合には、組織委員長の発議に基づき、支部の解散または当該支部の代表者等の変更等を指示することができる。

2.常任幹事会は、支部又は支部代表者が、前項の指示に従わない場合、その決定に基づき、政治資金規正法及び政党助成法の規定に従って、本部において、当該支部の政党支部としての届出を抹消し、かつ都道府県選挙管理委員会に対する政治団体たる支部の解散手続きを代行することができる。

第3章 倫理の確保に関する手続

(常任幹事会の手続)

第6条

- 1.常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第2項に定める処分を行おうとする場合は、倫理委員会の意見を聴かなければならない。ただし、党の信用保持にとって緊急の場合には、処分を行った後に倫理委員会の意見を聴くことができる。
- 2.常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第1項に定める措置を承認するにあたって、特に必要と判断する場合、倫理委員会の意見を求めることができる。
- 3.幹事長は、倫理規範に反する行為に関する措置又は処分を決定し、または発議する場合、調査に基づいて事実を確認して公正な判断を行うとともに、措置又は処分の対象となる党員の弁明を聴取する機会を確保するなど、その権利の擁護に配慮しなければならない。
- 4.幹事長は、前項にかかわる調査を倫理委員会に委任することができる。
- 5.幹事長は、党員に対する措置又は処分が決定された場合、すみやかに当該党員に通知しなければならない。

(倫理委員会の手続)

第7条

- 1.倫理委員会は、常任幹事会から、倫理規範に反する行為にかかる処分又は措置に関して意見を求められたときは、すみやかに審議を行い、意見を述べなければならない。
- 2.倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取するなど事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
- 3.倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、必要に応じて、本部の諸機関及び役員、役職者等、県連、総支部並びに党員に対して、調査への協力を要請し、また意見を求めることができる。

(常任幹事会の手続)

第6条

- 1.常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第2項に定める処分を行おうとする場合は、倫理委員会の意見を聴かなければならない。ただし、党の信用保持にとって緊急の場合には、処分を行った後に倫理委員会の意見を聴くことができる。
- 2.常任幹事会は、倫理規範に反する行為に関して、第4条第1項に定める措置を承認するにあたって、特に必要と判断する場合、倫理委員会の意見を求めることができる。
- 3.幹事長は、倫理規範に反する行為に関する措置又は処分を決定し、または発議する場合、調査に基づいて事実を確認して公正な判断を行うとともに、措置又は処分の対象となる党員の弁明を聴取する機会を確保するなど、その権利の擁護に配慮しなければならない。
- 4.幹事長は、前項にかかわる調査を倫理委員会に委任することができる。
- 5.幹事長は、党員に対する措置又は処分が決定された場合、速やかに当該党員に通知しなければならない。

(倫理委員会の手続)

第7条

- 1.倫理委員会は、常任幹事会から、倫理規範に反する行為にかかる処分又は措置に関して意見を求められたときは、速やかに審議を行い、意見を述べなければならない。
- 2.倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、自ら関係者の意見を聴取するなど事実の調査を行い、中立かつ公正な判断を行わなければならない。
- 3.倫理委員会は、意見を求められた事案に関し、必要に応じて、本部の諸機関及び役員、役職者等、県連、総支部並びに党員に対して、調査への協力を要請し、また意見を求めることができる。

<p>(措置または処分の請求)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. 党員は、所属する県連の執行機関の議決を経て当該県連名で、幹事長又は倫理委員会に対し、国会議員、国政選挙の候補者である党員、または国会議員の経歴を有する党員にかかる倫理審査を請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求党員が国会議員である場合は、所属する県連の執行機関の議を経ることなく、幹事長又は倫理委員会に審査を請求することができる。</p> <p>3. 前 2 項の請求は、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって行わなければならない。</p> <p>4. 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。</p>	<p>(措置または処分の請求)</p> <p>第 8 条</p> <p>1. 党員は、所属する県連の執行機関の議決を経て当該県連名で、幹事長又は倫理委員会に対し、国会議員、国政選挙の候補者である党員、または国会議員の経歴を有する党員にかかる倫理審査を請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求党員が国会議員である場合は、所属する県連の執行機関の議を経ることなく、幹事長又は倫理委員会に審査を請求することができる。</p> <p>3. 前 2 項の請求は、倫理規範に反する行為が行われた事実を明示した書面をもって行わなければならない。</p> <p>4. 一の事案に関する倫理審査の請求は、重ねて行うことはできない。</p>
<p>(不服の申立)</p> <p>第 9 条</p> <p>1. 措置又は処分を受けた党員又は党員であった者は、常任幹事会に対して、不服の申立を行うことができる。</p> <p>2. 前項の不服申立は、措置又は処分の通知が行われた後 1 週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。</p> <p>3. 常任幹事会は、不服申立に対して審査を行い、書面で回答しなければならない。</p> <p>4. 処分にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を聴かなければならず、措置にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を求めることができる。</p> <p>5. 倫理委員会は、常任幹事会から不服の申立に関する意見を求められたときは、<u>すみやかに</u>審議し、意見を述べなければならない。</p> <p>6. 不服申立は、重ねて行うことはできない。</p>	<p>(不服の申立)</p> <p>第 9 条</p> <p>1. 措置又は処分を受けた党員又は党員であった者は、常任幹事会に対して、不服の申立を行うことができる。</p> <p>2. 前項の不服申立は、措置又は処分の通知が行われた後 1 週間以内に、不服の論拠を記した書面をもって行わなければならない。</p> <p>3. 常任幹事会は、不服申立に対して審査を行い、書面で回答しなければならない。</p> <p>4. 処分にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を聴かなければならず、措置にかかる不服の申立を受けたときは、倫理委員会の意見を求めることができる。</p> <p>5. 倫理委員会は、常任幹事会から不服の申立に関する意見を求められたときは、<u>速やかに</u>審議し、意見を述べなければならない。</p> <p>6. 不服申立は、重ねて行うことはできない。</p>
<p>第 4 章 倫理委員会の運営</p>	
<p>(倫理委員会の組織)</p> <p>第 10 条</p> <p>1. 党規約第 34 条に基づいて設置される倫理委員会（以下「委員会」という）は、倫理委員長（以下</p>	<p>(倫理委員会の組織)</p> <p>第 10 条</p> <p>1. 党規約第 34 条に基づいて設置される倫理委員会（以下「委員会」という）は、倫理委員長（以下</p>

<p>「委員長」という)を補佐するため、倫理委員(以下「委員」という)の互選で副委員長を選任することができる。</p> <p>(倫理委員会の運営)</p> <p>第11条</p> <p>1.委員会は、委員長がこれを招集する。</p> <p>2.委員長は、常任幹事会から意見を求められたとき、過半数の委員から請求があったとき、および本規則第8条による倫理委員会に対する倫理審査の請求があったときには、委員会を招集しなければならない。</p> <p>3.委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。議案に対する賛否同数の場合は、委員長が決する。</p> <p>(倫理委員会細則)</p> <p>第12条</p> <p>1.委員会は、党規約および本規則の範囲内で、党員の倫理の確保および倫理委員会の運営等について、倫理委員会細則を定めることができる。</p> <p>(倫理委員会事務局)</p> <p>第13条</p> <p>1.倫理委員会は、その職務を遂行するため、幹事長の承認を得て、党本部事務局のうちから倫理委員会事務局を任命することができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第14条</p> <p>1.倫理委員および事務局員は、倫理審査に伴い知り得た情報を漏洩してはならない。</p>	<p>「委員長」という)を補佐するため、倫理委員(以下「委員」という)の互選で副委員長を選任することができる。</p> <p>(倫理委員会の運営)</p> <p>第11条</p> <p>1.委員会は、委員長がこれを招集する。</p> <p>2.委員長は、常任幹事会から意見を求められたとき、過半数の委員から請求があったとき、および本規則第8条による倫理委員会に対する倫理審査の請求があったときには、委員会を招集しなければならない。</p> <p>3.委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。議案に対する賛否同数の場合は、委員長が決する。</p> <p>(倫理委員会細則)</p> <p>第12条</p> <p>1.委員会は、党規約および本規則の範囲内で、党員の倫理の確保および倫理委員会の運営等について、倫理委員会細則を定めることができる。</p> <p>(倫理委員会事務局)</p> <p>第13条</p> <p>1.倫理委員会は、その職務を遂行するため、幹事長の承認を得て、党本部事務局のうちから倫理委員会事務局を任命することができる。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第14条</p> <p>1.倫理委員および事務局員は、倫理審査に伴い知り得た情報を漏洩してはならない。</p>
<p>第5章 県連における倫理の確保および手続</p>	
<p>(県連における倫理の確保)</p> <p>第15条</p> <p>1.国会議員、国政選挙の候補者、および国会議員の経験を有し幹事長が特に党本部が取り扱うべきと判断する以外の党員の倫理の確保については、党規約の定めにしたがい、幹事長及び常任幹事会</p>	<p>(県連における倫理の確保)</p> <p>第15条</p> <p>1.国会議員、国政選挙の候補者、および国会議員の経験を有し幹事長が特に党本部が取り扱うべきと判断する以外の党員の倫理の確保については、党規約の定めにしたがい、幹事長及び常任幹事会</p>

<p>の有する権限は県連の執行機関が有するものとし、常任幹事会が行うべき事項は県連の執行機関が行い、倫理委員会が行うべき事項は県連倫理委員会が行うものとする。</p> <p>2. 党員は、所属総支部の執行機関の議決を経て総支部名で、所属県連に対して県連に所属する党員の倫理審査を請求し、また前項に関する手続について意見を述べるができる。</p> <p>3. 常任幹事会は、特に必要と判断する場合、第1項にかかわらず、第1項に規定する党員について、県連に倫理審査を勧告し、または本規則第4条に定める措置又は処分を行うよう指示することができる。</p> <p>4. 常任幹事会は、特に必要であると判断する場合、県連執行機関が行った党員に対する措置又は処分に対して、再審査を勧告することができる。</p> <p>(県連倫理委員会の設置等)</p> <p>第16条</p> <p>1. 前条の手続を行うため、県連に倫理委員会を設置するものとし、その運営は党規約及び本規則に基づく倫理委員会の運営に準じて県連で定める。</p> <p>2. 本章に定める以外の県連が行う党員の倫理確保に関する手続に関しては、本規則の規定を準じて県連で定める。</p>	<p>の有する権限は県連の執行機関が有するものとし、常任幹事会が行うべき事項は県連の執行機関が行い、倫理委員会が行うべき事項は県連倫理委員会が行うものとする。</p> <p>2. 党員は、所属総支部の執行機関の議決を経て総支部名で、所属県連に対して県連に所属する党員の倫理審査を請求し、また前項に関する手続について意見を述べることができる。</p> <p>3. 常任幹事会は、特に必要と判断する場合、第1項にかかわらず、第1項に規定する党員について、県連に倫理審査を勧告し、または本規則第4条に定める措置又は処分を行うよう指示することができる。</p> <p>4. 常任幹事会は、特に必要であると判断する場合、県連執行機関が行った党員に対する措置又は処分に対して、再審査を勧告することができる。</p> <p>(県連倫理委員会の設置等)</p> <p>第16条</p> <p>1. 前条の手続を行うため、県連に倫理委員会を設置するものとし、その運営は党規約及び本規則に基づく倫理委員会の運営に準じて県連で定める。</p> <p>2. 本章に定める以外の県連が行う党員の倫理確保に関する手続に関しては、本規則の規定を準じて県連で定める。</p>
<p>附則</p>	
<p>第1条</p> <p>1. 本規則は、常任幹事会の決定をもって改正することができる。</p> <p>第2条</p> <p>1. 本規則は、常任幹事会の決定と同時に発効する。</p>	<p>第1条</p> <p>1. 本規則は、常任幹事会の決定をもって改正することができる。</p> <p>第2条</p> <p>1. 本規則は、常任幹事会の決定と同時に発効する。</p>